

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2015.9 No.138

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



経済学と人間・自然

労働法制「改革」と労働組合運動の課題

若者雇用対策法案／ロックアウト解雇
北陸新幹線／川内原発再稼働

基礎経済科学研究所 企画案内

東京研究集会

2015年12月5日（土）14：00～17：00

経済の金融化とマルクス経済学

報告：高田太久吉（中央大学名誉教授）「マルクス経済学と金融化論」

前畠雪彦（桜美林大学教授）「アベノミクスの展開の帰結について」

司会：米田 貢（中央大学教授）

会場：駒澤大学駒澤キャンパス 1号館1－404教室

現代資本主義研究会

2015年10月17日（土）9：30～12：00

報告：十名直喜（名古屋学院大学）「「働・学・研」融合と持続可能な産業・地域
づくり」

会場：キャンパスプラザ京都6階

2015年12月12日（土）14：00～17：00

会場：立命館大学朱雀キャンパス

2016年春季研究交流会

2016年3月12日（土）、13日（日）

テーマ：「働・学・研」融合と持続可能な社会づくり

会場：名古屋学院大学さかえサテライト

※表紙：福島熱海町の市民協同発電所

（原発事故で汚染された土地に、福島の農民連と自然エネルギー市民の会が協力して取り組んだ発電所）

経済科学通信

Letters of Economic Science

第138号 (2015年9月)

NEWS を読み解く

ブラック企業の横行と厚生労働省の対応 ——若年雇用対策法案の背景と狙い	森岡 孝二	2
I BMロックアウト解雇に関して	殿塚 明夫	6
北陸新幹線の開通と地域経済への影響	佐無田 光	9
川内原発再稼働問題と再生可能エネルギー	八木 正	14

特集 経済学と人間・自然

特集によせて	増田 和夫	20
生活文化空間の構想	佐中 忠司	22
マルクスの自然観 ——エコロジーと環境問題	島崎 隆	30
自然哲学と倫理学の統合 ——片山義博氏の問題提起によせて	明石 英人	37
現代資本主義変革の理論的指針としての「環境=自己延長」論 ——「自然の重層性に基づく資本の止揚」覚書	山本 孝則	40
自然の哲学・経済学	増田 和夫	47
地域経済の構造転換を問い合わせ直す	井内 尚樹	51
テクノロジーと経済学	野口 宏	55
持続可能な循環型産業システムへの視座 ——21世紀型発展モデルの創造に向けて	十名 直喜	58

小特集 労働法制「改革」と労働組合運動の課題

特集によせて	宮下 武美	62
労働法制改革の誤解	濱口桂一郎	63
日本の労働者と「限定正社員」論 ——労働法制改革と労働組合運動の課題	浅見 和彦	67
濱口報告へのコメント	柴田 徹平	74
コメント	住谷 和典	76
討論の記録	宮下 武美	79

投稿論文

大手精密機器メーカーの組織体犯罪と「会社それ自体」の物神崇拜	前島 賢士	80
革新自治体の農政 ——京都食管を中心に	朱 然	85

投稿読書ノート

牧野広義著『人間的価値と正義』	松井 晓	92
-----------------	------	----

学会動向

過労死防止学会の設立	青木 圭介	97
------------	-------	----

勤労・実践を捉え返す学び (24)

東京学習会議「『資本論』講座」のあゆみ	奥村 修一	99
---------------------	-------	----

書評

碓井敏正『成熟社会における組織と人間』	荒木 武司	101
北垣智基・鴻上圭太・藤本文朗編著『未来につなぐ療育・介護労働 ——生活支援と発達保障の視点から』	高野 剛	103
八木紀一郎・有賀祐二・大坂洋・大西広・吉田雅明編『経済学と経済教育の未来 ——日本学術会議「参照規準」を超えて』	前畠 雪彦	105

ブラック企業の横行と 厚生労働省の対応 —若者雇用対策法案の背景と狙い—

森岡 孝二

はじめに

近年、若者の雇用環境の悪化が深刻な社会問題になってきた。高校や大学などに在学中の就業者を含めると、今では15歳から24歳までの若年労働者の2人に1人は非正規労働者である(15~34歳を若年者という場合もあるが、本稿ではとくに断らない限り15~24歳を指す)。若者の非正規労働者化が進行するなかで、正規雇用者(正社員・正職員)の働き方／働くかせ方についても、「底辺に向かっての競争」が強まり、労働基準法無視の酷い使い捨てをする「ブラック企業」の横行が取り沙汰されるようになってきた。そういうなかで、政府・厚生労働省は、2013年12月に長時間労働などで若者を使い捨てにしている疑いのある企業に対して集中的な調査を行った。そして、その結果などを踏まえて厚生労働省の事務官で準備された素案をもとに、2015年2月、労働政策審議会で「青少年の雇用の促進等に関する法律案」(略称・若者雇用対策法案)がまとめられ、同年3月17日、閣議決定されて国会に上程された(法案は参議院で先議可決され、8月28日に衆議院に送られた)。

このコーナーでは、この法案が提出されるにいたった背景、法案の概要と狙い、その実効性などについて概説する。

I 若者の2人に1人は非正規労働者

遠回りでもあらかじめ大状況を確認しておくと、日本の雇用は1980年代半ば以降、次の諸点で解体的変容を遂げてきた¹⁾。新自由主義と市場個人主義の政策イデオロギーが浸透し、労働市場制度と労働時間制度を中心に、雇用・労働分野の

規制緩和が進められ、労働法による労働者の権利と保護が次々と剥ぎ取られてきた。²⁾「雇用形態の多様化」の名のもとに、雇用期間の定めのない正規労働者が絞り込まれ、パート・アルバイト・契約社員・嘱託・派遣などの有期雇用の非正規労働者が著しく増加してきた³⁾。低賃金(低時給×短時間)の非正規労働者の増加と正規労働者の賃金の長期的な下落が進み、中間層の没落と低所得層の貧困化が目に見えて進行してきた⁴⁾。経済活動のグローバル化のなかで、企業が賃金のより低い国に生産拠点を移す動きが広がり、国内でも労働者をより劣悪な労働条件で働くさせる企業が増え、まるで労働基準の底が抜けたような状況が現出した。

上述の変容はすべての年齢層で生じたが、雇用の非正規化がもっともドラスチックに進んだのは若年層である。その背景の一つには、高校生や大学生のアルバイト従事者の増加があり、またコンビニなどの小売業や、外食・ファーストフードなどのサービス業が学生アルバイトを多用する雇用戦略を取ってきたという事情がある。

最近の「労働力調査」(詳細集計)で見ると、高校・短大・大学・大学院などに在学中の非正規労働者は約130万人を数える。その大部分は就業先の呼称ではアルバイトであるが、低時給の短時間労働者である点ではパートタイム労働者と異なる。今では学生アルバイトは産業や業種によっては女性パートタイム労働者に近い基幹的労働力になっている。それゆえに以下では、在学中のアルバイト従事者も非正規労働者に含めて議論を進める。

若年労働者の非正規化の勢いを数値で確かめておくと、1988年から2014年のあいだに、全年齢層の非正規率は18.3%から約2倍の37.9%へ高まったが、同じ期間に若年層のそれは17.2%から約3

倍の51.4%へ高まった。今日では若年層の非正規率は他の年齢層より際だって高いことが常識となっている。しかしづつと前からそうであったわけではない。1988年前後では、若年層の非正規率は全年齢層よりむしろ低く、その後も1990年代前半までは、若年層と全年齢層の非正規率はそれほど違わなかった。若年層と全年齢層の非正規率の較差が大きく開いたのは1990年代末以降である。

注目すべきは若年層のこうした非正規労働者化は、出生率の低下にともなう若年人口全体の減少下で進行したことである。1988年から2014年のあいだで見ると、若年人口全体が1850万人から1220人に減少したなかで、若年労働者総数は618万人から453万人に減少した。正規労働者の減少はもっと大きく、1988年に512万人いた若年正規労働者は2014年には220万人になっている。同じ期間に大学進学率（大学+短大）は37%から56%へ高まっていることを考慮すると、大学の新規卒業者が正規労働者として就職することは、以前にもまして狭き門になってきたと言える。このことは採用する企業の側からいえば、労働条件がどれほど劣悪であっても、応募者が不足を心配する必要がなく、乱暴にこき使って辞めさせても、「代わりはいくらでもいる」ことを意味する。ここ数年でいうと、大学の新規卒業者56万人の約20%（11～12万人）は正社員・正職員として定職に就けないまま、7%（4万人）の非正規労働者を含め産業予備軍に近い存在になっている。新卒労働市場がこうした状況を呈するなかで問題になってきたのが「ブラック企業」である。

なお、現在問題になっている若年労働者のいわゆる人手不足は、東日本大震災の復興事業とアベノミクスの財政出動による公共事業で建設部門の非正規労働者の引っ張り合いが続いていることに加えて、依然として介護・流通・サービスなどの部門で非正規雇用へ需要が高まり続けているもとで生じている現象である。

II ブラック企業の横行と厚労省の監督指導

いまでは酷い働き方をするアルバイトやパートについても、「ブラック」という言葉が使われることがある。しかし、もともとは「ブラック企業」という言葉は、正社員、それも新卒間もない若者を違法な労働条件で働かせている疑いのある企業を指して用いられてきた。

筆者が確認した範囲では、この言葉の最初期の使用例の一つは、2005年7月25日の日付がある「ブラック企業の見抜き方（パクリ）」と題された情報である。“Spoichi”「（横浜）市立大学スポーツ紙」を名乗るこのブログは、ブラック企業あるいはブラック会社の特徴として、何十という注意項目を列挙している。そのなかからいくつか抜き出して紹介する。

- 求人広告の条件内容に明らかなウソやゴマカシがある。
- 歩合給部分の比率が高く、年齢や勤続年数の割にモデル年収が高すぎる。
- 募集広告で夢とか熱意とかやる気とか、やたらと精神論を並べている。
- 残業するのが当たり前。
- 休日返上当たり前。
- 新入社員が試用期間中に退職していく。
- 入社後3年以内の離職率が高い。
- 体力勝負で数年後にボロボロになった拳句にポイ捨てされる。
- 経営者の私的な用事に社員が動員される。
- 労働組合がない、作ろうとした者が解雇された過去がある。

2006年あたりからは「ブラック企業」という言葉がネットスラングとして徐々に広がった。2008年には、「2ちゃんねる」への書き込みを題材にして、黒井勇人の筆名で『ブラック会社に勤めてるんだが、もう俺は限界かもしれない』（新

潮社) という小説が出版され、翌年には同名の映画も製作された。折しもリーマンショック後の大不況で、大量の「派遣切り」があり、2010年には、「新氷河期」といわれるほど内定率が悪化し、就職難が深刻化したことを背景に、「ブラック企業」という言葉が大学生のあいだに広がった。大阪過労死問題連絡会が「若年労働者の過労死・過労自殺からみるブラック企業の見分け方」をテーマにシンポジウムを開催したのは、2010年11月であった(森岡編『就活とブラック企業』岩波ブックレット、第805号、2011年3月)。このシンポには予想外に多くの学生の参加があった。そのことも、当時すでに「ブラック企業」が学生の間で広く関心を呼んでいたことを示している。

2012年12月の総選挙の結果、第二次安倍内閣が発足した。その後「アベノミクス」で雇用が改善されるという触れ込みとは裏腹に、日本の若者の職場が酷い状況になっていることが誰の目にも明らかになってきて、マスコミだけでなく政府・厚労省も取り上げざるを得ないほどに、「ブラック企業」が大きな社会問題になってきた。その火付け役をしたのは今野晴貴『ブラック企業——日本を食いつぶす妖怪』(文春新書、2012年12月)である。それもあって2013年にはブラック企業問題への世間の関心が飛躍的に高まった。

こうした状況を受けて、厚生労働省は、2013年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業などに対して、重点監督を実施した。同年12月17日に発表されたその結果によれば、対象となった5111事業場のうち、4189事業場(全体の82.0%)で労働基準関係法令違反があった。以下にその主な内訳を示しておく。

- 違法な時間外労働があった事業場 43.8%
- 賃金不払残業があった事業場 23.9%
- 過重労働による健康障害防止措置が不十分な事業場 21.9%
- 労働時間の把握方法が不適正な事業場 23.6%
- 1か月の時間外・休日労働が最長の者で 80

時間を超えた事業場 24.1%

- うち 100 時間を超えた事業場 14.3%

また、このときの報道発表資料には、重点監督などにおいて是正勧告を行ったケースとして、次のような事例も挙げられている。

- 長時間労働による精神障害で労災請求がありながら、その後も月 80 時間を超える残業をさせていた。
- 社員の 7 割を「管理監督者」として取り扱いながら、残業割増賃金を支払っていなかった。
- 営業成績などにより、基本給を減額していた。
- 月 100 時間を超える残業がありながら、健康確保措置を講じていなかった。
- 36 協定で定めた上限時間を超え、月 100 時間を超える時間外労働をさせていた。
- 労働時間を適正に把握せず、算入すべき手当を算入せずに割増賃金の単価を低く設定していた。
- 賃金が約 1 年にわたり支払われておらず指導したが、是正されてない。

III 若者雇用対策法案の概要と実効性

若者雇用対策法案が労政審の関連部会および分科会において議論されたのは、2014年9月から2015年1月にかけてである。2015年1月23日付けの労政審職業安定分科会の報告「若者の雇用対策の充実について」は、15~34歳を若年層として、次のように言う。

「若者の雇用の状況をみると、最初に就いた仕事(通学の傍らにしたアルバイト等は含まれない)が非正規であった割合は約 4 割であり、新規学校卒業者の離職率は事後 3 年で大卒者の約 3 割、高卒者の約 4 割となっている。また、15~34 歳の不本意非正規の割合は約 25% と他の年齢に比べて高くなっている、若者の生涯にわたるキャリア形成に課題が生じていると考えられる」。

こういう認識から打ち出された若者雇用対策法

案の第1の目玉は、「職場情報の積極的な提供」にかかる環境整備である。具体的には、新規学卒者から求めがあった場合、以下のような情報が提供されることが有効であるとされている。

(ア) 募集・採用に関する状況（過去3年間の採用者数及び離職者数、平均勤続年数、過去3年間の採用者数の男女別人数など）

(イ) 企業における雇用管理に関する状況
(前年度の育児休業、有給休暇、所定外労働時間の実績、管理職の男女比など)

(ウ) 職業能力の開発・向上に関する状況（導入研修の有無、自己啓発補助制度の有無など）

なお、この場合、新規学卒者以外の者への情報提供は「努めるものとする」とされており、どんな情報を提供するかは法律に定める省令に列挙し、事業主が適切と考え選択した項目を提供することになっている。

第2の目玉は「公共職業安定所での求人不受理」のルール作りである。公共職業安定所は「ハローワーク」と呼ばれることが多い。筆者の世代は「職安」と略称してきた。いまでは規制緩和と民営化の波に乗って民間の職業紹介業が隆盛をきわめているが、職業安定法に基づく職業紹介、職業指導、失業給付の機能を無料で行う国の行政機関である。この職安の職業紹介は民間の求人者（本稿ではわかりやすく求人企業という）から募集・採用情報の提供を受けて行われる。「求人不受理」の取り扱いはこれにかかわっている。

上述の報告の言うには、賃金不払残業等の労働基準関係法令違反が繰り返し認められる求人企業もあるなかで、新卒一括採用の慣行下で就業に関する経験が少ない新規学卒者が、違法企業に応募し社会の入り口でトラブルに巻き込まれることは、キャリア形成のスタート地点でのつまずきとなることが危惧される。そのため、若者が就業を継続していく上で問題を抱えることとなると判断される場合（求人企業に賃金不払残業など労働基準関係法令の違反が繰り返し認められる場合や、男女雇用機会均等法および育児介護休業法違反に基づく企業名公表の対象となった場合）は、職安

においては、当該企業からの求人申込みを一定期間受理しないことができるとしている。なお、求人を不受理とする法令違反の対象および期間については、省令に定め、ルールの透明化を図ることが適当である。

気になるのはこうした報告を踏まえて作成された法案の条文であるが、肝心の「青少年雇用情報の提供」（第8条）や「求人の不受理」（第6条）の条文はきわめてわかりにくい。そこで筆者の理解するところを翻訳すれば、企業が職安を通して新規学卒見込者の募集を行うときは、厚生労働省令で定める「青少年雇用情報」を提供するよう努める。

ただし、法案を読む限りでは、「青少年雇用情報」の内容については「青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するもの」を「厚生労働省令」で定めるとなっているだけで、明示されていない。

求人票の不受理の条文もきわめてわかりにくい表現になっている。ここでも意訳すれば、求人企業が新規学卒見込者の求人の申込みをする場合には、求人企業が労働関連法規に違反し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたと、厚生労働省令に照らして判断されるときは*、職安はその申込みを受理しないことができるものとする、となっている。（*この箇所は法案では「その求人者がした労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し「処分、公表その他の措置が講じられたときとして厚生労働省令で定めるとき」と意味不明な表現になっている）。

おわりに

この若者雇用対策法案については、政府・厚生労働省が募集・求人・採用の段階でもブラック企業対策に乗り出したことを示すものとして肯定的に報道されている。と同時に、実効性に関してはいくつかの疑問も提起されている。

近年起きた若者の過労死事件の一つでは、民間

の就職情報サイトに「大卒・短大卒・専門卒月給19万8500円（残業代別途支給）」と書かれていたが、実際の初任給は12万3200円で、1か月80時間の時間外労働をした場合に7万1300円の残業手当が付き、合計19万4500円が給与として支払われることになっていたというケースがあった（拙著『過労死は何を告発しているか——現代日本の資本と労働』現代岩波文庫、2013年、第6章「多発する若者の過労自殺と大学生の就活自殺」）。

今回の法案は、こうした民間の就職情報サイトの新卒求人情報については規制の対象にしていない。2014年3月に卒業した大学生に対する求人に占める割合はハローワークが約24%、民間の職業紹介を通じた求人が約76%であったという報道もある（「朝日新聞」2015年1月11日）。

目玉の一つである「青少年雇用情報」も応募しようとする学生が請求しなければ、提供されず、企業の側も提供に「努める」とされているだけで、提供義務はない。

こういう制約はあるが、これまで雇用・労働については規制緩和一辺倒であった厚労省が迂遠であっても悪質な企業に対して一定の規制に乗り出

した意義は大きい。法案の条文があいまいで回りくどい表現になっているのも、法律特有の悪文のせいもあるが、規制緩和と再規制のせめぎ合いのなかで両方に配慮した苦しい結果であると解釈することもできる。

厚生労働省はブラック企業の社名公表にも乗り出すと報じられている。公表対象となるのは、複数の都道府県で事業を展開する社会的影響力の大きい企業で中小企業は除かれる。①残業代不払いなど労基法違反があり、1ヵ月当たりの時間外・休日労働が100時間を超える、②1事業所で10人以上の労働者に違法な長時間労働がある、③1年間に3ヵ所以上の事業所で違法な長時間労働がある、という3条件を満たす企業である（「毎日新聞」2015年5月15日）。このように二重、三重に適用要件が付されると、実際の公表はごく少数の企業に限定されざるをえない。にもかかわらず、若者雇用対策法案と同様に、政府・厚労省が若者の働き方の規制に乗り出すことを前向きに評価したい。

（もりおかこうじ 所員 大阪支部）

IBM ロックアウト解雇に関して

殿塚 明夫

I 戦後のコンピュータ業界

(1) 戦後の動向

1980年代まで世界のコンピュータ産業の中でもIBMの占める比重は大きく、「ガリバー企業」といわれてきた。そして、日本IBMは、IBMの子会社であり、IBMの世界戦略のもとに位置づけられてきた。戦後日本のコンピュータ技術は、IBMのそれよりも格段に遅れていた。そのため、日本の国産メーカーは、IBMからコンピュータの製造技術（特許）を導入する必要があった。他方IBM

も、日本IBMを通じて現地日本でのコンピュータ生産を行うためには日本政府よりその許可を得る必要があった。このIBMの日本での現地生産の必要と、日本のコンピュータメーカーを保護育成するという通産省の利害が一致したことによって、日本IBMでコンピュータ生産が始まり、少し遅れて国産メーカーがコンピュータ事業へ参入した。

日本IBMは、IBMの世界戦略のもとに位置づけられるとともに、つとめて「日本の経営」を採用しながら、日本のコンピュータ市場でトップのシェアを占め、高収益高利益を達成してきた。

日本のコンピュータメーカーは、通産省の保護

育成政策や租税特別措置法などの税制面での優遇措置などがとられ、加えてコンピュータ技術が向上したため、80年代に入ると富士通、日立、NECのシェアが上昇する一方、日本IBMのシェアが落ち、1985年には富士通が日本IBMを抜いて設置金額においてもトップに立ち逆転した。

ガリバー企業といわれたIBMは、80年代後半以降になると、パソコンやワークステーションの高性能化によって、急速に小型化が進んだため汎用コンピュータ市場のシェアや業績が低迷していった。このダウンサイ징の流れのなかで、コンピュータ関連の産業は分業化して製品が作られている。これらの製品は、半導体やメモリーやワープロ。ステーション、サーバーなどである。このように製品が各分野ごとに専門化して新興会社が現れることによって、IBMの市場支配も次第に浸食され、「インテル」による業界標準が世界のコンピュータメーカーの主導権をとることになった。

90年代になると、IBMは、インテルとマイクロソフトのウインテル志向を明らかにし、新たにサーバー市場に重点を移している。これは、従来の汎用コンピュータ技術が生かせることが決め手となっている。さらに、IBMは、たんに情報システムやコンピュータ製品を提供するだけでなく、技術に立脚したコンサルティング、システム・インテグレーション・サービス、オペレーションやネットワーキング・サービスなどの分野で顧客をサポートする方向に力を入れている。日本IBMもIBMと同様に、こうした分野へスペシャリスト制度を生かして進出している。

日本IBMとNECの事業の生成・発展のなかで、日本の官公庁や大学そして企業のなかに情報・通信機器が導入され、それが、これらの分野で技術力や生産性向上のために利用されてきたのである。他方において、90年代に入ると、日本IBMやNECなどのコンピュータ・通信メーカーは、不況時にリストラを急速にすすめ、企業組織のフラット化や賃金制度の改訂、雇用の抑制・削減により企業の従業員の生活に大きな影響を及ぼしている¹⁾。

(2) 最近のIBM

全体では、IBMの売上高は2013年までの10年間に1%しか伸びていず、2011年からはシュリンクしている。同社は、この数年、売上高はのびなくともビジネスの内容は良くなっており、収益は着実に増えていると言い続けてきた。そして、収益率の低い事業から撤退し、近未来の成長分野に経営資源を集中するというビジネス・トランسفォーメーションが進行し、2014年までの2、3年で企業買収と部門売却、コスト削減と社員にプロフェッショナル・スキルを求める変革などを行ってきたという評価もある。

IBMは、結局、儲からないコモディティ・ハードなどのビジネスからは手を引いて、経営資源を新しい、より収益率の高いクラウド・コンピューティングなどに振り向けており、それを行える能力のあるスタッフを雇用するために数千人規模でのレイオフと新規雇用をしていて、当面の成長ビジネス確立において最優先するのが人材だともしている。

このなかでIBM会長は、独立意識の強かった欧州と日本にくさびを打った。欧州では2005年に従業員数6万人の15%に当たる9000人を経営幹部や管理職を中心リストラした。こうして米本社の意思を通しやすくする一方で、世界第2位の市場を担当する日本IBMについては、上級管理職を送り込み、内部からの改革とグローバル化を迫った。2009年現在で米IBM幹部が日本IBMの役員に13人、上級管理職として約100人が駐在する。

II 日本IBMの「ロックアウト型解雇」の実態

日本IBMは、10年以上前からブラック企業化していくその頃から「ポトムテン」という言葉がある。同社では、「成果主義人事制度」「成果主義賃金」が導入されていて、PBC評価という相対評価が毎年なされ、これで全労働者の10%から15%にあたる低評価とされる労働者が退職強要の対象にされる。そして、この評価がつくとPIPと呼ばれる「業務改善プログラム」が指示され、PIPで

も成績が低いと退職を迫られ、各人の管理職に対していわばノルマとして人減らしが義務づけられる。退職強要では繰り返し呼び出されて「お前にできる仕事はない」「お前には能力がない」などと言って自ら辞めざるを得ない状況に追い込んでゆく。とりわけひどかったのがリーマンショック後の2008年から2009年で、RAプログラムというリストラ計画があって、全従業員の約15%の人員削減をめざして大量の退職強要が公然となされた。

「ロックアウト型解雇」というやり方はパターンが決まっている。夕方5時頃突然上司から「ちょっと会議室に来い」と呼び出されて行くと、さらに上の上司と人事担当者がいて、いきなり解雇通告書が読み上げられる。そこに書いてあるのは経営上の都合ではなく、あなたの業務が劣っていることが解雇の理由だということである。就業規則に、成績が悪い者については解雇ができる普通解雇という条項があって、それに該当するという内容の主旨が読み上げられ質問もできない状況である。そして、5時36分の終業時間までに私物をまとめて出て行くように一方的に言われる。その後は、会社のIDカードも使えず、社内のインターネットなども使えなくなり、名簿からも消され、突然ロックアウトされる²⁾。

III 日本IBMの退職勧奨に関する判例

一審（2011.12.28・東京地裁判決）、二審（2012.10.31・東京高裁判決）は、いずれも結論として、違法な退職勧奨があったとはいえないとして、2008年に退職勧奨の対象になった社員の精神的苦痛を被ったことによる損害賠償の請求を棄却した。争点は、①（上述の）RAプログラムが組織ぐるみの退職強要命令であるか②違法な退職勧奨があったかどうか、であった。

一審の判決は次の通りである。①については、「RAプログラムが、… 退職勧奨者を業績の低い水準にある社員を中心としたことについては、… Y（IBM）の経営権の行使として合理的である …」とした。②については、「… 使用者は退

職勧奨に際して、当該労働者に対する説得活動について、そのための手段・方法が社会通念上相当と認められる範囲を逸脱しない限り、使用者による正当な業務行為としてこれを行いうるものと解するのが相当である」とした。そして、社員に行なった退職勧奨行為は「その手段方法が社会通念上相当な範囲を逸脱するような態様であったことを客観的に裏付ける具体的な事実は認められない」とした。二審判決もほぼ同旨である。

IV 今泉義竜弁護士の論評

これに関連して、以下の論評がある。

近年（2012年以降）の外資系企業の解雇には2つの特徴がある。それは、「PIP（業務改善計画 Performance Improvement Program）」と「労働者の締め出し（ロックアウト）」である。日本IBM事件と通信社ブルームバーグ事件がその典型例である。会社が「能力不足」とレッテルを貼った従業員に共通して実施されるのが、PIPである。それは、人事系コンサルタント会社によってマニュアル化され、外資系企業を中心に流布されているようである。突然、上司が業務改善計画と称し達成が困難な数値目標、もしくは「コミュニケーション能力向上」といったあいまいで恣意的な評価が可能なノルマが課される。会社側に「労働者の業績を改善させよう」という姿勢は全くない。むしろノルマ未達成の事実を積み上げるために行われるのがPIPである。

能力不足偽装のための証拠作りであるPIPは、同時に退職強要の手段としても使われる。定期的になされる面談で上司から業績の悪さを指摘され、会社に居場所がないということを繰り返し刷り込まれる。「退職しろ」という明示的な言葉を使わなくても、労働者が自ら退職を選択するように追い込む。自ら退職させることができれば、法的な問題は生じない。退職を強要する行為自体は人格権侵害として不法行為になりうるが、密室で行われる面談で不法行為を立証するのは困難だ。

「業務改善」を名目にした面談で繰り返し「能力

がない」と言われ続けることは、労働者の心身をむしばむ。繰り返しの面談で気力をそがれ、精神を病み、自己都合退職の選択を余儀なくされる労働者は無数にいるはずだ。労働組合や弁護士にたどり着く事例は、氷山の一角であろう。

近年の「能力不足解雇」のもう一つの特徴が、使用者が解雇予告通告とほぼ同時に労働者を職場から物理的に締め出す方法である。俗に「ロックアウト型解雇」と呼ばれている。

日本IBMのケースが典型で、全社でどれだけの労働者が同様の手法で解雇されているのか、現時点（2013.3）では把握できていない。

このような締め出しを行う目的の一つは、労働者の分断である。それは、解雇されたという情報を共有させず、労働者を孤立させることである。もう一つの目的は、労働者が自分の行ってきた業務の証拠を確保させないことである。労働者が会社で行ってきた業務、実績のデータのはほとんどは会社にある。こうした資料は、会社の主張する「能力不足」を覆す反証材料となる。それを労働者の手に確保せないための確実な方法は、労働者を即時に追い出すことだ。

さらに、日本IBMの解雇手法には、解雇予告通告自体を退職強要の手段としている点に他とは違う特徴がある。同社は、解雇予告通告と同時に期限内に自己都合退職をすれば解雇を撤回して退職加算金などのオプションを付けると告げる。期限といつても二、三日だ。この利益誘導によって、長期の訴訟を闘い続けるリスクを負うことのできないほとんどの労働者は自己都合退職の選択を余儀なくされる³⁾。

注

- 1) 根津文夫・谷江武士『日本のビッグビジネス 20NEC・日本IBM』大月書店、1997年、217-221頁
- 2) 『国公勞調査時報』2013年3月号7頁
- 3) 『前衛』2013年3月号151-154頁

（とのづか あきお 所員）

*編集局追記。2015年7月10日に中央労働委員会は、日本IBMによる2012年の従業員解雇6名の解雇について、全日本金属情報機器労働組合日本IMB支部との交渉を拒否したのは不当労働行為であると認定しました（解雇の是非には言及せず。毎日新聞2015年7月11日）。

北陸新幹線の開通と地域経済への影響 佐無田 光

はじめに

北陸新幹線の長野－金沢間が2015年3月14日に開通した。最高時速260km/hで東京－金沢間を最短で2時間28分で結ぶ。長野－金沢間228kmの総工事費は、1兆7800億円とされる。およそ3分の2を国、3分の1を地方自治体が負担した。これによって北陸には多大な経済効果が生じたように認識されているが、実際はどうであろうか。北陸新幹線整備に関する歴史を振り返った上で、地域経済効果について検証してみよう。

I 日本の国土開発と北陸新幹線の歴史

歴史を振り返れば、整備新幹線計画は国土計画の遺児である。1969年の新全国総合開発計画では、「全国土の均衡のとれた利用」を掲げ、大都市に中枢管理機能、地方中枢都市に中継的管理機能、遠隔地には巨大工業基地を建設し、それらを高速交通網で全国と結びつけて国土の垂直的機能分業システムを実現するという壮大な計画が立てられた。この中に総延長7200kmの全国新幹線鉄道網の建設計画が盛り込まれた。これを受けて

1970 年に全国新幹線鉄道整備法が制定され、1973 年に地方 5 路線の整備計画が決定された。高度成長期の終盤、所得倍増を実現し、さらに全国地方まで開発で網羅させるべく、何倍にも量的拡大可能だと期待されていた時代であった。しかし、北海道苫東、青森県むつ小河原、鹿児島県志布志で計画された超巨大コンビナートは、オイルショック等で計画倒れとなり、数千億円の負債を抱えてその後倒産した。整備新幹線計画も、やはり経済状況から着工を見合わせざるを得えず、長い期間塩漬けとなった。

1980 年代後半、日本経済は製造業の国際化が進むと同時に、内需拡大の掛け声のもとバブル経済を引き起こした。国土計画は、地方の公共事業利害への配慮と、多国籍企業の求める投資の効率化＝大都市への集中、という 2 つの要求をバランスさせようとするが、次第に後者＝多国籍企業の主導性が強まっていく。1987 年の第四次全国総合開発計画では、東京圏の高次都市機能が重視され、地方はリゾート開発の対象となり、高規格幹線道路網の建設が重点化された。この年、整備新幹線の部分着工が閣議決定され、新幹線の建設事業が復活した。しかし、翌年の運輸省案では、建設費削減のためのミニ新幹線案が提示され、しかも細切れの路線着工計画で、実態は地方の開発要求へのガス抜きという程度の内容であった。結局、まだ財政余力のあったバブル時代にも整備新幹線は本格着工できず、長野オリンピックの開催決定に至って、ようやく 1997 年に高崎－長野間の開業にこぎ着けるにとどまった。

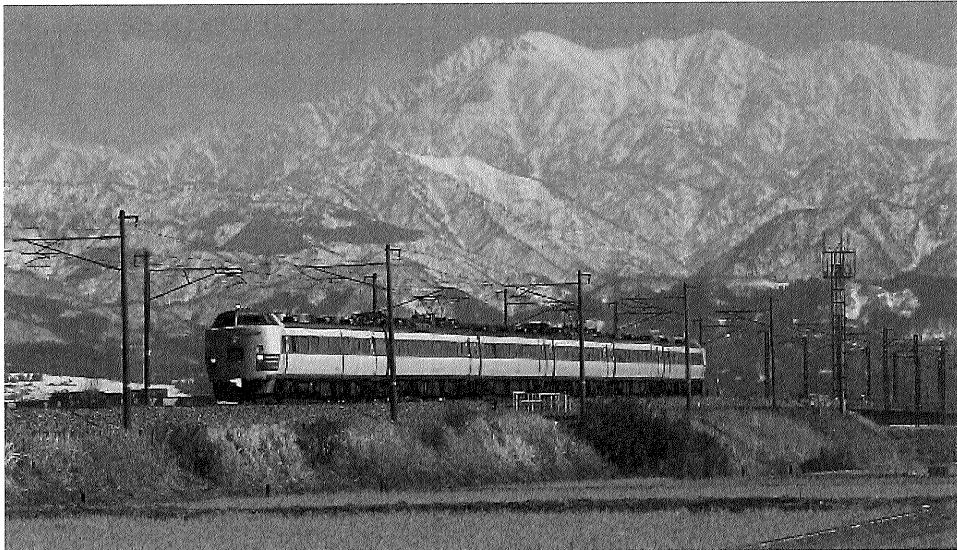
1998 年に策定された「21 世紀の国土のグランドデザイン」（五全総）の段階になると、地方利害に配慮して大規模公共事業プロジェクトは羅列されても、予算計画はなく、実現したもののはほとんどない状況となる。国土計画はもはや形骸化した。財界の要望も公共事業の「選択と集中」を求める声が強まり、2002 年の小泉内閣の下で公共事業費の総額が削減されていく。ところが、整備新幹線に関しては、この段階になって東北・九州・北陸 3 路線の本格的な着工が決定されるの

である。北陸新幹線に関して言えば、1998 年に上越まで、2000 年に富山まで、2004 年に白山まで、2011 年に敦賀までの着工が順次決定された。とくに 2011 年には、東日本大震災が起り、復興財源不足が問題だったにも関わらず、大規模な新規着工が大きな論争もなく通った。

戦後の国土計画を根拠づけた国土総合開発法は、歴史的使命を終えたとして、2005 年に国土形成計画法に改正された。新法では、「国土の均衡ある発展」という文言がなくなり、体系的な国内分業の構築によって経済成長を実現し同時に社会統合を導くという国土計画の役割は、明示的にも終焉した。しかし、こうしたグローバル化と財政逼迫の時代に、なぜ国内高速鉄道網が建設されるのか。地方から新幹線建設の要望があるとはいえ、高度成長期にもバブル期にも実現し得なかつた計画が、今になって国家政策的に認められていくのはなぜであろうか。

視線を海外に向けると、欧州では、1993 年のドロール白書以降、越境の交通インフラ計画が重點化され、「国際」交通体系を整備していく時代へと入った。そこでは、欧州統合という文脈から、域内全体での市場統合効果が語られる。それまで別々だった国々の距離が制度的かつ物理的に短縮し、市場が結合することにより、地域間分業が進展し経済効率が高まるという。欧州だけでなく、中国から東南アジアにかけても高速鉄道網を引く計画があり、世界的に国境をこえる交通体系が課題となっている。もし日本と韓国が高速鉄道によって数時間で結ばれたならば、画期的な新しい市場統合効果が期待できるかもしれないが、島国日本では新幹線は「国内」交通体系にしかなっていない。1970 年代と違って、現在の新幹線計画では、全国的な地域間分業を交通体系で結びつけるというような産業計画は存在しない。

では、新幹線建設に産業利害がないかと言えば、そうではない。新幹線は輸出産業としても期待されており、多国籍企業の利害にとって新幹線の国内建設は重要である。2010 年に出された経済産業省の『産業構造ビジョン』では、インフラ



第三セクター化された区間を走る特急北越
(金沢～新潟、新幹線開業により廃止)

関連産業の輸出というテーマが掲げられ、期待される輸出インフラとして、原子力発電の次の項目に高速鉄道が挙げられていた。新幹線ビジネスには、総合商社、重電機メーカー、車両メーカー、JR、ゼネコンなど、錚々たる日本の大手企業が名を連ねる。しかし、実際には新幹線はあまり海外では売っていない。新幹線輸出の成功例とされるのは台湾ぐらいだが、経営破綻の危機に直面している。輸出産業として期待されてはいるが、海外販路は簡単に開拓できず、しかし競争力を保つためには技術が陳腐化しては困るため、新幹線ビジネスにとって国内市場が断続的に続いていくことが命綱である。もちろん地方の土建利害もあるが、むしろ原発と同じ構造で、多国籍企業の利害が強く関わっていると考えられる。

II 北陸新幹線の経済効果

したがって、新幹線は造ること自体に目的がある、それによる地域経済への効果の議論は、後付け的である。新幹線の計画が決まったことを受けて、地方自治体や地方のシンクタンクが、地域にどんなメリットがあるのかを議会や住民、あるいは地元経済界に説明するため、個別に数値を

出している。そのため、観光客が何人来るかといったレベルが中心になっている。

石川県で2007年に調査された「新幹線開業影響予測調査」によると、首都圏からの石川県への入込客数は2005年に約60万人であるが、それが51%増、約31万人増えると予想されていた。首都圏以外からも含む入込客数全体からみると、約1割増である。この数字に1人あたり観光消費額をかけ合わせて、その生産誘発額を148億円と推計している。他方で、石川県からの流出分がマイナス27億円と見込まれ、差引で121億円プラスの経済効果があるという。この推計には県の産業連関表が使われているが、経済効果の「分母」が示されていない。県内生産額全体の中で新幹線効果はどのくらいの比重を占めるかと言えば、わずか0.2%程度である。新幹線開業が地域経済を浮揚させるようなマクロ経済効果はありえないことがわかる。なお、開業1年前の2013年3月に、日本政策投資銀行が同様の試算で、富山県内に年間約88億円、石川県内には年間約124億円の経済波及効果がもたらされると予測している。おおよそ同程度の金額が示されており、実際に近い数値だと思われる。

しかし、石川県としてはこの程度の数字ではア

表 各地域における対個人サービスの移輸出額とその生産誘発額の帰属 (単位億円)

地域	移輸出額 (A)	生産誘発額 (B)	域内 波及額 (C)	波及率 (C / B)	関東への流出額 (D)	流出率 (D / B)	他地域から 域内への生産 誘発額
北海道	2,667	1,858	1,070	58%	439	24%	966
東北	3,363	2,323	1,166	50%	731	31%	1,410
関東	22,519	15,570	11,634	75%	—	—	5,812
中部	9,077	6,105	2,986	49%	1,571	26%	1,960
近畿	12,749	8,731	4,947	57%	1,638	19%	2,572
中国	2,850	1,910	869	45%	380	20%	1,258
四国	1,411	962	411	43%	205	21%	727
九州	5,100	3,551	2,081	59%	649	18%	1,591
沖縄	1,435	1,138	623	55%	199	18%	66

資料：経済産業省「平成17年地域間産業連関表」より作成。

ピールにならないため、2010年に繰り上げて改訂版を作成した「新ホット石川観光プラン」で、首都圏誘客500万人を掲げた。2009年の実績値227万人を2015年には500万人にしようという目標である。これに1人当たり観光消費額や宿泊日数の上昇期待分を追加した上でかけ合わせて、観光消費額3200億円という数字が出されている。開業影響予測調査の数字とずいぶん開きがあるが、これは根拠となる数値の選び方の違いに起因する。開業影響予測調査は、国土交通省の「全国幹線旅客純流動調査」に基づいている。これは、空港・駅・バス・高速道路を通って何人出入りしているかを調査したもので、純流動数である。観光プランでは、県で集計している観光入込客数を使っている。これは、県内の主な観光地点を訪れた人の数字を足し合わせて計算されているため、調査される観光スポットの数が増えるほど、観光客の数も増えているように見える数字のマジックがある。これに1人当たり観光消費額をかけると、経済効果は明らかに水増しされる。新ホット石川観光プランのほうは、どちらかというとキャンペーン的な意味合いのある数字だと理解した方がよい。

他地域のケースの実績と比較すると、青森県では、東北新幹線が新青森駅まで開通したのが2010年12月であるが、2011年の観光入込客数はマイナス7.8%であった。同年3月に発生した東日本大震災の影響を受けたためである。九州で

は、2011年3月に九州新幹線が全線開業した。九州7県の2011年度の観光消費額は、予想を上回るプラス11%となった。やはり東日本大震災による観光の西日本シフトが影響したと見られている。鹿児島地域経済研究所によれば、九州新幹線開業による鹿児島県内への経済効果は約463億円とされる。ただし鹿児島県の域内生産額に占める比率は約0.06%に過ぎない。つまり、新幹線開業の効果は、おおよそ観光の1割程度であり、地域経済全体に与えるマクロ的な影響はさらにわずかであって、経済構造の変化や他の影響によって簡単に消し飛ぶ程度である。

なお、富山県は新幹線建設事業の波及効果として約8700億円という数字を出している。これは建設事業のみの効果であり、ただし全額地元で受注した場合という前提である。この数字の意味は、北陸新幹線建設にかかる富山県負担の累計が1950億円に上っているため、それを上回る経済効果があると言いたいわけである。新幹線の開業による観光客効果よりも建設に伴って動くお金のほうが遥かに大きいのが実態である。一方で、北陸新幹線金沢開通に伴って在来線は4つの第三セクター鉄道会社に受け継がれ、石川県では30億円、富山県では65億円の基金を積んだが、当面赤字経営が続くと見込まれている。建設事業の経済効果が一過性であるのに対して、地元負担はこれからも累積していく。

III 観光産業の問題点

新幹線金沢開通から数ヶ月が経ち、実際にどれだけの効果が出ているのか。JR各社の発表によれば2015年のゴールデンウィーク（4月24日～5月6日）の北陸新幹線の利用者数は前年同時期の在来線特急との比較で311%であったという。米原回りの特急と空路の利用者がそれぞれ下がっているため、やや割り引く必要があるが、石川・福井県内の主要観光施設では前年比3割増しという声が聞かれる。1年間の統計を取らなければ正確なところはわからないが、直前のキャンペーン効果もあって観光は好調にスタートしたと認識されている。

しかし、観光の経済効果に関しては、観光に投じられたお金がどこに落ちているかを考慮する必要がある。「統計からみた石川県の観光」によれば、2005年の県外客に対する調査で、観光客1人あたり平均県内旅行費用は41,628円、平均旅行日数1.43泊である。新幹線代など県外からの移動費用を除けば、地元観光消費の内訳は、54%が宿泊費、16%が飲食費、11%が県内移動交通費、14%が土産代である。とくに過半を占める宿泊費の中身が問題となる。エージェントを使う宿泊業者は、自ら顧客を獲得する手間を省ける代わりに、旅行代理店やネット宿泊予約業者に手数料を支払い、パック旅行価格の引き下げを甘受する。ホテルチェーンの利益が本社地域に移転されたり、価格を抑えるために飲食料品を地元調達しなかったり、あるいは、広告、情報管理システム、さまざまな設備や備品を揃えるために地域外の業者を使ったりするならば、宿泊業の売上は必ずしも地域内経済循環に回らない。

2005年の地域間産業連関表を使って、観光業の地域間分業の構造を見てみよう（表参照）。観光業を構成する宿泊業や飲食店は「対個人サービス」部門に分類され、対個人サービスに対する地域外からの購入＝移輸出額には、旅行者が観光消費した分が含まれる。対個人サービスの移輸出額

がもっとも大きいのは実は関東地域である。対して、対個人サービスの生産誘発の行き先（=どこから資材調達しているか）を追うと、関東以外の地域の対個人サービス移輸出の地元地域内への波及率は4～6割で、およそ半分程度は域外に流出しており、とくに関東への流出がどの地域でも2～3割あることがわかる。他地域の対個人サービスから関東地域への生産誘発額5812億円は、北海道や東北の観光関連産業（A+C）の規模を上回っている。これが日本経済の垂直分業の構造であり、たとえ新幹線で観光客が増えたとしても、産業連関を通じて潤っているのは実は関東の業者だという実態がある。

IV 過剰開発か内発的発展か

新幹線のマイナス面としていわゆるストロー効果が懸念されるが、これは時代背景の違いもあって一概に言うことはできない。長野新幹線の開通後、長野県内の事業所数が約1割減少したため、ストロー効果の事例とされることがあるが、当時1990年代後半の長野経済は、産業構造の転換に伴って製造業、建設業、観光業の基軸3部門が衰退していた上に、オリンピックに伴う公共事業費の膨張から田中県政による急減へと激変した時期であり、新幹線の影響だけを抽出することはできない。同様に、2015年時点の北陸においても、新幹線の影響云々よりも、日本経済の構造変化の方が大きな意味を持っている。日本の大手企業は新幹線開業以前の2000年代前半から後半にかけて、支店の統廃合を進めており、地方中核都市では、卸売、金融・保険、通信など拠点性の強い支店機能が撤退・縮小し、飲食店・小売、生活関連サービス、医療・福祉など現場的な支店の数が増える傾向にある。

他方で、新幹線に伴う付随的な開発行為は、地域内部の資源配分に明らかな変化を生じさせる。地域にとっては、新幹線自体のストロー効果よりも、新幹線に期待して計画される地元の開発行為のほうが、往々にして深刻な影響を伴う。新幹線

効果によって地域の消費需要のパイが劇的に増え るわけではないにもかかわらず、新幹線駅前等で 新規開発投資を大々的に行うと、地域の商圏を食 い合って、既存の商業集積の売上げが減る場合が ある。長野新幹線の開通後、佐久平新駅周辺では 郊外型大型商業施設の開発が進み、新幹線駅の設 置されなかった小諸や佐久市街地、中軽井沢駅周 辺が衰退した。金沢では、新幹線開業前から駅周 辺の開発が活発化してスポット的に賃料が上がり、 武蔵・南町といった古い中心街のオフィス空 室率との差が歴然である。観光客の集中する東茶 屋街と近江町市場では、物販や観光客向けの飲食 店が増えて、金沢らしい奥ゆかしい雰囲気がなくな ったと批判され始めている。新幹線開業に浮か れ過ぎずに、過剰開発を適切に制御できるかどう かが、地域の持続的な発展にとって大事なこと である。

新幹線の「特需」効果に期待するのは間違いだ

が、新幹線開業を1つのきっかけとして、地域経 済の主体的な発展戦略に取り組むことには意味が あろう。新幹線がお客様をつれてくると期待してい る間は、地元の主体性は生まれず、一時的に観光 客が増えたとしても、地域間分業を通じて、その 需要の半分は域外に流出しているのである。逆に、新幹線を機に、東京からの人材還流を図りつつ、これまで地方都市では弱かったビジネスサー ビス機能（旅行商品の流通、情報サービス、広 告、出版、デザイン、プロモーション等）を地元 で高めることができるかどうか。交通インフラだ けでなく経済仲介機能が集積している都市こそが 交流の拠点となる。新幹線があろうとなかろうと、 地域経済の発展は地元の経済主体の工夫・戦 略・行動にかかっている。

（さむた ひかる 金沢大学）

川内原発再稼働問題と 再生可能エネルギー

八木 正

はじめに

福島原発事故から4年が経過した。福島第1原 発は、いまだに収束もできず、大量の汚染水が地 下に垂れ流され、海へと放出されている。原子炉 には人間は近づくこともできず、最新鋭のロボット 探査機も高線量の放射線のためか、壊れて使い 物にならず、事故原因の検証もできていない。こ のような状況の下では、福島原発事故がなぜ起きたのか、事故が起きたとき、どのように復旧すればいいのか、まったくわからないのだから、再稼働などはもってのほかで、まずは事故の被害の復旧・補償、事故原因の究明に全精力を傾けるべきであるが、なぜかそれは後回しにされて、再稼働 にむかって一直線に走っているようにみえる。

また、2015年4月28日に開催された総合資源 エネルギー調査会基本政策分科会長期エネルギー 需給見通し小委員会の第8回会合で、2030年の 電源構成を「原子力20～22%、再生可能エネル ギー22～24%、LNG火力27%、石炭火力26%、 石油火力3%」とする経済産業省の案が提示さ れ、今後も原発を再稼働し、さらには増設ないし はリプレイスする方向性を明確に打ち出した。

その再稼働の一番手として、原子力規制委員会 が合格の印を押したのが、九州電力の川内原発で ある。九州電力の度重なる不備などで、再稼働は 8月以降にずれ込む予想だが、しかし、なぜ、火 山活動が活発な川内原発が再稼働されようとして いるのだろうか。はたして、その選択は正しいの だろうか。

しかし一方で、薩摩川内市は、再生可能エネル

ギーに積極的に取り組んでいる。新エネルギー課を設置、ホームページにも再生可能エネルギーをはじめとする市内のエネルギー施設が紹介し、バスツアーを組むなど、相当に力を入れている。また、鹿児島県全体でも全国第4位の再エネ発電量である。この再生可能エネルギーの展望も含めて、再稼働問題を論じたい。

I 川内原発が過去起こしてきた事故・トラブル

(1) ボーリング調査の不正

川内原発は、その成り立ちから不正をともなって建設されたものである。

川内原発の立地する九州第二の大型河川である川内川流域の川内平野は、何億年にもわたる上流からの堆積物によって形成されており、その河口にある川内原発は地盤が脆弱とならざるを得ない。川内原子力発電所の建設に先立ち、地質調査が行われたが、そこにおいてボーリングのコアが差し替えられ、試料が捏造されたとする作業員の訴えがあった。この問題は国会で追求された¹⁾。

科学技術庁による調査などにより、コア差し替えの不正が確認され、原子炉安全専門審査会もねつ造の疑いを認めた。ところが、原子炉安全専門審査会は、その後に行われた追加のボーリング調査結果から、地盤に原発設置上の地震リスクはないとの評価を下し、川内原発が建設された。

(2) 川内原発で起こった死亡事故

川内原発も、他の原発と同じく、1983年12月の試運転中の1号機で、蒸気発生器の水位が低下し原子炉が自動停止して以来、1,2号機合わせて6度の蒸気発生器細管の損傷をはじめ、1号機での燃料からの放射能漏れ、制御棒駆動装置からの1次冷却水漏れ、ドレンタンクからの水漏れ、タービンと原子炉の自動停止、充填／高圧注水ポンプの主軸折損、2号機での1次冷却材ポンプ翼取り付けボルトのひび割れ、1次系配管バルブの弁棒の折損等、1,2号機とも、数々の事故・ト

ラブルに襲われてきた²⁾。

その中で、注目されるのは、2010年1月29日起きた、1号機のタービン建屋内での火災による死亡事故である。九電の発表によれば、事故は上側の端子（2次側）にアースを取り付ける際、440ボルトの電圧がかかっている下側の端子（1次側）に誤接触したのが原因で、ショートして火花と高温のガスが発生し、同社社員と協力会社社員の7人が火傷を負い、そのうち協力会社社員の1人が全身やけどで同日夜、死亡した。九電社員と協力会社社員の2人が重傷、ほかの4人は顔や手に軽いやけどと発表された。九電は、下側の電源を切らず、点検したことについては「ほかの点検作業の都合上、通電していた」と説明、下側の端子に通電していることが作業員に伝わっていたかは「調査中」としている。

その後、この事故で死亡した協力会社社員の遺族が、なぜ危険な場所で作業させていたのかの説明が九電側からなされておらず、未必の故意による殺人罪に当たるとして、当時の所長や次長（その後所長）を2013年1月23日付で鹿児島地方検察庁に告訴している。この事故は、作業員の死亡を伴うような人的ミスがいつでも起こりうること、九電が事故の際、きちんと責任をとらない体质を持っていることを示している。

II 川内原発再稼働の危険性

(1) 鹿児島県北西部地震と基準地震動

1997年、川内原発は2度の地震に見舞われた。まず3月26日に、マグニチュード6.5及び6.3の鹿児島県北西部地震が、続いて5月13日、マグニチュード6.1の第2鹿児島県北西部地震が薩摩川内市（当時川内市）を襲った。その際、自動停止装置は作動せず川内原発は通常運転を継続した。いずれの地震も直下型地震であり、最大震度は3月26日の川内市で震度5強、5月13日の川内市において震度6弱であった。

川内原発の1号機と2号機には、原子炉補助建屋の地表部と地下に地震用の感知器が設置されて

おり、地表部の感知器が水平方向に 260 ガル、地下部においては水平方向に 160 ガル、もしくは垂直方向に 80 ガルを上回った時点で、原発の自動停止装置が作動するように設定されていたにもかかわらず、停止しなかった。

感知器に揺れを記録する機能はなく、記録用の地震計は原子炉建屋の基礎部地下 22m に 1 台だけ用意されているという貧弱な状況であり、この記録用の地震計によると、3 月 26 日の地震では水平方向に 64 ガル、5 月 13 日の地震では同 71 ガルしか計測されていなかった。しかし、川内原発にほど近い川内市中郷においては、3 月 26 日の地震で 444 ガル、5 月 13 日の地震で 427 ガルが気象庁によって計測されており、旧宮之城町では最大加速度南北 902 ガル、東西 901 ガル、上下 288 ガルを記録していた。このため、原発内にある計器の異常が強く疑われ、鹿児島県原子力安全対策室は、地震計とは別に 1 号機に 26 箇所設置されている地震応答観測装置のデータ公表を九州電力に求めたが、磁気テープに記録するレコーダの不調で、5 月 13 日における地震データの半数強が失われるというトラブルが起こっていたことが判明した。記録が残っていたとして公開されたデータにおいて、3 月 26 日は外部遮蔽建屋のドーム頂部で 602 ガル（上下方向）、5 月 13 日は原子炉格納容器の壁で 639 ガル（南北方向）などが記録されており、2 度の地震とも、本来なら自動停止しなければならないものであった。

今回の再稼働にあたって、従来通り基準地震動を 540 ガルで申請した九州電力に対して、原子力規制委員会は 620 ガルに引き上げを求め、見直されたが、そもそも 620 ガルではまったく基準地震動として低すぎるものであり、地震への対策はまったく不十分だといわざるを得ない。

(2) 火山噴火と過酷事故

現在、九州の火山の噴火が続いている。川内原発の東方には、阿蘇、霧島、桜島、硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島などの火山が連なり、いずれも最近噴火するなど火山活動が活発化している。

同じライン上には、過去の破局的大爆発によって形成された阿蘇、加久藤、姶良、阿多、鬼界などのカルデラが並んでいる。九電などは「破局噴火が起こる可能性は十分に小さい」としているが、いつどのようなメカニズムで破局噴火が起こったのかが未解明であり、多くの専門家が予知など不可能だと述べている。破局噴火が起こった場合には、この地域一帯が一瞬にして火碎流に飲み込まれ、原発と関係なく破壊されるので、原発が稼働していよいと同じことだとの主張も見受けられる。しかし、 Chernobyl 事故では多くの人命の犠牲を伴いながら、リクビダートルによる事故処理が行われ、また福島第一原発事故において、約半年前に完成した免震重要棟での指揮・管理によって何とか現在の状況を保ってきた。火碎流により人が近づくこともできず、何のコントロールも利かない状態で原発が破壊された場合には、地球全体を恐ろしい放射能にさらす最悪の事態が予想される。また、数百年単位で起こる通常の噴火でも大気中に飛散する灰が原発内の危機に目詰まりを起こすことなどにより、全電源喪失を起こす可能性がある。

(3) 事故への対応

免震重要棟は川内原発ではなく、まだ工事中の段階だが、法律上「免震」でなく、耐震の「緊急時対策所」であればよいということになっている。また、事故時の格納容器内の内圧上昇を抑制し、放射性物質の放出量を大幅に低減させる格納容器フィルタ付ベント装置も 2016 年完成予定で工事が進められている段階だが、川内原発などの加圧水型では 5 年間、猶予された。このため、いずれも過酷事故を防ぐうえで重要な施設であるが、規制基準となっていない。

また、避難計画についても、対象とされている 30km 圏内の避難は現実には全く見通しが立たず、伊藤祐一郎鹿児島県知事は 2014 年 6 月「避難計画は原発から 10km の範囲内で十分。30km は不可能」と発言した。また、要支援者の避難計画も立てられておらず、県側は「調整中」とした

まま、周辺自治体とともに、現在もこの計画の修正は行われていない。

III 原発再稼働への世論と再生可能エネルギー

(1) 電力需給上の必要性と電力会社の経営事情

福島原発事故の影響を受けて、2013年9月15日に大飯原発4号炉が定期点検に入り、全国の原発が停止してから、すでに1年半以上経つが、電力需給で危機的な状況に陥ったことは一度もなく、安定している。省エネ対策も進んできており、再生可能エネルギーの伸びと合わせて、九州電力の2015年夏の見通しでも、猛暑で最大電力需要が増大しても、電力供給も伸びて余力がある。したがって、再稼動の必要はない。

しかし、総括原価方式をとる電力会社にとっては、使用済み核燃料の再処理や放射性廃棄物の保管・貯蔵などのコストを除くと、稼働することで収益が得られる。再稼働を推進するのは、この電力会社の利益を確保するためといってよい。

(2) 世論はどうか

南日本新聞が九州電力川内原発1、2号機（薩摩川内市）の再稼働をテーマに、鹿児島県内で今年5月に実施した電話世論調査によると、再稼働に「反対」「どちらかといえば反対」と答えた人は計59.9%（それぞれ35.8%と24.1%）、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人は、計37.3%（それぞれ14.2%と23.1%）だった（南日本新聞2015年5月5日）。南日本新聞は、福島第一原発が事故を起こした2012年以降、4年連続で電話調査を実施し続けているが、反対、賛成の割合はほぼ変わっておらず、鹿児島県民はこの間ずっと、6割近くが再稼働反対である。

また、NHKでも、昨年秋に、川内原発再稼働に関する世論調査を実施しているが、薩摩川内市では、「反対」「どちらかといえば反対」（以下「反対」と答えた人は計37%、「賛成」「どちらかといえば賛成」（以下「賛成」と答えた人は

表1 薩摩川内市の再生可能エネルギー関連施設

再エネ関連施設	最大出力	世帯
サンパワー高牧発電所	410	120
川内ヤクルト高牧ソーラー発電所	650	200
誠建設 薩摩川内市田海発電所	1,500	450
自然エネルギー発電合同会社 自然エネルギー発電所	800	250
サンファームタナカ発電所	761	200
総合運動公園 太陽光発電所	670	200
九州おひさま発電 斧渕発電所	1,022	300
ダックス パレストソーラー入来発電所	1,500	450
ENEOSグローブ 薩摩川内太陽光 第1・第2発電所	3,500	1,100
ミタルダ・イクシアさつま川内一角池	1,000	300
九州おひさま発電 寄田発電所	1,100	300
中越パルプ工業 唐浜メガソーラー発電所	1,810	500
甑島風力発電所	250	150
柳山ウインドファーム風力発電所	27,600	15,000
小鷹井堰地点らせん水車導入実証設備 (建設中)	30	10
中越パルプ工業 バイオマス発電(建設中)	23,700	43,000
スマートグリッド実証試験設備		
合計	66,303	62,530

出所) 薩摩川内市ホームページより <http://jisedai-energy-satsumasendai.jp/category/ene-facility/>

49%と、賛成が約半数で反対より多かった。しかし、いちき串木野市や出水市などの周辺地域では反対58%、賛成34%、福岡市で反対52%、賛成37%、全国で反対57%、賛成32%と、いずれも反対が過半数を上回った³⁾。

これらの結果から、再稼働反対を支持する市民が6割前後、少なくとも過半数いることがわかる。これは周辺地域、鹿児島県全体でも、ほぼ同じで、薩摩川内市民だけが賛成派が約半数で反対を上回っているといえよう。

(3) 地元経済をどう活性化するか

——廃炉への転換——

この違いは、薩摩川内市民が原発による経済効果に期待していることに尽きる。薩摩川内市は、原発の受け入れに伴い、1974年以降、国から250億円以上の交付金を受領してきた。また、交付金や原発絡みの税収は、地域の交流センターや公園の建設、道路の修復などに充てられ、雇用創出に

もつながってきたとされる。商工会議所の試算によると、川内原発の経済効果は年間最大25億円前後。特に年2回の点検は影響が大きく、点検時には約3000人が最大4カ月間市内に滞在していたという。

しかし、交付金や固定資産税は急速に減少し、バブル崩壊前から中心市街地のシャッター街化が進んでいる。もはや、原発定期検査や改修工事に伴う作業員をあてにしてもじり貧になることは間違いない、再稼働によって地域経済が活性化するというのは幻想である。

それよりも、廃炉を決定すれば、原発再稼働以上の雇用効果があることが、ドイツの例などで実証されている⁴⁾。

また、原発をなくせば、農漁業での振興も期待される。川内原発では大量の取水と一緒に、プランクトン、魚卵、稚魚などを巻き込み、周囲の海水よりも7~8℃以上高い温排水によって、ウミガメ、サメ、エイ、ダツ、イルカなどの大型海洋生物の死亡漂着が激増するなど、生態系を変化させてきた。この結果、磯焼けが進み、漁獲量が減少していたが、原発の停止により、水温が低下し、海藻などが復活して、海が以前の状況に戻りつつある。

(4) 薩摩川内市の再生可能エネルギー

廃炉には約15~20年、ないしはさらに多くの年月を要する。その間に再生可能エネルギーを増やしていくべきは、確実に雇用を確保できる。さらには再生可能エネルギーや農漁業を中心に、エネルギーと食料などの自給自足などを目玉とし、観光産業にも波及させる産業政策で、地域振興へとつなげていけるはずである。

薩摩川内市は、火力発電所と原子力発電所の立地するエネルギー基地であるということも意識して、この間「次世代エネルギー導入を通じたまちづくり」に取り組んできた。

その理由として、薩摩川内市は、そのホームページで次のように答えている。

「新しい国のエネルギー政策を踏まえ、私たち

薩摩川内市民がエネルギー社会において最大限のメリットを享受するためには、次世代エネルギー社会の実現にむけた早急な取組環境を整える必要があります。次世代エネルギーと他分野（コミュニティ、保健福祉、産業振興）の施策を連動（1粒で2度おいしい施策！）させることで省コスト・省エネルギーで政策の実現が可能となります。そのためにも市民の皆様、本市と関わりのある方々や各企業のご理解・ご協力が不可欠です。薩摩川内市は10年から20年先の豊かな社会生活の実現のために様々な次世代エネルギー政策に取り組んでいます⁵⁾。」

現在、薩摩川内市に立地している発電施設の一覧は、表1の通りである。今年12月に中越パルプの未利用バイオマス発電施設が完成する予定だが、それだけで43,000世帯分の電力をまかなうことができる。薩摩川内市全体の再エネによる電力供給量は62,530世帯分となり、薩摩川内市の45,941世帯すべてに対して1.36倍の電力を供給できる都市、すなわち再エネ自給率136%となるのである。

おわりに

鹿児島県は、再生可能エネルギーの総供給量が、大分県、長野県、北海道に次いで、全国第4位という、再エネ先進県である。風力発電と地熱発電で第3位、地熱利用で第4位、太陽光発電第16位、小水力発電第18位などとなっており、再エネの2020年までの経済効果として、需要創出で540億円、雇用創出は10,330人が見込まれている⁶⁾。

そして、薩摩川内市は、再生可能エネルギーの自給率の高さが示すように、その先頭に立っているということができる。こうした位置に立つ薩摩川内市民は、エネルギー・シフトを劇的に進める環境エネルギー革命の担い手となれるチャンスを握っているのである。

しかし、原発と再生可能エネルギーの両立は難しい。原発は、現実の汚染からも、またそのイ

メージからも、農漁業や観光の振興にとって、ふさわしくない。再生可能エネルギーこそ、めざすべきエネルギーであり、その転換は、分権、自治、地産地消などを意味する変革となる。

市民の総意でこの転換を果たせば、全国の多くの仲間がそれを支持するだろう。くり返しになるが、廃炉と再生可能エネルギーによる雇用の確保、そして農漁業の振興によって、エネルギーと食料などの自給自足などを目玉とし、観光産業にも波及させて、地域振興へつなげていくことこそ、薩摩川内市やその周辺市町村の明るい未来への展望をきりひらく道である。

追記：本稿脱稿後、川内原発1号機の再稼働が8月11日に行われた。事故時の避難計画の実施訓練などは行われないまま再稼働することとなった。

注

- 1) 1977年11月21日の参議院科学技術振興対策特別委員会において、川内原発建設予定地におけるコア差し替え問題の集中審議がおよそ3時間半にわたって行われ、作業員の証言により、不正が明らかになった。[\(http://hunter-investigate.jp/news/2014/01/post-447.html\)](http://hunter-investigate.jp/news/2014/01/post-447.html)
- 2) 原子力資料情報室（編）『原子力年鑑2014』（2014

年）181頁。

- 3) <http://www9.nhk.or.jp/kabun-blog/200/202822.html>; <http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/yoron/social/pdf/141110.pdf>
- 4) <http://www.greenpeace.org/japan/ja/news/blog/staff/blog/40415/>
- 5) jisedai-energy-satsumasendai.jp/action
- 6) 永続地帯研究会編著『地図で読む日本の再生可能エネルギー』旬報社（2013年）95頁

参考文献

- [1] 西村富明『検証、鹿児島・奄美の戦後大型公共事業』南方新社、2007年
- [2] 橋爪健郎編著『原発から風が吹く－地震・事故・立地に搖れる南の辺境－』南方新社、2007年
- [3] 中野行男・佐藤正典・橋爪健郎『九電と原発 ①温排水と海の環境破壊』南方新社 2009年
- [4] 原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団、原発なくそう！九州川内訴訟弁護団（準）『原発を廃炉に』花伝社、2012年
- [5] 永続地帯研究会編著『地図で読む日本の再生可能エネルギー』旬報社、2013年
- [6] 大川満雄『かごしまのエネルギー』春苑堂出版、2002年
- [7] 立石雅昭、川内原発活断層研究会『川内原発を地震が襲う』南方新社、2013年
- [8] 木村朗編『九州原発ゼロへ、48の視点』南方新社、2013年
- [9] 原子力資料情報室（編）『原子力年鑑2014』、2014年

（やぎ ただし 所員 鹿児島国際大学）

特集

経済学と人間・自然

特集によせて

3月に名古屋（名城大学）で行われた基礎研春期研究交流集会での、2日間にわたる全体テーマ「自然の哲学・経済学」のもと、第1日目の共通セッションは「自然の哲学・経済学」の理論編という位置づけで、2日目の共通セッションは、1日目の理論的な提起を前提として「経済学は時代に応えているか——構造転換を再考する——」をテーマにしたパネルディスカッション形式の討論をおこなった。これら二つの共通セッションに挟まれた部分に、基調講演として、佐中忠司「基礎研とわたし——国家資本・社会資本・文化資本」をお願いした。まずもって自然概念への哲学的・経済学的理解を理論的に深め、それを前提として時代の構造転換と経済学の革新を同時に展開するという流れになった。

上記の2日間の集会の目的は戦後70年を総括するための、基本的な視点を獲得しようというものであった。このため、井内と増田は集会に先立って、10回以上の会合を重ねて、本特集の原型となる集会の方向性や意義を話し合ってきた。その基本的な論点は、2011年の3.11東日本大震災およびフクシマ原発事故という経験と教訓を、基礎研のこれまでの成果を前提とした人間発達と経済学のありかたをふまえて、どのように理解するかということにあった。

このような課題にかかわって、今回提出されている論点や討論で出された従来の見解に対する疑問を列挙してみた。

- ・マルクスの自然観および自然概念とはどのようなものだったのか。

- ・マルクスとその後のマルクス主義は環境や自然を人間社会との関連でとらえる最良の議論となっていたのかどうか。

- ・原発事故は自然と環境に対して、根本的なならえ直しを求めていないか。

・フクシマを踏まえた存続のための社会とその科学のあり方について。時代にこたえる社会科学となっているか。

原発事故については、その問題点は、3.11の原発事故以前にすべて明らかにされていて、その後に新しい論点は何もないという言い方がされている。これが本当であるとすれば、課題は政治的・イデオロギー的な成熟の問題であり、自然科学的な意味でも明確になるような科学的真理を受け入れる、受け入れ側に問題が集中的に現われているということになるのだろう。要は運動であり、原発推進によって利益を得るグループに対する徹底的な反撃とその切り崩しが主要なテーマとなるということなのだろう。

これに対して、3.11の原発事故は全く新しい問題を私たちの前に投げ出したと考える立場は、これまでの環境問題が人間と自然の共存関係や相互依存の関係の持続的な維持や発展をテーマとしたのに対して、目前の原発事故は、人間が生み出した自然現象としての放射能汚染が、比較的短期に、それも劇的に生じるような、人間の身体と人間社会の急激な崩壊を伴う破壊的現象として現われることを強調している。この立場は、これまで我々が社会や自然に対して当然として前提してきたものが、基本的に疑わしいものとして、はっきりと認識され理解されるようになったという点を重視するものであった。

このような理解とかかわって、基礎研が主張してきた「人間発達」という方向性と基本理論はどのような問い合わせを求められているのだろうか。

ここで近年の基礎研としての研究が進められた成果と方向性を2つにしほってまとめてみたいと考える。第1は「成熟社会論」である。これは、簡単に言えば、新自由主義的な流れと発想をマルクス主義のなかに取り込んでいくという發

想から成り立っていた。新自由主義的な社会の流れを一つの必然的な社会の発展の姿と位置付けることで、社会の成熟のレベルをさらに上げた高貴でエスタブリッシュな資本主義への変化が可能とされており、そこから社会主義への展望も見だしうるという立場である。

第2は、「新福祉国家論」である。これは従来の国家独占資本主義論を発展させた形として出てきたものと考えられるが、新自由主義的な流れに対抗する方向性を明確にして従来の福祉国家論とたもとを分かったという点で一定のリアリティーをもつ見解となっている。しかし原子力発電所によるある意味で無尽蔵の電力供給を前提とした労働と暮らしのあり方を乗り越える構想となっているかについては、疑問がつきまとうものとなつた。グローバリゼーションによる格差の拡大や帝国主義的な動きに関する批判は的確なものがあるが、財源問題や産業構造の転換の方向性などについては若干の含みを残すことになった。

上記の2つの議論はたいへん魅力的なものであるが、3.11のフクシマ原発事故以降の問題を考えるとき、いくつかの疑問が生じる。人間発達については、人間の自然性や環境としての自然をどのように位置づけてきたかが問い直されている。また「働きつつ学ぶ」という基本理論においても、働く（労働する）という場合の対象となる自然や人間自然の位置づけがどのようなものであったのかが問われている。

とりわけ本特集では、労働を機軸としてみられた自然一人間関係が、技術や文化および地域のありかた、そしてとりわけエネルギーや食糧の需給にかかわった社会構成のありかたを再考できるような議論となることが求められた。議論の旋回軸

を構成しているのは、何人かの論者が意識的に課題としている「環境」という用語の使用方法についてである。環境という用語を無批判に利用するのか、それとも環境を人間や社会とのかかわりで再度定義し直すのかという違いのことである。このことにかかわって、マルクスの自然概念や自然観の再考という課題が立ち上がってくる。

問題はここからである。環境たるもののが人間の外部にあるものか否かということが課題とされることによって、それは人間そのもの（人間社会が生み出したもの）であるのにもかかわらず、人間の外部に厳然と存在しつづけるものとしてあらわれる自然をどのように把握し対応するのかという問題に発展していく。人とのかかわりで自然と環境と把握することは、一つの重大な矛盾に直面するのである。

たしかに人間は労働によって社会を構成とともに、自分自身の自然をも発達させ、自己のみでなく、私たちが環境と呼ぶところの、人間の周辺世界を生み出していくことになる。人間発達が社会や文化・自然の構成原理として、労働を基軸とした経済学となることは、基礎研の50年にわたる「働きつつ学ぶ」というスローガンをかけた活動のなかすでに実証してきた。

しかし、その労働がなぜ、大規模な世界的な経済危機を生み出し、また文化的な資源を浪費し、自然と環境の破壊を、原子力発電所の事故のような破局的な形でその成果を実証することになったのか。この問題が根本的に問われなければならぬのである。

(ますだ かずお 所員 京都経済短期大学)

生活文化空間の構想

佐中 忠司

何のために、どのように、なぜ働くのか。人間的労働と人間らしい生活のための基本構想。「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法第25条)を単にお題目に終わらせないための経済学的処方箋を模索する。

はじめに

働く人びとの自己実現、人間性が尊重される豊かな生涯、それが構想されうる社会のシステムとそれをささえる経済のしくみはどこに求めることができるか。人間的労働論の視角から「働くこと」の意味をとらえなおし、人間性に立脚した経済の構想を志向することはできないか。人間的労働や生活は、本来的には一連の生産・流通(分配・交換を含む)・消費の循環過程の継続的な営みである。科学としての経済学は、こうした過程のなかでの人間的諸関係の基本をみすえながら追究されるべきではないか*。

*本小論は、拙稿(「人間的労働論の地平」『経済科学通信』第134号、2014年5月)を前提とした「生活文化空間」の構想を試論的に提起しようとするものである。あわせて参考されたい。

I 人間的労働の概念

「労働」の用語は、ドイツ語では die Arbeit、英語では labour ないし work と記されている。それに対し、labour と work に関するドイツ語では、labour (die Arbeit; Mühe, Anstrengung, Beschwerde…), work (die Arbeit, Beschäftigung, Tätigkeit…) とある。部分的には、work と labour は内容的にほぼ重なる。厳しい努力・忍耐を意味する用語 (toil, exertion, effort) がつらなり、ともに労働の厳しさや苦労を連想させる

ものがある。さらに、後者 work には、これらに加えて別の諸項目、仕事や労働の前提条件、「ものづくり」の成果、思考、努力、作品などの意や人間的な「自己実現」等々の問題にわたる多様なものが列挙されている。要するに、単なる労働としての忍耐や苦労、他者の支配下でなされる就労等のどちらかといえば量的ニュアンス (labour はかなりこれに近似) にとどまらず、より豊かな人間性を連想させる質的なものが work には含まれている。語源的にはラテン語とギリシャ語との別もある (*Cassell's New German Dictionary Deutsch-English English-German*, London, 1957. 他による)。こうしたより質的な豊富な意味合いから、人間的労働の概念は、labour よりも work によってより的確に表現することができる。

II 経済の循環と人間的労働

(1) 商品とその実現

商品化(小商品生産を含む)を前提した価値と人間的労働の実現の諸相に注目してみよう。価値の形成、流通、実現は、商品および労働の諸局面との対応関係のなかで相互前提的に展開される。市場レベルの枠内で、事実上、市場原理(商品販売)に局限化された問題に腐心する傾向は、特にいわゆる近代経済学において、また少なくないマルクス経済学においても、根強いものがある。

商品循環(生産・流通・消費)の背後には、しかしながら、生産物の分配と交換の問題もかくされている。資本制下にあっては、生産手段を排他

的に所有する資本家のものとして、生産物は全てその支配下におかれることが当然視されている。賃金労働者については、その二重の自由（生産手段からの自由と人身的自由）が大前提とされていることから、生産的労働の担い手としての直接的生産者の立場（この場合は他人労働）にあるにもかかわらず、その生産物の所有・支配云々のことがらからは完全に切り離されてしまつており、改めて問われることはない。他方で、共同体的労働、自家労働（個人生産や小商品生産）などの自己労働の場合には、分配・交換の問題はこれとは別の観点からの検討が必要となる。人間的な主体性や生活意欲と労働そのものとが、どのような関連性の中で展開されていくか。商品の直接的生産者と所有者、労働の二重性および商品の二側面（価値と使用価値）等々との相互関連性を度外視したままでは、価値の実現や人間的労働の実現の経済学的本質の把握にせまることはできない。こうした市場レベルを前提とはしながらも、その限界を超えてより広い立場に立って労働生産物と人間的労働の関連性、それらを循環する過程としてみれば、ことがらのより構造的な把握が可能となる。

（2）経済的過程と人間的労働

人間的労働論や人間的生活・発達論の体系的な展開のためには、商品市場の枠内にとどまり価値や価格のレベルの議論のみにとらわれた経済学は無力である。生活領域とりわけ消費過程の問題、つまり、市場の内外における人間的生活（使用価値の実現＝消費の過程）のあり方をも包括する方法論的視点の拡大が問われてくる。使用価値としての生産物の消費は、基本的には、生産的消費と個人的消費（社会的消費も含めたいわゆる最終的消費）とに二分される。個人的消費は、人びとの生活手段としてのあれこれの有用物が費消され、人間の労働力そのものの生産・再生産を含む人間形成の過程につながる。

他方の生産的消費においては、有用物は、新たな原材料や生産手段の必要部分を補填するものと

して、再び生産過程の出発点に立ちかえる。また、回復された活力（再び生産された労働力）は、新たな生産のための必須の主体的条件として、あらためて生産過程の出発点に吸い寄せられていく。こうした諸条件が整えられることによって、生産過程がふたたび活性化（再生産）することになる（後掲第1図の①および②の循環運動、参照）。

こうした循環をささえる能動性の根本は、そこにあるがわれる生きた労働者の活力・労働力である。とはいえ、それらの機能の具体的な発揮のされ方は、生産の目的・諸契機のあり方につよく依存し（自家用、商品生産、剩余価値の生産＝利潤追求など）、必ずしも直接的労働者自らの意図や主体性に依拠したものとはならない。生産手段の所有関係のいかんによっては、生産過程における主体的条件としての労働力は、ただ一片の生産要素としてのそれにとどまる。

たとえば、資本主義的生産関係のもとでの生産過程（労働過程）では、そこに調達された原材料などの他の生産要素と同類のものとして、労働力（商品）も「消費」される。雇用された労働者自身、自らの意図や主体性などとは基本的に切りはなされた立場で、資本家の指揮にしたがって就労する。その際の生産物は、当初から商品購入者（資本）の当然の所有物とみなされ、その直接的生産者とは無縁、文字通りの疎遠な存在（労働および労働生産物からの疎外）となる。

それに対して、手工業者など小規模ではあっても自らが生産手段を所有しているような場合、労働の結晶体としてのその生産物にかかる分配・交換云々は、自らの自主的判断に属する問題となる。この点では、手工業の場合の労働の実現（対象化）のあり方、したがって労働力の実現のあり方にも、特異性が認められる。さらに、労働そのものからも、労働生産物からも、直接的生産者としての労働者の疎外のあり方は、賃金労働者のケースとはまったく異質なものとなる。端的には、自己労働に基づく生産物はその全的取得権が直接的生産者に帰属する。ここでは、「ものづくり」、手工業者などの職人気質や匠のこだわり・

充足感を育む、人間的労働のある種の積極的要因の存在可能性の幅が展望される。ラスキンやモリスらの職人的労働に関する積極的な言及は、この側面に向けられているように思われる。

労働（労働力の消費）の本来の特殊的機能によって、一方では、具体的な有用性としての生産物が創出される。それと同時に、その生産物の価値がこれによって新たに形成（価値増殖）される。その価値の大きさは、究極的にはその際に消費された労働の量（＝労働時間、社会的平均的条件下で消費されたものとして）によって規定される。労働力は、こうして価値創造（増殖）と新たな使用価値の創出とを同時並行的に遂行する（特殊な使用価値としての労働力の二重の機能）。そこで充用される労働の量と労働力そのものの価値との量的関係の基本（剩余労働および剩余価値）を解明することは、極めて重要な課題であり、ここにマルクス経済学のひとつの核心がある。

(3) 人間的労働と生活の諸局面

人間的労働と生活の諸局面との対応関係を意識

しながら、それらをイメージ化したものが下図である。

労働の成果は対象化された労働すなわち労働生産物である。すでにみてきたように、商品としての労働生産物の交換価値は流通の過程で、その使用価値は消費の過程で、それぞれ別々に実現される。商品の価値と使用価値のそれぞれの段階での実現形態の判別の重要性を看過することはゆるされない。それらとの相即不離の関係にたつ生産的労働、そのさまざまな実現の態様を理論的・整合的にとらえることは、ここから展望することが可能となる。

このことに関連して、商品販売つまり交換価値の貨幣化（＝②価値の実現）および②'社会的使用価値（社会的労働としての認知≠使用価値の実現）をもって、価値実現と使用価値の実現（＝生産物の消費）とを同時並列的にとらえる謬見、したがってまた、労働生産物の③有用化（＝使用価値の実現）の側面を看過、そこに重要な経済問題が取り残されていることに気づいていない論者は少なくないと思われる。

図1 循環的過程としてみた人間的労働と生活の諸局面



(図の説明)

- ・抽象的人間労働の実現：①対象化（生産物） ②販売⇒価値の実現（貨幣への転化、②'と同時並行）
- ・具体的有用労働の実現：②' 社会的使用価値（販売を通しての社会的労働の認知） ③有用化（生産物の消費）
- ・人間的労働の実現：④人間化（人間形成）
- ・これらの諸過程の背後で、労働力の消費（①に対応）とその生産・再生産（③および④に対応）

(4) 人間的労働の実現

小商品生産者や手工業者の手になる生産物やその労働については、生産・流通・消費のそれぞれの段階における価値の実現や労働の実現に関しては、これらは具体的・直接的なかたちで自明のものとなる。たとえば、基本的な生産手段を自ら所有しかつ自らの意志で労働する手工業者の場合などには、生産物の完成およびその販売というそれぞれの漸進的段階に沿って、その労働力そのものの再生産を含め、自己労働としてのその有り様(図1の①～④)を具体的に跡付けて見通すことができる。

その一方で、賃金労働者の場合は、とくに労働と労働力との区別の重要性が浮上してくる。後者は労働するための能力のことであり、前者はその能力の発揮、「労働力の消費＝労働」である。この両者の実現の形態は、まったく別々のことである。労働市場における労働力(商品)の売買を介して、その売手としての労働者に対価＝賃金が支払われる(「労働」の対価とするなど、支払いの形式はさまざまであるが、本質的には労働力商品の価値に相当する)。こうして、生産手段からは基本的に切りはなされた状況下における賃金労働者の場合には、賃金の受け取りということで、その労働力の商品としての価値は一応実現する(労働力の形式的実現)。

この際の就労(労働力の消費)は、購入後的一般の商品の取り扱い方と同様、資本家の自由処分にゆだねられた、排他的な職場内での他人労働としての展開となる(第1図の①参照)。そこでは本来の労働力商品の所有者(生身の労働者)の主体性や意図するところとは無縁な、人間性の喪失されたかたちの労働の「実現」となる(賃金労働者の就労)。

(5) 賃金と必要生活物資

「労働」の対価としての賃金は、基本的には労働者の衣食住にかかる経費として、一般市場における労働生産物(必要生活物資)の購入費用に費やされる。労働力そのものの生産・再生産は、人

間的活力としてのそれであり、人びとの生活過程(労働生産物の消費の過程を含む、図の③および④)と内的・質的に重層する。

これらの継続的過程が前提される限りで、労働力の維持・再生産の二重の可能的条件がもたらされる。つまり、労働市場における賃金の支払い(労働力の価値の最初の、形式的実現)、ついで、その後の賃金の必要生活物資への転化(労働力の価値の第二の、本源的実現)、こうした労働力の価値の段階的な実現の可能性として。賃金の多寡の問題はその範囲内のこととなる。

いわゆる労働市場(その存在は図では裏面に隠れ、①の前提条件をなす)での労働力の売買関係が成立(⇒就職)する限りで、つまり資本による営利追求の可能性が許す範囲内で、労働者に保障されるはずのものが、賃金(究極的には必要生活物資の価値に匹敵)である。こうした中での労働時間(量)に応じた賃金支払いの形式は、至当然、人間的なものようにも映る。しかしこれは、労働賃金の支払いの形式の問題であって、その経済的本質を覆いかくすカラクリのひとつである。

往々にして、失業の恐怖(労働力価値の実現不能⇒必要生活手段の喪失)、労資間の力関係、資本の仮借なき営利追求の動機、労働市場における労働者同士の競争など、さまざまな状況下で、賃金は必要最低限にとどめられる傾向は強い。たとえば、いわゆる非正規雇用や低賃金・過労死問題などは、その極端なあらわれといえよう。しかし、長期にわたって最低限の人間的生活の保障のなされない社会では、労働力そのもの再生産は困難、経済の継続的発展は全体として衰退するばかりくなる。そのために、さまざまな労働政策や法的保護の対策の必要があるが、現状では必ずしも十分とはいえないのがその実態であろう*。

*ちなみに、全ての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法第25条)や労働者の「生活の安定」、「労働力の質的向上」、「国民経済の健全な発展」(最賃法第1条)は、こうした事実を反映した人間的な権利の表明とみること

ができる。しかし、その精神の尊重、国家的レベルでの実効性は、現実的には、大いに疑問ともいいうべきであるが…。

さらに、人間的労働の本領が十全に發揮されたかたちで「人間らしく働き生きる」（自己実現）ためには、これらの諸条件が満たされるだけでは、必ずしも十分とはいえない。労働の疎外他、さらに広範な諸問題の基本的な展開がまたれる。それが自己労働として行われるのか、あるいはまったくの他人労働（典型的には資本主義社会における賃労働）としてのそれか。直接的生産者と生産手段との社会的関連性とくにその所有形態が、ここではその根本的なきめ手となる。

(6) 商品の流通と使用価値の実現

使用価値は、流通の過程（図の②、参照）にとどまっている限りは、そこに一定の経済的対象性——交換価値——保存のための物的外被にすぎず、また、それ自体は同時に社会的な存在（可能性としての社会的使用価値）である。物的・社会的存在としてのその真価は、その消費の過程（同③、参照）における具体的費消の過程で発揮される。つまり、使用価値そのものの実現は、消費の過程においてのみ確証されるべきものであって、流通過程でのその仮象（他人による消費可能性＝社会的属性）は販売と同時にいわば昇華し、後には消費対象そのものとしての物的属性が残るのみである。

この物的存在としての、市場の埠外における使用価値の果たすべき本来の機能・役割に関する経済学的解明については、いまだに、あまり積極的な関心は払われていないというのが実態である。マルクス経済学の分野を含め、販売された生産物の消費がその後の過程でどのような意味合いを有するかについての本格的な取り組みは、ほとんど手つかずの状態に近い。

「商品は、その流通の前半においては、貨幣と場所を換える。それと同時に、商品の使用姿態は、流通から脱落して消費にはいる。商品の価値姿態または貨幣仮面が商品に取って代わる。」「商

品が繰り返し販売される場合でさえ …その商品は、最後の決定的販売とともに、流通の部面から消費の部面に落ち、そこで、あるいは生活手段として、あるいは生産手段として、役立つのである」 新日本出版社版『資本論』① 196 頁。

人間的労働を介してなされる自然と人間との交流（物質代謝）の中で、直接的には生産物（= 使用価値）が創出され、それらが消費・活用されるという歴史的営為を抜きにして、人間的生活・文化の維持・継続を語ることはできない。そこにおける大半の生産物は、究極的には、市場の枠内での商品交換＝貨幣化の洗礼（命掛けの飛躍）をへて、消費者の手元に届く。その後の使用価値の実現は、社会的・個人的生活のさまざまな部面において、つまり市場空間の埠外において、生命活動の維持のための生活物資の費消というかたちで、長短それぞれの諸期間にわたって展開される。これは、とりもなおさず、人間的生活またその基軸をなす人間的労働の本源的な展開や実現の問題と分かちがたく絡み合っているという事実が、想起されなければならない。

III 人間的労働と生活文化

(1) 労働市場と人間的生活

資本主義下の労働力商品の売買（労働市場）の特殊性についていえば、商品（労働力）は、通常の商品取引と同様、賃金支払いによってその価値は一応実現される（労働力の最初の形式的実現）。ところが、労働の現場における労働力（=人間的労働の諸機能）の消費の段階では、この特殊な商品は生身の活力を介してのみその本領が発揮される。つまり、その商品（労働力）の元来の所持者は、売却後、労働市場から物理的に隔離された労働現場（図の①参照）に一定期間拘束され、新たに価値形成・増殖と同時並行的に新たな使用価値の創出が当然のこととして予定されている（特殊な使用価値としての労働力の二面的機能の実現）。

この意味では、商品としての労働力は、通常の商品の購入と同様に排他的消費の過程に入るとは

いえ、その労働の対象化（＝特殊な、二面的機能の発揮）されるまでの間は、購入先との契約関係がいぜんとして継続する。したがって、労働者と資本家との当事者間における労働条件の確保（基本的人権や労働権など）に関して、通常の商品売買後の購入者側の排他的な使用・消費のあり方とは峻別された、別途の経済学的考察が必要となる。

労働過程における労働力商品の消費に対して、商品市場の場外における生産物の最終的消費の過程は、労働者の必要生活物資（使用価値）の実現、すなわち、労働力の価値の最終的実現の過程である。それは、とりもなおさず人間的生活の物理的条件（労働力そのものの実現＝再生産の問題）であり、ひいては経済社会全般・人間的生活の継続的発展（生活文化や人間形成）の問題にも直結する必須の条件である。これらの有機的構造（図1の①～④の過程の表裏にわたる構造性）の経済学的な解明なくしては、人間的労働や人間発達・生活文化などの諸問題への科学的なアプローチは望みえない。

（2）有効価値とケイパビリティ・アプローチ

使用価値の実現の場としての消費過程との関連で、人間的生活や労働力のさまざまな形態での実現等を射程においていた経済学的な問題の扱いに直面するとき、J・ラスキンやA・センらの諸説には、幾多の注目すべきものがみえる。たとえば、ラスキンの有効価値論には主として図1の③に、センのケイパビリティ論（たとえば人間的生活・福祉、社会環境、文化問題など）には主として同④に、かかわる重要な経済学的ヒントが看取される。マルクス、ラスキン、センをあれかこれかの問題として平面的・孤立的にとらえ、三択ないしマルクスかラスキンかなどと二者択一的にみようとする論者も一部にはある。しかしながら、これらを人間的労働の諸侧面と体系的に組み合わせて構造化、それぞれのアイディアを批判的に摂取することができれば、新たな経済的構想、すなわち、人間性を中心にする生活文化空間論樹立へ

の可能性は、十分検討にあたいする。生産物の消費過程（図③、参照）によせてみると、ラスキンは固有価値や受容能力の概念を展開しつつ有効価値論を提唱する。彼は、なによりも生活 life を主唱しつつ、人間的生活の質的な重要性を明らかにする。この点、紙幅の制約のために本小論では割愛せざるをえない（有効価値については前掲、拙稿参照のこと）。

A・センは、ケイパビリティ capabilities（選択可能性）の理論によって、人びとの生活、生命の社会経済的な前提条件（使用価値の実現そのものへのアクセシビリティ accessibility）の問題をクローズアップさせている。彼は、経済の成長 economic growth と経済の発展 economic development とを区別する。経済の成長には、物の生産の更なる拡大は意図されているとしても、これらの財を生産したまは消費する人びとになにが起こるのかということには関心が及んでいない。経済の発展には、こうした「人びとのケイパビリティの拡大」が含まれている。

それゆえ、彼の指摘によれば、福祉のゆきとどいた経済システムの目指すところは、より多くの財やサービスを云々することではなく、人びとの生活の改善である。それは食料、教育や保健へのアクセスが確保されるところで可能となる。センの業績における統一的テーマは、創造的なヒューマン・ポテンシャルすなわち人びとのケイパビリティに向けられており、これによって社会における、また、家庭内におけるより大きな福祉がもたらされる。経済の発展の実質的な目標は、人間的能力の発展、したがって、人間的な潜在可能性 human potential を発展させるための自由の拡大である*。

* Amartya Sen, *Commodities and Capabilities*, Elsevier Science Pub. Co., 1985 (鈴村興太郎訳『福祉の経済学—財と潜在能力』岩波書店, 1988年) 他。

「ケイパビリティ」とは、約言すれば、人びとが選択できる様々な「ファンクション（機能 functionings）」の組み合わせ、ベクトルの集合

で、何ができるのかという範囲とともに、ある人が価値を見出すことの出来る様々な状態や行動のことである。たとえば、「十分な栄養を得ている」「避けられる病気にからない」といった基本的なものから、「コミュニティーの生活に参加する」、「自尊心を持つ」など多岐にわたる。

センは、このように福祉経済学の基礎的概念を樹立し、人の幸福や効用の評価の方法を模索した。人間は多様な存在であり、同じ所得を得ていたとしても各人の性別、年齢、身体的特徴などにより、達成可能な自由の水準には落差が生じる。このような転換能力をも考慮に入れて、その人の達成可能な成果の可能的集合を、人々の平等度を比較する際のキーポイントとみる。かくして、個人の福祉を「達成された機能」ではなく、「達成するための自由」によって評価しようとする。これが「ケイパビリティ・アプローチ」のおよその基本的枠組みである。

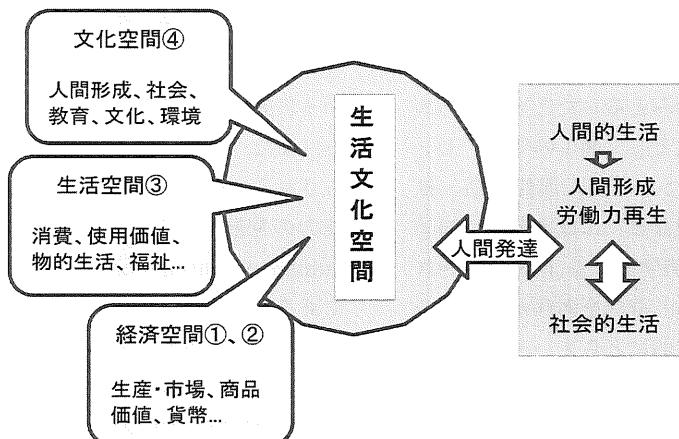
これらの視点は、われわれの文脈からみた人間的生活や人間形成の過程における諸課題の重要性にかかる貴重な示唆とみることができる（図の③およびとくに④の視点、参照）。

IV 生活文化空間の経済構想

人間的労働を、労働と労働力のそれぞれ多様な実質的実現という観点から、それを総体的に把握するためには、どのような理論的枠組みが考えられるであろうか。人間的労働の諸問題は、たとえば効用価値説の例に見られるように、単に労働かレジャーかの効用選択の問題などに矮小化してしまう話ではまったくない。労働の実現のあり方は、労働觀のあり方、労働の意欲、よろこびや苦痛、労働時間や搾取の問題など、人びとの労働現場の実態や疎外の問題を抜きには考えられない。また、労働力そのもの実現は、これらの社会・人間関係への延長、それらの外延ともいべき人間的生活の多面的・構造的な関連性のなかで種々展開されるべきものである。さらに、それらと人間発達、自己実現の問題等々の側面も、こうした射程内にしかるべき位置づけられて検討されることの重要性が忘れられてはならない。

まず、価値や特に使用価値の実現（＝消費）への意識的アプローチを上述のようなもろもろの視点から導入することによって、これまでともすれ

図2 生活文化空間の概念



(注) ①～④は第1図に対応。

生活文化空間（3空間の重層部分=人間的生活の基盤となる）

- ・経済空間：生産・市場原理、商品価値（価値実現）、貨幣視点など
- ・生活空間：消費生活、使用価値の実現、地域・生活=労働力再生成、福祉・健康など
- ・文化空間：人間形成、社会・コミュニティー・教育・文化・環境等とかかわる人間的生活の継続的営みなど

ばバラバラに論じられてきた感の否めない経済学上の各論の異同の比較・検討と体系化をはかりつつ、さらに、人間的労働論を首尾一貫させたヒューマンなタッチの経済的構想を提唱してみたい。そのためには、三つの層からなる人間的生活の空間を想定し、生活文化論的視点に立脚した新たな経済学的アプローチをこころみる。それを概念化したものが図2である。

人びとの日常的な生活のサイクルは、大略すれば、職場（就労）、収入（賃金）、家計（消費）の有機的な組み合わせのかたちをとる。そのような空間の経済的側面に着目すれば、生産過程と消費過程の不断の継続的な循環があり、その上に労働力の再生産を含む人間的形成がくる。生活文化領域は、こうした事実関係を受けて3つの空間の一定のバランスのなかでの重層化された、人間的生活を追求するための可能的条件が想定される。そこには、近隣・コミュニティー・社会的インフラなども含まれる。

人間的生活の社会歴史的特徴としてみれば、代々積み重ねられてきた生活体験（=文化）を、それぞれの地域・年代に応じて、学び、自らの生活に生かし、継承発展させながら次世代へ送り届けるという意識と実践力が基本となる。人間的生活の諸条件—学ぶ力、生きる力、文化の継承・発展を通じた自己実現、労働能力の向上を含めた人間発達の基盤の構築。これらの生活文化論的視座に立脚した3つの空間の重層化を念頭におきながらの理論的体系化、とくに価値実現の諸相に着目した人間的労働論や人間発達論への経済学的アプローチの構想化、これが本小論の主旨である。

おわりに

経済学の分野においては、マルクス経済学においても、従来、どちらかといえば価値の実態、その創造、流通、実現をめぐる法則性や歴史性の展開に焦点が注がれてきた（そのこと自体、方法論

的にもきわめて重要であることに疑いの余地はないが）。市場レベルにとどまりながら、GDPやその流れに沿った経済成長、雇用創出や賃金、生活保護などの問題が論じられるとしても、結局それらは貨幣、金融、利殖などすべてが金銭的な量の問題（資本主義下ではなによりも営利追求＝剩余価値の実現の可能性）に還元され、人間性にわたる質の問題にまでいたることはまれである。これらの事情にわざわいされて、上述のごとく、使用価値の問題、その消費のあり方、人間的な労働や生活というヒューマンな質的側面が、往々にして視界の外に置き去りにされてきたというべきであろう。

こうした視点から、ラスキンやモ里斯、センらの人間的労働論の含意を系譜的に読み込み、生活、生命、福祉などの理論的展開にみられる着眼点の重要性を読みとることが重要となる。人びとの生活場面を正面にすえ、人間的労働の実現と緊密にかかわる社会経済的な諸条件をとともに考察の対象とすることの意義はなにか。生活や文化、基本的人権の視点からみた人間形成や人間的生活（労働力そのものの実現）の問題へのアプローチは、人間的労働や使用価値視点をも盛り込んだより広い射程をみわたすことのできる新しい経済学として展開されるべきではないであろうか。

人間的労働論や人間発達論の体系的な展開のためには、商品市場における価値実現の枠内にとどまる伝統的な経済学の範疇にのみとらわれていては十分とはいえない。何のために、どのように、なぜ働くのか、人間的労働とはなにか、人間的生活の根本は那辺にあるかを剔抉しようとしたない経済学の存在意義はあまりない。生活領域とりわけ消費過程の問題、つまり市場の内外における使用価値実現のあり方や生活文化の領域まで、広く包摂するヒューマンなタッチの経済学的枠組みとしての生活文化空間が構想されるゆえんである。

（さなか ただし 所員 広島大学名誉教授）

特集

経済学と人間・自然

マルクスの自然観 —エコロジーと環境問題—

島崎 隆

マルクスの自然観とはどのようなものになるのだろうか。最近、エコロジー的マルクス主義の進展や、また新メガの出版によって、マルクスが自然（科学）の問題にも強い関心をもっていたことが明らかになってきた。とくに資本主義批判や史的唯物論と自然の関係の問題、自然の搾取の問題などについて論ずる。

はじめに

2015年3月14日に行った上記記タイトルでの報告について、その概要を報告しつつ、いくらかのコメントをしたい。まずはここで、拙い報告にたいして熱心に聞いてください、また議論も活発になされたことにたいして、厚く感謝します。

私はここで、あらためて報告の内容の紹介はしない。それはかなり細かい理論的内容を追求しており、また報告時間に比べて、内容を少々詰め込みすぎたと反省している。与えられたテーマであるマルクスの自然観にこだわったが、この報告は現実には、多種多様な自然環境問題の解決をどうするかという問題に原理的な意味でつながっているのだから、もっと現実的な問題や運動に引きつけて展開したほうがよかったと実感した。この点では、最近の拙論「エコロジー的社会主义への展望」（『葦牙』第40号、2014年所収）が資源・エネルギー問題、社会主义への移行の可能性の問題など、もっと現実問題や環境運動に即して展開している。ところで私は、自然環境問題では、とくに地球規模での温暖化、さらに福島の原発事故が大きな問題であると実感している。地震、津波、原発事故によって無残に変貌した東日本の被災地には三度ほど訪れたが、石巻に車から降り立ったとき、その惨憺たる光景のなかで、被災地の女性と話をしたことが忘れられない。彼女がいうには、一番恐いのはこの被災地のできごとが段々と忘れられていくことで、別に何か特別なことをし

なくともいいから、是非ともこの地を訪れて、現地の人と話をしてほしいということだった。福島の原発は東京電力の管轄で、電力は東京に供給されているのだから、たしかに東京の住民にその責任があるといえるのだろう。恥ずかしながら、私は、この原発事故の前には、この福島発東京行きの電力の事実を知らなかったのだ。

さて以下、報告後の議論でどういうことが展開されたのか、不十分ながらここで紹介し、さらにコメントを加えたい。というのも、議論のなかで、環境問題が人間の精神や言語活動にどう関わるのかというような質問も出たからだ。報告後の質疑応答こそ、まさに共同の言論実践の試みであり、少なくともそこに一種の言語共同体が現前しているといえなくもないからだ。そしてまた、多分私の報告内容をよく知っていた人はほとんどいないと思われる所以、いくつかの気になる論点について、少し丁寧にコメントを加えたい。

I 自然中心主義と人間中心主義の対立について

報告では、自然中心主義（physiocentrism、またecocentrismという表現もある）とは、自然を中心にして、人間をその一部と見る世界觀および価値觀のことであると説明した。そこでは、全ては自然進化の過程のなかにあり、人類史も広くは自然史の一部と見られる。なお自然中心主義はさらに、生態系中心主義、生命中心主義などに区分される。これに対して、人間中心主義（anthropo-

centrism, また homocentrism という表現もある) とは、われわれが人間である以上、全てを人間の眼から見て価値づける考え方である。この考えは端的に、世界の中心に人間自身を置く立場になるが、そこからして、自然是人間から意味づけられ、変革の対象となる存在である。

〈宇宙的自然－地質学的自然－生命的自然－人間的自然〉として描かれるエンゲルス的な自然の歴史観は、自然中心主義の立場に立つものである。他方、自然を労働や文化の対象と考える立場は、つねにそこで自然のアリティが現れるという意味で、人間中心主義である。そこではおのずと、人間が自然にたいする主体となり、外的自然是客体となる。どちらかというと、前者の自然中心主義は古代ギリシャなどで基本となる考え方であり、それは近代以前で主流であろう。後者の人間中心主義は近代で主流となった考え方であり、そこでは人間の労働と生産が自然にたいする変革の力を現している。

自然中心主義と人間中心主義の対立状況について、大きな議論の輪がくり広げられてきたのが事実である。この対立の問題が「疑似問題」にすぎないというような評定は一般にないが、ただ、この議論の設定があまりにも抽象的すぎて、焦眉の環境問題を考えるには、有効といえないのではないかという批判がなされてきた。そのほか「自然の内在的価値」「未来世代の倫理」のような議論も環境倫理学で議論されてきたが、それも含めて、そもそも環境倫理学などという分野そのものが環境問題の解決にあまり有効ではないのではないか、というような問題提起も近年なされてきたのである。とはいって、この分野では、「環境的正義」というような問題設定もなされてきたのが事実である。それとともに、「環境的弱者」の問題も含めて、こうした問題の提起が同じ環境倫理学の枠内にあるものとして、現実問題に強く関わっていると思われる。実際、より貧困な住民の住む地域に環境汚染物が運び込まれるということはありうるからで、この場合に、「環境的正義」や「環境的弱者」という用語は、そこにある問題を

鮮やかに照射することだろう。

II 資本主義批判と近代批判

さらにまた前節と関連して、「人間中心主義」などといわずに、すばり「資本中心主義」と名づけて、それを批判することが、焦眉の自然環境の劣化・汚染・破壊の問題の解決に現実的に有効だというような発言もなされた。たしかに私も共感するエコロジー的なマルクス主義・社会主義であるならば、こうした発言が当然なことと思われるだろう。実際、エコロジーには、自由主義エコロジー、社会エコロジー、ディープ・エコロジー、エコフェミニズム、生命地域主義、環境行動主義など多様にあるが、資本の経済的活動がいかに自然環境を汚染・破壊しているかをリアルに追求する立場は、エコロジー的なマルクス主義・社会主義しかないと思われる。

この点で、質問者の言いたいことはおおいにわかるのだが、ここには現時点で環境問題を考えるさいに、資本主義を批判して社会主義へ向かうことが重要だと端的に主張すればいいと考えるだけでは、問題を含むと思われる。そこでは、資本主義の何をどう批判して、いかなる社会主義を目指すのかということが慎重に問われなければならないからである。まずは旧ソ連・東欧の社会主义における環境問題の存在が挙げられる。旧ソ連におけるアラル海の環境破壊問題、そして旧東独における、いまでも続くウラン採掘に由来する放射能汚染の問題（これは映画「イエローケーキ」でリアルに描写された）などに見られるように、従来の社会主义は結局、資本主義の資源・エネルギー政策を無批判に継承してしまい、資本主義と同種の環境問題を引き起こしてきた。したがって、これらの既存の社会主义は資本主義と近代主義の枠組みを超えることができなかった。資本主義を克服することは単純な問題ではなくて、社会主义の指導者たちが近代に由来する生産力中心主義、科学・技術中心主義、人間中心主義などを無批判に継承してきたことを反省すべきである。

私はあえて、資本主義的経済体制を問題にするだけでなく、「近代」という時代を幅広く問題にしたいと思う。私の考えでは、17世紀頃に成立した近代という時代は、近代市民社会という体制と近代合理主義の思想からなる。スミスがその経済体制を全体的に描き、デカルト、ロック、ホップズ、ベーコンらが思想的に正当化した近代という時代では、彼岸ならぬこの世を重視する物質主義・経済主義が正当化され、神中心から人間中心の見方へと転換し、科学主義・技術主義・産業主義が自明視され、また個人の自由、人権もまた当然となった。そこではもちろん、自然環境が自然資源として、人間によっておおいに開発され、利用される対象となった。自然から奥深い神秘性、および自然にたいする畏敬の念は取り除かれた。近代合理主義とは以上の特質をもっており、それらの思想は現代でも大きく継承されている。この近代の体制と思想の積極面を継承し、その否定面を克服することが、現代で社会主義を展望するときの課題となる。この総合的で幅広い課題は、単に資本主義を克服すること以上の内容を含むだろう。資本主義を克服することは、逆にいえば、以上の思想的内容を了解したのちに乗り超えることを含まなければ、かえってその内容に取り込まれ、実は<資本主義=近代>を結果として克服することができなくなるだろう。こう考えると、単に経済体制を転換した旧ソ連・東欧の社会主义がいかに狭隘な思想性をもっていたかが理解できるだろう（以上の近代の幅広い内容については、ここでは大雑把にしか述べられない。さらに詳しくは、拙著『現代を読むための哲学』創風社、2004年所収の、第一章「近代合理主義のゆくえと現代社会の位相」を参照願いたい）。

報告の第一点で示したように、社会エコロジーのクラークは、以上の点を鋭く批判したのであった。その意味で、社会主義に共感し、かつ環境問題などに強い関心をもつ人々は、社会主義の展望を開くことが実は、近代文明の人類史上の立ち位置を見定めたのちに、それを克服することだと考えている（尾関周二・他編著『〈農〉と共生の

思想』農林統計出版、2011年の「総論」（尾関執筆）。岩佐茂・高田純『脱原発と工業文明の岐路』大月書店、2012年を参照）。そしてそのさい、東日本の大震災・原発問題がこうした文明論的構想のための大きな契機になったといえるだろう。私も同感である。実際、環境問題を深刻に考え、資源・エネルギーの点で、石炭、石油などの化石エネルギー、さらに原発などを使用せず、再生可能エネルギーだけに依存するとすれば、一体どういうエコロジー的な社会が出現するのか、おおいにリアルに考えるべきではないだろうか。多分、人口100万以上の巨大都市などは成立不可能となるのではないか。そういうわけで、こうした問題状況は、資本主義批判、さらに社会主義の提起をする人たちの思想的質の深さと幅広さを問うているように思われる。

III 自然と社会の相互前提性

マルクスは自然の問題を考えるさいに基本的に社会のあり方を条件としてきたし、逆に、社会の問題を考えるときに、自然の問題を条件としてきたと主張する、ミハイロ・デュリッチの見解について（報告の第二点に関連して）。またこれに関連して、マルクスは、基本的に、自然を中心に考えているのか、それとも社会を中心に考えているのか、というような質問も頂いた。これは答えにくい問題である。というのは、そういう二者択一の答えはそもそも不十分だからであり、マルクスは両方の考え方を弁証法的に統一したとしかいいようがない。なぜなら、古代ギリシャ以来の従来の唯物論は、基本的に自然中心主義であり、報告で示したように、マルクスもその唯物論的傾向をはっきりと継承している。だがそれでも、マルクスの独自性はそこにあるのではなく、人間的な世界である社会や歴史の問題も、物質的・経済的な生産を中心にある種の唯物論を貫いたのである。従来は、人間界の歴史、社会、文化、精神などを詳細に展開してきたのは、唯物論ではなく、観念論（とくにドイツ観念論）であった。

ちなみに、マルクスの哲学史における革命的な業績は、第一に、フォイエルバッハ的唯物論とヘーゲル的な弁証法的觀念論を統一し、唯物論と弁証法をはじめて自覺的に結合して〈弁証法的な唯物論〉を形成したこと、第二に、人間社会と人間史の領域ではじめて唯物論的考察を貫き、〈史的唯物論〉を形成したこと、であろう。この二つは、それ以前の哲学的・思想史的考察のなかで存在しなかったものであった。いずれにせよ、マルクスでは、労働や生産を中心に人間の主体性・能動性が強調されることとなる。既存の自然もすでに人間の変革の結果であり、ここではある種、人間中心主義が見られる。こうして、報告でも指摘したように、すでにマルクスにおいて、人間中心主義と自然中心主義の統一が見られるのである。事実、エコロジーのなかでも、一般に、極端な人間中心主義も極端な自然中心主義も成立しえず、温和な人間中心主義が温和な自然中心主義が提唱されてきている。

マルクスにおける人間（広く社会を含む）と自然の統合という発想を報告でもいくつか例示したが、さらにいえば、マルクスが『資本論』第二版への序言で経済的社会構成体の発展を「一つの自然史的過程」だと述べたことや、『パリ手稿』（山中隆次訳、御茶の水書房、143頁）で、人間史も自然史の現実的な一部分だと述べていることなどが列挙される。つまりマルクスは、デュリッヒが指摘したように、自然と社会（人間史を含む）を分断はしていないのである。このさい私は、エンゲルスの自然弁証法の考えを想起せざるをえないが、まさにこの自然哲学的な分野のエコロジー化が必要な課題であった（新MEGAの版として、秋間実訳『自然の弁証法』新日本出版社、1999年がある）。これはまさに、自然中心主義の土台をなす弁証法的自然観の必要性を意味する。つまりマルクス主義の自然観はこのエンゲルス的な自然弁証法にはかならない。

質問のなかでも総合的な自然観の構築の重要性が提起されたが、力学的自然、物理的自然、化学的自然、生命的自然などの自然の階層性を展開

し、無機的自然と生命的自然の統合を進化論的に考察したものこそ、エンゲルス的な自然の弁証法であった。いまはあまり見ないが、従来、エンゲルスらに依拠し現代自然科学の成果に基づいた弁証法的自然観の研究が日本では多く出版されてきた。ちなみにエンゲルスは、19世紀当時の自然科学の多様でダイナミックな発展を総括し、そこにおける三大発見をエネルギー恒存の法則、動物と植物の細胞説、ダーウィン的な進化論とまとめた。そしてそれらの発見は、いずれも弁証法的な自然観の形成につながるものだと喝破した。エンゲルスの自然弁証法は、旧ソ連・東独の国定の哲学では金科玉条視されたが、エコロジー的な発想とは結びつけられなかった。これをエコロジーの立場から自然生態系の考察に転化することが、まさにいま求められていることである。

以上のようにして、マルクス主義を簡潔に体系化すれば、この自然弁証法はマルクス主義の基礎をなすものであり、その史的唯物論（資本主義批判を中心とする）はマルクス独自の、マルクス主義の核心であるといえるだろう。つまり、自然弁証法と史的唯物論は両方ともマルクス主義にとって不可欠だが、その位置づけの質は異なり、いずれにせよ、この両者は統合されなければならない。これは、エコロジー的発想でいえば、人間中心主義と自然中心主義の統合になる（以上の主張についてより詳しくは、拙著『エコマルクス主義』創風社、2004年を参照されたい）。

IV マルクスと西洋中心主義

たしかにマルクスは、構造主義も文化人類学も記号論も多文化主義も、さまざまな東洋思想も知らなかった。環境問題もこれほどにグローバル化しているということも当然知らなかった。「核の冬」（カール・セーガン）によって、核兵器の応酬による環境破壊の結果、人類が絶滅する可能性も知らなかった。いずれにせよ、マルクスは、西洋思想の良質な部分を継承して、みずからの思想形成をおこなったといっていいだろう。もちろ

ん、マルクス主義の立場から見ても、現代思想においても有意義な考えは存在するわけで、とくに現代のエコロジーは、そういう現代思想に満ちあふれているといえよう。

ヨーロッパで形成された人権思想は普遍的なものとして文句なしに重要であり、とくにヨーロッパ中心主義を脱する必要などないというようなご批判もあった。だが、人権もヨーロッパ近代の産物であり、一種のイデオロギーといえよう。もちろん現代で人権の重要性を疑う余地はないし、マルクス主義もそれを尊重している。だが、ディープ・エコロジーや社会エコロジー、日本のエコロジストたちも、人権の考え方を例の人間中心主義と同根とみなして、そこに、自然の上位に立つ人間のあり方を喝破する。そこで「動物の権利」「動物の解放」などの考えが提唱されてきた。それどころか、「草木土石悉皆成仏」「万物、われと同根」などの主張が日本思想史でも展開されてきており、いま環境問題との関係で新たに注目されてきている。これは、人権思想とは異質の発想である。人間社会のなかでは疑いもなく人権や平等の概念は普遍妥当性をもつべきだが、自然を取り込むと、人権の普遍性は必ずしも明白なものではなくなるのではないか。さらに、科学・技術の点からすると、近代から継承されるデカルト主義の自然観をどう評価するかという問題がある。ややこしい問題ではあるが、こうした問題群を理解して解きほぐさないと、マルクス主義も真にエコロジー化ないし現代化できないといえよう。

マルクスが西洋中心主義を脱していないという点に関して、ここで弁明をする必要を感じている。マルクスも実は、自分の思想を初期、中期、後期と変化・発展させてきているので、かならずしも一義的ではない。彼は死ぬまで思想を変化させ、模索してきたのだ。少なくとも、『共産党宣言』(1848年出版)の時期までは、マルクスはプロレタリアートの歴史上の革命的役割を一方的に強調している。そこでは、のちに指摘されるような、古い共同体が共産主義的発展の出発点になるというようなことは想定されていない。つまりベ

ラ・ザスーリッチあての手紙(1881年)にあるような、複線的な歴史発展の可能性は書かれていらない。皮肉なことに、『共産党宣言』の1890年のドイツ語版序文で、エンゲルスが、ロシアの共同体が西欧のプロレタリア革命の合団となり、その結果、両者が補いあうのならば、ロシアの土地共有制は、共産主義的発展の出発点となる可能性があると指摘している。

すでに日本では、少なくとも1980年代には、マルクスの歴史観が単にヨーロッパ中心的なものではなく、複線的な歴史観になってきたという指摘がなされてきた(望月・内田・山田・森田・花崎『マルクス 著作と思想』有斐閣新書、1982年参照)。だが、その全体状況が、新MEGAの出版によって、さらに明らかになってきている。

例えば、ケビン・アンダーソン『周縁のマルクス』(平子友長監訳、社会評論社、2015年)では、マルクスがインド、中国、アイルランドなどを研究し論じるなかで、西欧以外の地域の発展の可能性について段々と気づいていると詳細に指摘されている。これはある意味で、うえに述べた20世紀現代思想とまでは行かないにしても、彼が非ヨーロッパの地域の非資本主義、前資本主義の歴史的重要性を徐々に承認してきていると評価できる。そしてまた、周知のように、彼はフランス語版『資本論』などで、単線的に描かれた、いわゆる史的唯物論の公式は、西ヨーロッパに限定されることを明言した。こうして、マルクス史的唯物論の現代的再構成が望まれる。

V マルクスの史的唯物論と自然観

マルクスが近代化に対抗する前近代からの共同体の役割を重視することは、実はエコロジー的な観点からもおおいに評価できることである。というのも、多くのエコロジー思想は、自然と人間の共生の領域である地域の共同体やコミュニティーに注目しているからである。つまり自然重視と共同体重視は連続的につながっている。生命地域主義などのエコロジーがまさにそれを体现

する。さらにまた、エコフェニズムは、自然世界と家族と地域の共同体とを媒介する女性の役割を、資本主義の環境破壊の状況に抗して注目する。それはとくに第三世界において顕著である。

以上の点から、マルクスの史的唯物論を再構成すると、マルクスは基本的に人間－人間関係、つまり社会内の階級的関係などにのみ注目するのではなくて、同時に自然の問題を含めた、人間－自然関係をともに考えていることがいえよう。さきほどデュリッチが社会問題と自然問題の相互前提的状況の把握がマルクスの基本姿勢だと指摘したことがここに関わる。こうして唯物論を自認するマルクス主義は、エコロジー化する要素を最初からもっており、したがって、エコロジー的なマルクス主義・社会主義の成立は必然的なのである。この点では、エコロジー的マルクス主義の先駆者、ジェームズ・オコンナーは、おおむね資本主義の基本矛盾を階級的な矛盾、生産力と生産関係の矛盾という社会内部の矛盾だけではなくて、資本主義の第二の矛盾として、人間と自然の間の矛盾を付加したのである (James O'Connor, *Natural Causes. Essays in Ecological Marxism*, The Guilford Press, New York/London, 1998 の Ch. 8 “The Second Contradiction of Capitalism” を参照)。報告の第三点でも詳細に展開した、人間と自然の間の物質代謝論は、その意味で、労働が人間－人間間の社会的関わりのみではなくて、人間（社会）－自然間の客観的な物質循環を含んでいることを明示していた。

ところで、ラフにではあるが、すでに『パリ手稿』（いわゆる『経済学・哲学手稿』）の第一草稿の「地代論」で、マルクスは、〈封建主義－資本主義－共産主義〉の歴史的歩みを展望している。それによれば、「封建的土地所有」では農奴が領主との関係で疎外されてはいるが、土地を媒介にして、そこには何らかの「人情的側面」が見られるという。ところが「資本主義的私的所有」では、貨幣がすべてを決するような無味乾燥的な、非人格的な関係が生ずる。ここに「人間にたいする死せる物質の完全支配」が成立するが、賃金の

一層の切り下げを目指す資本家の行動は、労働者による「革命」を引き起こすだろう。その結果「アソシエーション」の関係が出現し、それが「理性的な仕方で、人間と土地との情愛に満ちた関係を再建する」という。こうして、この共産主義的社会で、「人格的な所有」も達成される（前掲『パリ手稿』58 頁参照）。

ここでは基本的に、人間間の階級的関係（社会内部の関係）の問題と、人間－自然（土地）の関係の問題が同時に扱われている。のちほど『資本論』で扱われるよう、資本主義は、自分の労働力しかもたず、資本に従属するしかない人々を根源的蓄積過程で生み出しが、ここからの解決は階級的疎外と土地（自然）からの疎外の同時克服でしかありえない。つまりある意味、社会内部の問題と自然的環境の問題は同じ資本主義（=近代）のなかから発生してきたのであり、その解決も同時であるはずである。

社会関係と自然関係の両面からの考察を含む、以上のマルクスの史的唯物論を図式化すると

原始共産制（無階級社会、かつ共同体を通じて土地と結合）

→ 封建制・奴隸制（階級的搾取あり、だが土地との結合あり）

→ 資本主義（階級的搾取あり、かつ根源的蓄積によって人々は土地から遊離する）

→ 社会主義・共産主義（共同体的人間関係の回復、かつ人間と土地（自然）との再結合あり）

となるだろう。以上のように、マルクスの史的唯物論は、共同体を形成することを媒介にして、人間の無階級的平等および自然との調和を同時に目ざす。そのさい、ベラ・ザスリッチへの手紙に明示されるように、ロシアのように、既存の共同体を利用して、資本主義をへないでも共産主義へ到達することもありうる。だが、ここで注意すべきは、人間社会での人々の搾取からの解放、平等の達成と、自然からの疎外の否定、人間と自然の調和的関係の達成とは、意味がまったく同じで

はないということである。これは、マルクスが人間のみならず、自然の搾取も否定したという、報告の第五点の問題に関わる。

人間社会での平等はすべての人間にわたって、そのことが達成されるべきである。まさにそこに人権の普遍的必然性が生まれる。しかし人間と自然是、人間相互のように対等にはなれないだろう。無生物とはもちろんのこと、猿、犬、猫、牛馬のような高等動物とも、人間は真には平等にはなれないだろう。なぜなら、人間は他の生物をおおいに配慮し、尊重もすべきだろうが、そこで相互主体的な意味での権利関係が成立することはないからだ。「動物の権利」という考えは成立したいのではないか。もちろんそのことは、人間がとくに動物の生活や生命をおおいに尊重すべきことを排除はしないし、むしろ逆である。生命を含む自然生態系の深さと偉大さは、まだまだ人間には知られていないといえよう。人間が食物となす動植物にたいしても、人間はそのことを当然視するのではなくて、人間に捧げられた生命におおいに感謝しなくてはならないだろう。以上の自然観

は、社会エコロジー、ディープ・エコロジー、エコフェミニズムなど、多くのラディカル・エコロジーでは、実はかなり自明のことである。以上に含意される近代批判（＝資本主義批判）の意味を、マルクス主義者・社会主義者もさらに了解し、あらためて認識すべきではないだろうか。

さらに、あえて付け加えたいが、唯物論の立場からいふと、自由な諸個人のアソシエーションとしての社会主義は存立可能だが、人間と自然の間の永遠の和解などは、当然存在しない。人間がそう願い、自然におおいに配慮するとしても、自然が巨大隕石で地球の全人類を破滅させるような可能性は存在する。エンゲルスが述べたように、自然進化論によれば、人類もまた、何らかの形で、滅亡するだろう。人間史は結局、自然史に回収される運命にある。

そのほかにいくつかの質問や問題提起を頂いたと思われるが、残念ながら、ここで質疑の内容を割愛し、稿を閉じさせていただきたい

(しまざき たかし 一橋大学名誉教授)

特集

経済学と人間・自然

自然哲学と倫理学の統合

—片山義博氏の問題提起によせて—

明石 英人

以下では、基礎経済科学研究所春季研究交流集会（2015年3月14日）共通セッションI「自然の哲学・経済学」における片山善博氏（日本福祉大学）の報告「環境哲学の一つのプログラム——自然哲学と倫理学を統合すること」について、その内容を予稿集のレジュメと当日配布の補足資料、会場での議論から再構成することにしたい。

高度成長期に、日本の各地で公害問題が深刻化し企業や国の責任が問われるようになった。そして、近年は、温暖化、食糧危機、森林破壊などのグローバルな規模での環境問題がたびたびメディアに取り上げられ、人々の関心も高まっている。思想界においても、既存の枠を超えた新しい倫理学として「環境倫理学」が誕生した（もちろんそれに連なる系譜は19世紀以前にまでさかのぼる）。1990年代以降、環境倫理学は日本にも紹介され、環境的公正、世代間倫理をめぐる議論が活発になった。そして2011年の原発事故による放射線汚染は、私たちの環境に対する考え方や価値観の根本的な反省を強いることとなった。哲学研究者たちも、これまで以上に、環境（あるいは自然）に対して根本的な思索を向けなければならぬ状況になったといえるだろう。

片山氏は、環境哲学を自然哲学と倫理学を媒介するものと位置づけ、環境倫理学よりも根源的な問いを含めた環境哲学の意義について考察する。その際、マレイ・ブクチンに代表されるソーシャル・エコロジーをめぐる議論を手掛かりに、自然哲学と倫理学の統合の在り方を探る。ソーシャル・エコロジーは、理論的にさまざまな批判が向かってきたが、自然環境破壊の問題を、人間社会の支配構造やそれに基づく価値観と深く結びつ

けたところに強みをもつ。人間社会の共生（相互承認）ぬきには、人間と自然の共生も成り立たない。そのうえで、ソーシャル・エコロジーの弱点を、片山氏はおもにカントの『判断力批判』の議論を参照しながら、補完しようとする。

ブクチンは、ソーシャル・エコロジーとして何を論じようとしたのか。彼の主張を3点にまとめれば、次のようになる。①環境危機は社会の権力的、階層的な組織化の帰結である（人間による自然の支配は、人間による人間の支配から生まれる）。②人間社会を指す「第二の自然」は、「第一の自然」の進化のプロセスにおいて捉えられなければならない。③人間は、自然に内在する（目的論的な）運動を自覚し、自然と調和した社会を創造しなければならない。①～③に関連するブクチン自身の叙述を少し見ておこう。

まず①の支配関係について、ブクチンはこう述べている。「私たちが強調するのは、自然支配という考え方とは、その主要な起源を人間による人間の支配のなかに、そして自然界をヒエラルキー的な存在連鎖——静的な概念、ちなみにこれは主觀や柔軟性の形態へとダイナミックに前進していく生命進化とは関係がない——へと構造化することのなかにあるのだということである」(Bookchin, *Social Ecology and Communalism*, AK Press, 2007, p.38.)。片山氏によれば、ブクチンはディープ・エコロジー派との論争の中で、自然中心主義のみに依拠する主張を批判し、このような人間－自然関係と人間－人間関係における共通した支配・従属構造を見出しているという。

②の「第二の自然」については、ブクチンはこう書いている。「今日ある第二の自然は、怪物の

ような特質、著しいヒエラルキー、階級、国家、私的所有、経済的敵対者同士を互いの犠牲のうえに成長させるかあるいは死滅させるかを強い競争的市場経済によって特徴づけられる。倫理的判断が意味を持つのは、ただ私たちが、次のことを想定する場合において、つまりより大きな主觀性、意識、自己反省に向けて有機的進化の中に潜在性と自己方向性がある場合であり、推論によつて、沈黙した自然の『声』となり、有機的進化を知的に育むように行行為する生命形態の最も意識的な存在一人間一の責任が存在すると想定する場合である。そして、生命圏の未来は「第一の自然と第二の自然の両方にある痛みと苦しみを減少させようとする自然へと越えて行くことができるかどうかに圧倒的にかかっている」とされる (Bookchin, *ibid*, pp. 32-33.)。つまり、将来社会のあるべき姿は、第1の自然と第2の自然が統合した、意識的で倫理的なエコロジカルな社会 (=「自由な自然」) だとされる。そのような意味で、ブクチンのソーシャル・エコロジー理論は、「生命圏の統合を準備することにおいて、協力的な役割を演じる相補性の倫理を前進させる」ことを課題にしているという (p. 46)。

③の目的論的な運動についてブクチンが考へているのは、階層化から自由な、多様でありながら統一された、有機的な社会を構築することであるという。その結果、生産手段は共同体によって制御され、家父長制を含んだ階層的な社会制度は破壊され、人間による自然の支配という構造は終焉するという。片山氏によれば、ブクチンは当初、リバタリアン的共同主義を標榜したが、晩年はやや立場を変え、小コミュニティ構想を展開するようになった。そこではコミュニティ・アイデンティティ、相互的な共感、責任の共有といったことも論じられているという。

片山氏は、次にブクチンに対するさまざまな批判を取り上げる。まず、ディープ・エコロジー派からの批判としては、ブクチンが結局は人間中心主義的な立場にとどまっているというものがある。人間の試みの中につねにつきまとう種々の危

険を度外視し、人間の能力を過信した、おこがましい信念に依拠しているというわけである。次に、自然の中には倫理的価値を見出すことはできないという批判がある。相互主義や自由、主体性を自然に内在するものとし、その自然の「声」を人間が開示する立場にあるというモデル自体に問題点を指摘するものである。この批判は、自然の内在的価値をどう考えるかという根本的な疑問につながっている。さらに、ブクチンが社会の規範を自然の中に読み込もうとし、いわば自身の政治的立場を正当化するためにそれを利用しているのではないかという批判もある。この種の批判に対して、ブクチンの継承者の一人であるジョン・クラークは、ソーシャル・エコロジーは人間と自然を二つに分離することを避ける試みだと反論している。さらに別の批判として、自然界における進化は盲目であり、ランダムなのであって、現実の生命多様性の中にはいかなる自然倫理も存在しないというもの、またそれに関連して、ブクチンが生物世界における生存競争の真実を不当に無視しているという批判なども紹介された。

片山氏は、自然と精神（自然と倫理）の関係について、カントの有機体論の議論を紹介しながら考察し、ソーシャル・エコロジーをめぐる論点を掘り下げていく。ただし、氏によれば、ブクチンはカントではなく、ヘーゲルから多くの影響を受けている。ブクチンの思想を検討するためには、ヘーゲルの自然哲学や自然と倫理（自然と精神）についての思索の検討も必要である。

カントは、自然を人間主体の認識能力の違いに従って、機械論的な自然と有機体論的な自然とに区別し、両者の位相の違いを強調した。前者は概念的に捉えられる、近代的な支配対象としての客観的自然であり、後者は反省的判断力によって把握される目的論的自然である。有機体論的自然是、自然の多様性や特殊性といった個別的・偶然的要素を含み持つ。それらは概念的思考によっては捉えることができない。有機的なものについての自然認識、すなわち個別（偶然性）を通してそれを普遍の中に位置づけていく反省的判断力によ

る認識においては、機械論的な認識が排除する偶然的なものは、自然の目的に適ったもの（客観的合目的性）として積極的に位置づけられうる。しかし、この客観的合目的性は自然の中には直接見出せず、反省的判断力によって、超感性的な基体として自然の根底に想定される。つまり、カントにとっては、自然の目的である理念は主觀が自然のなかに想定するものであり、その理念に基づいて自然是体系的に捉えられるとされる。カントは、偶然性の産出を目的にかなった進化のプロセスとしてこう位置づける。「有機的な類に属するある種の個体が偶然にこうむる変化に関するすら、これらの個体のこのような変化した特性が遺伝的となり、生殖力へ取り入れられることが知られるとすれば、こうした変化は、種の自己保存のために種のうちに根源的に存在する合目的素質が偶然的に展開された、という以外には適切に判定されることはできない」（『カント全集9 判断力批判（下）』牧野英二訳、1999年、94頁）。このような合目的性によって自然是説明され、その根拠は最終的には倫理に求められる。つまり、合目的性の根拠は最終的には人間の道徳性に求められる。カントはこれを「自由の理念」とよび、自然と倫理の結びつきを考えている。この結びつきは、道徳的な命令ではなく、自然な道徳的感情（自由の理念に基づいた感情）から生まれるのだという。

ヘーゲルは、自然そのもののなかに目的論的な運動を認める。彼は機械論的な自然と有機体論的な自然に連続性を認める。自然と精神の関係についていえば、精神の土台は自然である。ヘーゲルにとって自然の歩みとは、哲学者から見れば、外在化された理念が自分を取り戻すプロセスであり、自然の側から見れば、自己が何であるのかを自覚していくプロセスである。しかし、自然の歩み（自然史）が偶然性に支配されるもの（ある程度の必然性はあるが、例外を通して法則性が見出せる程度のもの）であるのに対して、人間の歴史

は、さまざまな偶然性を通して、自由の意識が自覚されていく必然的なあゆみであり、この両者の連続性とその違いにヘーゲルは着目した。

片山氏の主眼は、ソーシャル・エコロジーの議論をカント・ヘーゲル哲学と対話させることで、理論的地平を切り開くところにある。哲学的素養に乏しい筆者にはここで詳細にコメントすることは難しいが、最後に私自身の理解の範囲内で得た印象を簡潔に述べたい。片山氏は、自然に内在的価値が存在するか否かを論じているのではなく、むしろ、自然の価値というものを人間－自然関係の中で考察しようとしている。例えば、自然科学がその全体的な把握の際に、個々の事態・現象を超えた摂理のようなもの（理念的なもの）を想定する場合を考えると、そこから、自然と倫理の結びつきという観点が得られるはずである。目的論的な自然とは、すべての事物は神を目指すというような、アリストテレス的なヒエラルキー的秩序とは異なる。自然の中に偶然性を包含するある種の理念性を、人間は自然との関わりにおいて想定せざるをえず、そこにこそ人間の倫理性を語る場が確保されるということなのである。ブクチンが考える将来社会が、マルクス経済学的な、物質代謝を意識的にコントロールして人間の共同的・全面的な発展を実現しようとするアソシエーションと通ずるものであるとすれば、アソシエーションにおける倫理思想は、このような目的論的自然把握を重視するものになるのかもしれない。生態学的知見が単なるアナロジーとして外的に倫理思想に利用されるのではなく、エコロジカルな社会の人間－自然関係の思想的表現として目的論的テーマが定着し共通認識となっていくのかもしれない。環境哲学の最先端の研究にとって、カントとヘーゲルの哲学の意義が計り知れないほど大きいことを実感しつつ、このような刺激的な議論を開いてくださった片山氏に心から御礼申し上げたい。

（あかし ひでと 所友 駒澤大学）

現代資本主義変革の理論的指針 としての「環境=自己延長」論 —「自然の重層性に基づく資本の止揚」覚書—

山本 孝則

「このままいくと現代資本主義はどこに向かうのか」、そして「どこに向かうべきか」は現代資本主義の基本的二問題である。それぞれを解く鍵は、新古典派の「環境=自己外部論」、マルクスの「環境=自己延長論」にある。株式会社・自由時間等、彼の学的営みは、「自己延長」世界の戦略的形成の条件論として貫かれている。

はじめに

小稿は、2015年春期交流集会共通セッションI「自然の哲学・経済学」(2015年3月14日)での報告及び討議を踏まえ、「現代資本主義変革の理論的指針」を『経哲』草稿の「環境=自己延長」論に求めた覚書である。本覚書では、現代資本主義変革の焦点を「自然の重層性」、「資本の止揚」及び両者の関係に据え、「環境=自己延長」論の現代資本主義変革の理論的指針としての意義を明確にしてゆきたい¹⁾。

I 現代資本主義はどこに向かうのか、 また、どこに向かうべきか？

大航海時代に始まる資本主義という経済・社会システムが巨大な転換点にさしかかっていることに異義を唱える人は先ずいないだろう。だが、その転換点が「反資本、反利潤、反資本主義の立場から非資本主義的経済への移行」だと言われれば、社会主义=計画経済を唱えてきたソ連・中国などユーラシア・アフリカの広大な地域で、ようやく市場経済化、資本主義化が始まったばかりの21世紀初頭を目の当たりする者には、大きなクエスチョンと言わざるを得ない。こうした地政学的な事情に加え、利潤原理とその主要な担い手た

る営利企業・株式会社によらざる経済システムへの移行と言われても、それは具体的にどんなシステムなのか。そのイメージすら得難いのは筆者一人ではないだろう。

そうだとすれば、「反資本=反利潤の立場」をひとまず離れ、改めて資本主義の行方に関する「基本的二問題」、即ち①「このまま行くと、現代資本主義はどこに向かうのか」、そして②「どこに向かうべきか」が問われなければならないはずである²⁾。なぜなら、労働生産力の巨大な発展とともに、地球規模の財政・金融破綻や自然破壊の現状を鑑みれば、現代資本主義に大変革が求められていることは、何人たりとも否定できないからである。

II 現代資本主義の対立基軸としての 二つの「環境」論

「基本的二問題」への解答は、二つの「環境」観の対立のうちに隠されている。現在の延長線上での現代資本主義の行方を指し示しているのが、新古典派経済学の「環境=自己外部」論である。現代資本主義の進むべき指針と手段を指し示しているのが、『経哲草稿』の「環境=自己延長」論に始まるマルクスの学的体系である。

II-1 新古典派起源の「環境=自己外部」論とは、「市場以外のあらゆる領域を自己の外部」と

見なす経済人（ホモエコノミクス）の社会観、環境観である。市場の内部が「社会」、「市場社会」の外部が「環境」であり、公害・自然破壊や大量失業・恐慌・金融危機・貧富の格差による社会的不安定のような「市場の失敗」に由来する、社会的損失を何らかの形で補償するコストが「社会的費用」である。主流派経済学の論理と思想に支配された現代社会においては、「市場の失敗」のあるところ常に《外部不経済-社会的損失-社会的費用》という連鎖を呼び起す。その結果は、財政によって支弁できないまでの社会的費用の極大化であり、「量的緩和」を始めとする中央銀行信用の歯止めなき膨脹である。G7では0%台の超低金利が国債市場で常態化して久しい。無制限の社会的費用の増大、財政・金融の緩和により経済節度に歯止めが失われたばかりか、それに伴い、地球規模の砂漠化、大気・森林・水資源等の破壊と汚染も歯止めが失われた。

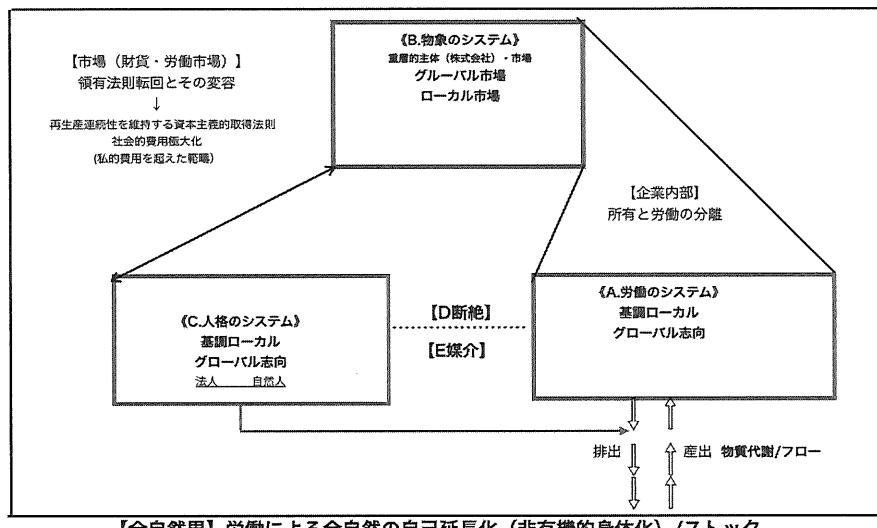
II-2 マルクスの「環境=自己延長」論とは、《人間の普遍性は全自然を自己の非有機的身体として産出する普遍性》(MEGA, I/Bd.2, S. 368)³⁾の把握、即ち、マルクス労働論の核心である。全自然の一部である人間は、対象的自然（五感で捉えられる物質的自然。生物体としての人間を含む）のみならず、様々な分業・協業労働を通して、人

間自身をも自らの「非有機的身体」として自己の延長に変えて行く。

全自然を非有機的身体として自己の延長に変換するのは、自らが対象的自然の一部である人間に独自な物質代謝のあり方、即ちフローとしての労働である（A. 労働のシステム）。資本主義という社会システムにおいては、自己の延長（非有機的身体）に変換された全自然界（対象化またはストック化された自然）⁴⁾は、個々の産出物の価値・交換価値という物象をまとめて現れる（B. 物象のシステム）。それと同時に、個々の労働主体は、売り手・買い手など、物象の人格的担い手として現れる（C. 人格のシステム）。

「環境=自己延長」論の特徴は、次の三点である。①人間独自の自己産出=生命活動の場として「環境」が捉えられている。従ってそれは、生命の維持・増殖という目的論的（teleological）な契機が中核に位置づけられた環境論である。②人間の生命活動の普遍的性格のゆえ、「環境=自己延長」論は、人間の自己産出活動が産み出す、「自然の重層性」を捉える論理として具体化される。③「自然の重層性」として具体化された「環境=自己延長」論は、近代資本主義に照準を合わせれば、「資本のシステム」という重層的社会システム論と同義である。

図1 「自然の重層性、社会システム、今日の人間環境」



II-3 商品交換の場である市場の「内部」に社会を限定し、それ以外を「外部」とする新古典派の「環境=自己外部」論で「環境」が問題とされるのは、発生者によって費用負担されない社会的損害が発生した場合だけである。しかも、損害とは、金銭を唯一の評価尺度とした、従って如何様にも代替可能な損害に過ぎない。ここには、人間自身がその一部である自然界も、「重層的な自然」のなかで物象的価値物を生産する人間も登場しない。登場するのは価値物という物象と売買におけるその人格的扱い手だけである。自然界も、社会システムも、システムの中で生きる人間のいずれも登場しない「環境=自己外部」論が理論的に克服されない限り、「持続可能な未来」を語ることは絶対に不可能である。

III 「環境=自己延長」論の哲学的基盤はヘーゲル、マルクスの自己意識論

III-1 新古典派「環境=自己外部」論の哲学的バックグラウンドは、意識（自我）と対象との分離を前提として、観察者の関心と必要に基づき「意識が対象を主観的に構成する」対象意識論である（デカルト、カント）。私的利害が唯一の関心事であるホモエコノミクスの経済学では、私的所有者と私的所有者とが関係する市場を越えた世

図2 2つの自己意識

図2-1. デカルト/カントの場合

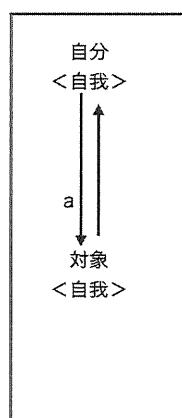
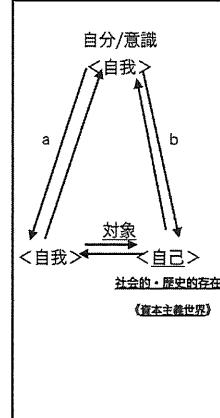


図2-2. ヘーゲル/マルクスの場合



界はことごとく「社会の外部」として位置づけられる。こうした理論構成のもとでは、「環境」は「社会的被害=損失」という「環境問題の結果」としてしか扱うことが出来ない。ましてや、そこでは「環境の全体像」を捉えることは、およそ不可能である。

なぜ「全体像」なのか。環境に限らず、あらゆる事物や事柄は、「普遍性、特殊性、個別性」として存在しているからである。人間に限る限り、「社会的（普遍）かつ個人的（個別）な生命活動の場」が「環境」の普遍的規定である。とはいえ、これだけでは生きている諸個人の「環境」は何も分からぬ。「太郎の生活環境」「花子の生活環境」にまで個別的に規定されて、「環境」は具体的に捉えられたことになる。だが、個別的な「環境」は、大は「地球環境」「自然環境」「地域・都市環境」から小は「職場環境」「教育環境」「室内環境」まで、様々な特殊な環境によって媒介されなければならない。

普遍、特殊、個別という諸契機において、事柄の全体を捉えることができる理論的地平が、対象意識論を克服したヘーゲルの自己意識論（『精神現象学』）である（図2.二つの自己意識論参照）。

III-2 デカルトの「我思う、ゆえに我あり」の「我」もカントの「超越論的自我」も、「思う我」と「対象としての我」との《自我の同一性》を意味する限りでは「自己意識」である。ここでは、デカルト・カントの自己意識が「自我（私）=自我（私）」という同一律の関係にあることが確認されれば足りる（図2-1参照）。

同様に、ここではさしあたりヘーゲルとマルクスの自己意識論の異同にも立ち入る必要もない。「思う我」と「対象としての我」との《自我の同一性》まではデカルト・カントと変わらない（図2-2のa参照）。違いは、ヘーゲル、マルクスにあっては自我の働きを支えている生命主体が、「社会的・歴史的な存在たる自己」でもあることが明確にされている、即ち純個人的な自我を越えていることである（同上b参照）。直接的な自我を意識することは、同時に「社会的・歴史

的な存在たる自己」を意識することであり、「類的な自己意識」である。彼らの自己意識論において、自分と対象との疎遠な分離（対象意識論）、自我の自己同一性論（デカルト、カントの自己意識論）が抱える対象把握の外面性（外部性）は、「対象は自己である」という境地において克服された。

III-3 意識と対象の分裂による近代人の疎外の解決をライフワークに掲げたヘーゲルに従い、人間の生命活動を「人間の自己産出、自己超出」（否定性の弁証法。MEGA, 1 / 2, 1982, S.404f）として捉えたマルクスのヘーゲル批判の要点は、「人間の自己産出、自己超出」を現実の人間の自己再生産活動として、即ち類的な労働として捉え直したことである⁵⁾。

図2-2に見られるように、「自分を意識している自我」は「孤立的な自我」(a)とともに、「社会的・歴史的存在としての自己」（正確に言えば「生産諸関係の環としての自己」）と等置されている(b)⁶⁾。21世紀初頭の今日、その生産関係は、グローバルに展開する資本の生産関係にはかならない。

IV 実践的変革の学としての「環境=自己延長」論：逃れられない資本物象の支配及びグローバル化の壁を乗り越えるために

IV-1 現代の社会変革の戦略目標は、「環境」を人間自身の延長世界（非有機的身体）として自覚的・戦略的に、人間の生命活動の場にふさわしい質を伴って社会的に形成することである。自己延長の範囲は、衣類や靴、家屋や道路、鉄道・航空機から生産機器・ITネットワーク等の生活手段・生産手段のみならず、様々な生産諸関係、生活上の人間諸関係も含まれる。IT時代の今日われわれは、「環境」のコアにある生命活動との関連で、人間自身の延長世界（非有機的身体）の自覚的・戦略的な形成のすぐれた実例を探すことができよう⁷⁾。

IV-2 良質な自己延長世界（非有機的身体）を自覚的・戦略的に形成する上で、直ちに直面する

のは現代社会の編成原理たる「資本」から派生する、次の二問題である。

IV-2-1 人間の生産関係がモノとモノの関係に変換（物象化）された資本主義社会は、単純な交換価値が自立的資本価値にまで発展した、物象（価値物）が人間労働と人の人格を支配する社会である⁸⁾。有り体に言えば、お金が人の行動と意識を支配する社会である。物象の支配する社会にあって人間（人格）は、如何にして「良質な自己延長世界（非有機的身体）を自覚的・戦略的に形成できる」のか。これが第一の問題である。

IV-2-2 現代の資本は、産業であれ、金融であれ、通信であれ、「地球規模で運動するグローバル資本」である。しかし、政治レベルの政策主体は依然として主権の範囲が国境で画された「国家」である。自己延長世界の自覚的・戦略的形成という喫緊の課題は、グローバル資本と「国家」との矛盾を突破しなければならない。これが第二の問題である。

IV-3 環境=自己延長世界の自覚的・戦略的形成のため、換言すれば、資本主義変革のための理論的指針を与えることがマルクスの学的ライフワークであった。その要諦は、「普遍、特殊、個別」（即自、対自、即かつ対自）において存在世界を人間の自己産出運動と捉える弁証法の堅持と、その理論的具体化ともいべき資本主義における「資本主義的生産の止揚」としての株式会社である。

IV-3-1 マルクス社会変革論の基本的視点は、「資本自身を乗り越える」、即ち「資本の止揚(Aufhebung)」である。労働が産み出し生産物それ自身は個別的な使用価値物であるが、それは個別性を脱し普遍的な価値物という「物象」として、労働する諸個人から自立して存在する⁹⁾。範疇的意義における株式会社（経営者支配、機能資本家の監督労働の廃止）は、所有と労働との分離の完成された形態である。そこでは、あらゆる個人的人格から他者化された物象=価値物が、諸個人の協働労働の純粋な所産であることを完膚なきまでに露呈している。株式会社こそは「資本主義

の生産様式そのもののなかでの資本主義的生産の止揚」であり、「新たな生産形態への一通過点として現れる」¹⁰⁾。

IV-3-2 資本主義的生産の宿命的な壁は、自由・平等な法的主体としての「人格のシステム」と価値形成・価値増殖に拘束された「労働のシステム」とが「物象のシステム」によって完全に切断されていることである（図1の破線D「断絶」参照）。まさに資本のシステムは、完成された「疎外された労働の世界」である。資本主義の「労働」は資本に包摂されて労働だから、図から明らかなように「労働」と「物象」とは財産価値の世界である法人企業の内部で分離（所有と労働の分離）しつつ統合されている。これに対して、「物象」と「人格」は市場（財、労働）によって媒介されている。これまでほとんど気づかれずにいたことだが、A～C間の三様の関係を峻別することは極めて重要である。

IV-3-3 株式会社による「資本主義的生産の止揚」は二つの方向で実現される。(a) その一つは、グローバルなスケールで運動する巨大株式会社の公共性の普遍的な確認である。我が国GPIF等の年金ファンドの重要な運用対象として上場株式が位置づけられていることや、CSR（企業の社会的責任）を通して、我々はその端緒を確認できる。ここでは、年金ファンド・投信を通して勤労家計が上場株式の最大の所有者になる関係が成立している点が特に重要である。(b) いま一つは、地域金融機関・住民・関係企業・行政出資による「個別地域の再生ツールとしての株式会社」である。例えば、地域社会再生の最後の切り札として期待される農業法人の場合、土地等の現物出資を含む株主=出資者は同時に法人の被用者でもある（図1E参照）。(a), (b) いずれの場合も、「完成された資本=株式会社」が「完成された疎外」克服の基盤になる。これが「止揚」のポイントである。

IV-4 《資本主義の止揚としての社会主义》は、社会変革の戦略的目標（「環境=自己延長」関係の自覚的形成）の提起とともに、「通過点として

の株式会社」を踏まえてのみ実在性（Realität）を主張できる。

IV-4-1 いわゆる「唯物史観」に言う「生産力と生産関係の矛盾」は、ある特定の生産力を担う生産関係が内容規定されていなければ空理空論に過ぎない。即ち、「通過点としての株式会社」、「資本の完成形態としての株式会社」という生産関係が踏まえられていない限り、「唯物史観の公式」は何事も語っていない¹¹⁾。

IV-4-2 グローバル・ローカルのいずれにもかかわる株式会社という生産関係を踏まえた生産力の発展は、「変革の戦略的目標」という方向性明示のもとで、ワークシェアリング（自由時間）が「目標」実現の条件として位置づけられていくことにより、《資本主義の止揚としての社会主义》への必須要件となる¹²⁾¹³⁾。

V 小括

1. 「唯物史観」が《資本主義の止揚としての社会主义》の根拠になり得るのは、社会変革の戦略的目標と併せ、生産関係の質が明確にされている場合のみである。前者は「環境=自己延長」世界の自覚的形成、後者は「通過点としての株式会社」である。

2. マルクス社会変革論は、《資本主義の止揚としての社会主义》だけである。マルクス自身の思考を純理論的にたどる限り¹⁴⁾、ソ連型社会主义（統制計画経済）の崩壊によって新たに「エコロジー的社会主義への展望」¹⁵⁾が求められるわけではない。

3. マルクス社会変革論の理論的基盤は、ヘーゲルから継承した自己意識論、「対象は自己」論である。マルクスにあっては「社会的・歴史的存在としての自己」、「資本主義世界の一環としての自己」が対象である。

4. マルクス経済学が「意識と対象」の分離・固定化論に立脚する限り、それに起源を持つ新古典派「環境=自己外部」論、環境を社会の外部とみる一大謬論を原理的に批判することはできな

い。また、市場の失敗に由来する社会的費用の極大化、それが必然的に引き起こす財政・金融のシステム破壊、自然破壊、ひいては社会システム破壊は中期的に不可避である。アベノミクスを一典型とする量的緩和の行き着く先は「破壊」以外の何物でもない。「対象は自己」論を基盤とするマルクス経済学批判、批判的経済学徒の責任は限りなく重い。

5. マルクス環境論では、人間をまずは対象的(物質的)自然の一部として捉えられる¹⁶⁾。然る後に、社会関係を取り結ぶ人間の普遍的な自己産出(生命活動)が「環境=自己延長」世界を形成する関係が捉えられる、「自然の重層性」論である。資本主義的生産においては「自然の重層性」は、資本のシステムという社会システムとして、即ち、三層の自然(労働、物象、人格〔人間〕)として表現される(図1及び注1参照)。

6. マルクス経済学批判の理論的基盤たる「対象は自己」論に立つ限り、マルクス環境論の中心論点は、人間中心主義か自然中心主義かでなく、「自然の重層性」の三つの契機に根ざした、社会システムの形成論、歴史的進化論である。

7. 現代マルクス経済学界における対立の焦点は、「反資本・反利潤の立場」から現代の生産力そのものを否定するのか、それとも、「資本の止揚の立場」から生産力=労働生産性の向上の成果を人間の生命活動の質的向上のために用いるのか、である。後者の道のみが人類にとって希望の道である。希望の道が開けるどうか。それは、社会形成インフラとしての株式会社及び、社会活力回復のテコとしてのワークシェアリングの理論知・実践知の蓄積にかかっている。だが、その蓄積を生きた力として活かすことができるか否かは、世界的に見ても、労働する諸個人の生活の質(QOL)向上と結び着くことの出来なかった「経済成長」に代わる、新たな社会的目標の提起と浸透である。それは、「経済成長」のアンチテーゼとして提起された「定常経済・ゼロ成長」などではなく、人類1人1人がこの世の一員として積極的に承認される「環境=自己延長」世界の創造

でなければならない¹⁷⁾。

注

- 1) 共通セッション1での筆者の報告のベースは、拙稿「現代資本主義社会の対立基軸としての「環境」——『環境=自己外部』論から『自己延長』論へ」(『政経研究』第103号、2014年12月)である。
- 2) 私見によれば、①の問題を解く鍵は新古典派起源の「環境=自己外部」論に、②の問題を解く鍵はマルクスの「環境=自己延長」論にある(同上拙稿参照)。
- 3) 以下紙幅節約のため、マルクス『経哲草稿』から引用はMEGAの原ページのみを挙げる。
- 4) Natureには無冠詞の「自然、自然界、物質界」即ち五感で捉えられる対象的自然のほかに、定冠詞付で「本質、本性、性質」の意味がある。「自然の重層性」という規定は対象的自然という基盤の上で、「人間の本質」(合目的的労働)が展開されて成り立つ規定である。
- 5) 有井行夫「『精神現象学』の理念問題」とマルクス——認識主義の超克と存在主義の復興』『唯物論研究』第69号、1995年9月、94頁参照。
- 6) ヘーゲル自己意識論(『精神現象学』)に関する有井行夫の次の指摘は、そのままマルクスの自己意識論(『経哲』「疎外された労働」論)にもあてはまる。「自己意識とは、…直接的な自己とその対象としての自己との同一性を、即ち類的な同一性を意識する自己意識である。このような類的である自己意識の現実態は、孤立的なものではありえず、本質的に『我なる我々、我々なる我』という精神的なもの、社会的なものである。だから、類的な自己意識は、直接的な自己と社会的・環境的な自己を反省する自己意識である」(有井、前掲論文91頁)。
- 7)ここでは大都市部における自己延長空間のすぐれた実例として、ドイツ・ニーダーザクセン州の州都、ハノーバーの中心部にあり、同市の「胃袋」と言われるMarkthalle(マルクトハレ/市場ホール)を挙げておきたい。近郊の農産・畜産・生花・水産品を中心とした食品物販と飲食サービスを融合した魅力溢れるコミュニケーション空間と言つていい。
- 8) 金貨幣が登場しない今日の通貨制度では、資本価値はすべて架空な価値請求権(資本に対する請求権)と言う形態をとる(拙著『現代信用論の基本問題』日本経済評論社、1991年、39-42頁参照)。
- 9) 通常、資本主義生産の特質は剩余価値(産業利潤)生産、即ち「搾取」に求められるのが普通である。だが「搾取」以前に、資本主義社会においては、個々の使用価値を持つ労働生産物が普遍的な価値物となってあらゆる労働主体にとって、疎遠な「物象」として分離していることこそが、資本主義生産様式の根本が問題なのである。即ち、全生産物は資本価値として資本

- 家的私的所有となり、労働主体から分離してゆく関係、「資本家的私的所有と労働」が範疇的に分離していることがマルクスの経済学を理解するポイントである。マルクス経済学批判が、「格差」という分配問題以前に、物象的価値の人間（労働、人格）からの自立化という生産のあり方から始まる所以である。
- 10) Marx, *Das Kapital*, Bd.1, MEW, Bd. 25, S. 454. マルクス・エンゲルス全集刊行委員会訳『資本論』大月書店普及版, 1968年, 559頁。マルクス株式会社論の要説は「資本の完成形態としての株式会社」、「通過点としての株式会社」である。立論の根拠は「株式会社においては資本家による監督労働が管理労働者によって代替される」ことで「所有と機能（価値増殖を担うあらゆる労働）の分離の完成」という社会システム把握である（図1参照）。「資本の動員、擬制資本、創業者利得、金融独占資本」という「最近の資本主義発展の経済的諸現象」の「科学的把握」を目指したヒルファディングとマルクスとの、株式会社論の位置づけの違いに注意すべきである。
- 11) 唯物史観または史的唯物論には様々なバリエントがあるが、その最もシンプル且つ素直な解説として、大谷禎之介『図解 社会経済学——資本主義とはどのような社会システムか』桜井書店, 2001年, 36-39頁を参照。また、その最も代表的なバリエントとしては、山田盛太郎を学祖とする旧土地制度史学会の「生産力段階・再生産構造」論を挙げることができる（『山田盛太郎著作集』全五巻+別巻1, 岩波書店, 1983～85年）。前者は「後出しジャンケン」（有井）よろしく、ソ連社会主義圏崩壊後に「ソ連は社会主义ではなかった」という御都合主義に走っている。後者は「米ソ対立=帝国主義体制と社会主义体制の世界的対立」が大前提とされた議論である。いずれも唯物史観理解としては非常に大きな問題が露呈している。
- 12) 拙稿「《資本のシステム原理》から現代資本主義へ——領有法則転回が捉える『現実の歴史・経済・未来』」（『立教経済学研究』第66巻第4号, 2013年3月）では、株式会社、ワークシェアリングなどを「陶冶された株式所有としての個人的所有」という観点から論じた。《資本主義の止揚としての社会主义》論の理論的指針としてお読み頂ければ幸いである（同上, 155-6頁）
- 13) 今日の生産力の中心であるICT（Information and Communication Technology）も、変革の戦略的目標の実現—グローバル・ローカル株式会社—ワークシェアリングとの関連において論じられるべきであろう。
- 14) ここで「マルクス自身の思考を純理論的にたどる」という意味は、かつての「マルクス・レーニン主義」はもとより、いまも流布し続けている「マルクス・エンゲルス一体論」のバイアスから離れ、マルクス自身の学問形成そのものを跡づける、ということである。この点については、有井行夫『マルクスの社会システム理論』（有斐閣, 1987年）第1章「問題設定としての『社会システム把握』27頁以下、前掲拙稿「現代資本主義社会の対立基軸としての『環境』」の注(2)を参照されたい。
- 15) 島崎隆「エコロジー的社会主义への展望」『葦牙』第40号, 2014年7月参照
- 16) 人がまずは対象的自然の一部として捉えられるということは、対象的自然が人間労働の能動性の根本的な前提として位置づけられていることを意味する。このことは、労働による「環境=自己延長」世界形成とは「人間生命の再生産を支える自然条件（生態系）と対立しない」限りで有意味であり得る、ということを含意している。完全な脱原発に向かうには、すべての社会問題を社会的費用の支出でクリアしようとする「環境=自己外部」論から「環境=自己延長」論への環境観の転換なくして不可能である。
- 17) 現代の経済学を中心とする社会科学界は三派鼎立の感がある。①「外部」を含む社会の全領域を市場化し、資本の効率的運用を旨とする新古典派。②小農、零細小企業の協同組合に未来社会を委ねる「反資本の立場」。③小稿の立場、即ち「環境=自己延長」世界の自覚的・戦略的形成に向け「通過点としての株式会社」の意義を深める「資本の止揚の立場」。①は現代の主流派経済学・経営学である。②はいくつかのタイプに分かれる。(a) 50～100年先を見据えた「定常社会・定常経済」論（ゼロ成長論）、(b) 家族主義農家経営論のほか、(c) 「商品・貨幣・市場・資本の廃絶」を唱える教条主義マルクス経済学など。ここでは②のうち、「民主主義・福祉・環境」を「普遍的価値」観として掲げる(a)の問題点を指摘するに止める。第一に、50～100年先の定常社会=経済と現在の資本主義社会=経済とが原理的に断絶している。第二に、定常社会が実現されるべき50～100年先の遙か以前に、新古典派「環境=自己外部」論の政策的帰結たる「社会的費用」の爆発的膨脹によって、財政/金融システム・自然生態系の地球規模の壊滅的破壊に至る可能性が極めて高い。社会科学界の三派鼎立状況については、別途論じたい。

(やまもと たかのり 所員 元大東文化大学)

特集

経済学と人間・自然

自然の哲学・経済学

増田 和夫

はじめに

2015年春の研究集会（基礎研）において、2日間にわたって、自然の哲学・経済学と題した講演会とシンポジウムが開催された。このシンポの趣旨については、本通信の「特集のねらい」をみていただきたい。本稿では、この2日間の取り組みにおいて見えてきた論点について、整理を試みる。

I 原発過酷事故

やはり最大の論点は、フクシマの原発事故・放射能問題となった。この人類史的な重大事故をうけて、哲学や経済学といった批判的な学問が有効に問題を把握し、説得力のある問題解決の方向を提示できているかどうかということが議論の焦点となった。

原発過酷事故が、人間の周辺環境でもある自然（人間の生存にとって欠かすことのできない自然）を破壊して、人類の生存条件を脅かしたという事実が、自然と人間のかかわり、あるいはかかわり方という問題について、決定的な方向転換を求めていないかというテーマであった。

人間と自然のかかわりということでは、問題はふたつに集約されると思われる。第1には、人間は自然をいかに理解し把握するかという問題である。このなかには、狭い意味での「物質と意識の二元論」といわれるような認識論的アプローチも含まれているだろう。しかしこの認識論的な意味での物質と意識の二元論では、問題把握は困難を極めるのではないか、という危惧も表明された。二元論的に把握したことがそもそももの間違の始

まりだという批判である。

自然の重層性ということを強調すべきというコメントも出されたが、物質と意識の二元論を放棄することは、やはりいろいろと難点を生じてしまうようにも思える。また、この二元論で基本的に説明してきくべきだというコメントもあったようだ。しかし、人間の自然とのかかわりについて、そのすべてを物質と意識の二元論に還元して理解することも、やはりかなりの難点を含むように思われる。

物質の一義性を前提にすることは、唯物論の基本中の基本といえるが、自然と人間のかかわりという課題において、この物質の一義性がどのような意味を持ち得るのかということを、時代状況にそくして明確に説明することが求められているようだ。

II 物質代謝論

人間と自然との第2のかかわりとしては、一般には物質代謝とよばれている関係性である。第1の問題が認識論的ということができれば、第2の問題は存在論的な課題といえる。

この人間と自然の間を媒介する物質代謝とは、狭い意味合いとしては、人間が自然に働きかけるもっとも普遍的な活動として、労働に焦点があてられることが多かったと思われる。多くの場合、近代的な生産様式との絡みから、産業の確立と発展に比例する「労働の疎外」に焦点が当てられてきた。

人間と自然の物質代謝過程で生じてくる可能性のある疎外は、労働の疎外のみでなく、自然そのものの疎外あるいは自然からの疎外といった論点

も重視されるべきだと思われるが、労働の疎外に偏った理解がなされてきたということの意味についてはきちんと説明しておく必要があるだろう。

この自然の疎外という表現が分かりにくいかもしれないが、直截に表現すれば、それは「自然の搾取」と言い換えてもいいと思われる。人類の存続にとって必要不可欠となる土地は、広義の再生産の絶対的条件として現われてくるはずだが、先の原発事故は、人類の経済活動がこの生存の絶対的条件と真正面から衝突した歴史的な事件だったのである。

「大土地所有は土地の自然法則によって命じられた社会的物質代謝および自然的物質代謝の連関のうちに取り返しのつかない亀裂を生じさせる諸条件を生み出すのであり、その結果、地力が浪費され、この浪費は商業を通じて自国の国境を越えて遠くまで広められるのである（リービヒ）」（『資本論』第3巻、全集版1094頁）。

上記はリービヒの物質代謝論を下敷きに、マルクスが資本主義の大土地所有の帰結について警鐘を鳴らしている『資本論』の地代論のなかの有名な章句である。この上記の文面は、農業や農産物にのみあてはまるものと考えてよいのだろうか。たとえば、電力などの大規模なエネルギー供給といったものを考えてみることにしよう。

「大土地所有」ということを、巨大な発電装置を備えた事業体としてイメージできるだろうか。この場合、所有している土地というのは、エネルギー生産の原資となる石油や石炭などを指していることになるだろう。 CO_2 の増加が人類を含めた自然環境にどのような影響を与えていくのかということについては、いまだ不確定なところが大きいが、pm2.5などで話題となっている大気汚染の影響はかなり明確な亀裂を「物質代謝の連関」のなかに持ち込んでいることは明らかであろう。

人類の財産ともいえる化石資源が、きわめて短い期間の間に浪費されて無くなろうとしているという問題についても追及の声は弱いものではない

かと思われる。核燃料のもととなる希少資源はその毒性の影響力持続性からいっても、毒という用語そのものが希薄に思えるほど凄まじいものであるが、フクシマの原発事故後においては、「商業を通じて自国の国境を越えて遠くまで広められる」という上記の引用箇所が、悪い冗談のように聞こえてくるのは筆者だけであろうか。

商業とはまさに、産業の確立された諸連関を示す指標として、人類の「社会的物質代謝」を中心的に担う一産業部門のことであるが、その社会的な物質代謝を司る重要産業部門において、放射能毒が世界的に伝播する過程での破壊的な影響が発生しているということになれば、マルクスの指摘が21世紀の核汚染の時代に恐ろしい呼び声をあげて繰り返されているということになるだろう。

原発事故を、人間と自然の物質代謝という視点からみる場合、さらに展開が必要なのが、その産業としての生産物についてである。当然、この問題とのからみで核廃棄物の問題が登場してくるが、これはのちの課題としたい。

III 冒頭商品論

産業としての生産物としては、電力産業が電気というエネルギーを供給しているという意味で、巨大な装置産業から発生してくる電気エネルギーの膨大な流れを、ある意味での商品として直接的な消費者や事業者に向けて、小さく輪切りにして販売しているということがわかる。実際には、この商品は、それが生産される過程では個別に分割して、その生産過程から出てくるわけではない。それは、一つの巨大な商品の塊り、集積体および集合体として登場してくるのである。

マルクス『資本論』の冒頭において、有名な章句が存在する。「社会の富は、ひとつの巨魔的な商品集合体として現れる。」いわゆる「冒頭商品論」と呼ばれる難解な部分である。

まさにこの電気産業の生み出す膨大な商品集合体が、電力として供給される商品のもともとの姿であるといえよう。この電力エネルギーを生み出

す労働過程における、自然と人間の物質代謝の媒介のありかたの問題がまず問われなければならぬ。この代謝過程につきまとう労働者の被爆問題はこの代謝過程が、現場労働者の生命の犠牲の上になりたつ奴隸労働によって媒介されているという非常に深刻な問題を表面化させることになった。

労働過程そのものが労働を破壊するという深刻な過程となったのである。またこの巨大な商品の社会的な物質代謝の過程を見てみよう。核廃棄物はまず、負の商品とよべるようなものであるが、その処理費用や処理プロセスにおいて、計算不能なほどの負の価値を生み出したという問題である。社会的物質代謝が順調に進みえない可能性が、その商品の性質そのものから由来していたのである。

また、原発による発電によって生じた膨大な電力は、地上のエネルギー収支を大きくゆがめ、そのことによって社会の価値連鎖をおおきく揺さぶる原因にまで至ったのである。24時間眠らない大都市、はたまた既存新幹線をはるかに上回る料金を設定しても赤字が必至と予測されるリニアは、膨大なエネルギーを消費するため、原発なしでは動かない乗り物といわれている。

原発の発電力を前提とした、産業構造や生活様式の在り方が現在問い合わせられている。原発の再稼働がいわれて止まない。単体としての原子力発電所に固有の危険性があるということも十分に配慮されるべきであるが、それとともに、システムや仕組みとしてできあがっている、既存のエネルギー供給を基盤とした産業構造や生活様式をどのように変えていくかが求められている。この方向性での合意が作り上げられることが、再稼働への焦りに対抗する大きな手段となると思われる。

この場合、マルクスが『資本論』の冒頭でいう「巨大な商品の塊り」というのは、単に個別企業やひとつの発電所ということだけでなく、緊密に結びついた現代社会において、その産業構造と生活様式から招来される全体集合として現れてくる「巨魔な集合体」ではないかと思えてくる。なにか空想じみてはいるが、あながち的を外している

わけでもなかろうと思う。

マルクスは『資本論』冒頭商品論で、個別の商品を「原基形態としての商品」と呼んでいるのであるが、この原基形態と巨大集合体という対比についてはちょっと注意が必要であろう。うら若き学生マルクスは、その博士論文『デモクリトスとエピクロスの自然哲学上の差異』において、原子の姿（原子の取る質量や大きさ）を世界の原基形態として見出したエピクロスをほめたたえている。これは、『資本論』の原基形態が商品であるのに対応している。

デモクリトスが原子論に注目しながらも、基体となるはずの原子を、たんに現象（森羅万象）の仮象（影）としかみなさなかったのに対して、デモクリトスに学んだエピクロスはその師を大きく乗り越えることになった。エピクロスは原子の運動（原理）が世界（森羅万象）を生み出すさまを、原子（概念）と自然（実在）との矛盾および運動として把握した。

このことは、エピクロスが、自然の物質循環を科学的把握する直前までていたことを意味した。マルクスは商品という原基形態を分析して、ふたつの労働の形（具体的な労働と抽象的な労働）を見つけ出している。エピクロスは原子の取る諸形態と原子の概念の矛盾から、世界の在り方に接近する方法を編み出していった。

エピクロスを称賛する「冒頭商品論」のマルクスが、現代の原発過酷事故に遭遇したなら、それを何と呼ぶであろうか。「巨魔な集合体」としての原発システムの解体现象は、資本主義社会の原基形態たる商品の解体现象であると主張しないであろうか。

IV テクネとインフラ

労働は自然との関係としては、インフラを基盤として、またテクネおよびテクノロジーを媒介として展開されることになる。インフラとして位置づけられるものは、通常の社会資本とよばれるもののほかに、エネルギーや農林漁業であろう。エ

エネルギーや食糧を地域インフラと位置づけることの弱さは、グローバリゼーションの進展過程で国土の脆弱性をあらわにすることとなった。

巨大な商品の集積体として現れる既存のインフラや商業的農林水産業の解体现象があらわとなつたのである。

金融危機を背後に秘めたバブルの隆盛や、生活基盤の破壊に至る財政危機の背面に社会的自然（地域インフラ）の脆弱さが控えていることをよく認識すべきである。

またテクネは一般に技能と呼ばれるものだが、これは人間の身体に体化した知的資産とも呼べるものである。これに対してテクノロジーは、人間の身体から離れて、いわば人間から外化した知的財産の結晶であり、知的な媒体を通して他者につ

たえ伝達できるものである。前者を知の自然属性とすれば後者は、知の自然的な社会属性である。このテクノロジーを社会組織にかぎって適用したものがマネジメントである。

このテクノロジーも今日においては、巨魔的な商品集積体としての横顔を恥ずかしげもなく晒すことになったのである。テクネは職人技や暗黙知という視点から今日その再評価を高めている。しかしこのテクネを欠いたテクノロジーは、フクシマの原発事故以降、その持続的存続の根拠を欠いた空虚な存在であることをますます明らかにしてきている。

（ますだ かずお 所員 京都経済短期大学）

特集

経済学と人間・自然

地域経済の構造転換を問い合わせ直す

井内 尚樹

はじめに

2011年5月に、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の中小業者への影響調査を行った。福島県二本松市から南相馬市に、西から東へと向かう途中、田植えの準備ができている地域から、田植えが手つかずの田んぼへと景色が変わっていった。原発事故がなければ飯館村でも、いつものように田植えが行われたはずである。

青空の風景は、例年と全く変わらないのに、目に見えない放射能汚染のため、これから先何年、何十年、田植えができる。太陽の光と青々とした空の下で、農業者が自分の土地に、何も作付けてできない無念さを、経済学は忘れてはならず、「自然の恵み」なり、「自然と人間との営み」を直視した経済学を再構築することが必要である。事故が起きれば制御不能であり、人間の労働・生活空間である地域社会を破壊する原発は、現在の技術レベルでは、必要なものではないかと考える。原発に依存しなくとも日本経済が良好にパフォーマンスできる経済学どう構築するかである。

世界を見ると、オーストリアは原子力発電所を建設したが1号機稼働前に国民投票を行い、稼働反対の声が50.47%であった。オーストリア政府は国民投票の結果を尊重し、一度も原発を稼働せず、廃炉作業を行っている。福島原発の事故後、ドイツは原発に依存しない方向を決めました。「脱原発」を実践しているドイツ、オーストリア、デンマークなどの経済システムを学ぶ必要がある。

この地域の経済を調査すると、日本とは産業構造が違っている。自然エネルギー生産が地域産業の基礎部分にある。例として、ドイツの産業クラ

スター別労働者数の1位は森林クラスター部門で120万人を越えている。2位機械産業、3位電気産業、4位自動車産業となっている。売上高をみると、1位は自動車産業クラスターだが、2位は森林クラスターとなっている。日本の産業クラスターとドイツの産業クラスターの構造の違いは明らかである。

ドイツ南部、オーストリア、デンマークの地域産業構造の重要な部分は、自然の恵みを活かした「農林漁業生産+自然エネルギー」分野であると理解できる。この分野は、太陽、風、水、土地など「自然の恵み」が生産要素の大部分を占め、どの地域でも存在する「地域資源」である。

ドイツ南部、オーストリアなどの調査から「自然の恵み」を活用していく循環型地域経済を踏まえ、従来型発想における経済学から根本的に転換した地域経済の構造転換を再検討し、戦後70年の年に、従来型の経済学でいいのかどうか、「現代経済学批判」を旺盛に展開し、再検討することが必要である。

I エネルギーは地域協同インフラ ——「地域資源」を利活用し 協同でつくりだす——

道路、橋、病院、学校などと同じように、電力などのエネルギーを社会資本（インフラ）として理解してきた。国家がエネルギーを安定的に供給することを政策的に支え、独占企業（東京電力、関西電力、中部電力など地域独占企業）が電力供給を担ってきた。いわゆる「国策民営」でのエネルギー供給である（水利権などの独占により、大規模河川の水力発電の独占化を明治期より進め、

それによって地域での小規模・分散型エネルギー供給体制が崩壊した)

高度経済成長のために、産業界には大量生産体制の構築が必要であり、大量電力供給が求められた。国民生活を見ると、豊かな生活を支える家電製品などが大量に普及し、消費電力を増加させた。資本主義の発展にとって、電力を安価で大量に安定供給することが必要であり、国の取り組むべき重要な政策となった。国は、原子力の「平和利用」、2度にわたる「石油危機」で、自国での「電力自給」を進めるために原発立地政策を推進した。電力を安価で大量供給するため、大規模な水力、火力、原子力発電で大量生産・大量消費型の日本資本主義を発展させた。

社会資本である電力インフラの大規模化が資本主義的生産力の発展にとって当たり前だと考えられた。この考え方の背景には、生産の集積と集中による独占の形成と将来的には、生産の社会化による大規模化は、民主的に国有企業化されるであろうとの前提があった。

「エネルギーは独占から供給されるものであり、国民的生活的にも使い放題」との日本経済を前提とし、エネルギー生産の根本問題を考慮せず、生産至上主義で生産関係を問題としたり、日本経済、地域経済、ものづくり、まちづくりなどの問題などを経済学で論じたりしていた。

ドイツ南部、オーストリア、デンマークなどを調査すると、電力・熱エネルギー等は、独占から供給されるだけでなく、地域資源を利活用し地域住民が協同生産していた。例をあげると、ドイツのフライブルク近郊のフライアムト村では、村民の市民出資による風力発電、太陽光パネルの設置、木質チップボイラーによる熱・温水供給、牛の糞尿などによる熱湯生産とバイオガス発電、ミニ水力発電などを村民自らが地域の中小業者と連携し、自然エネルギー生産を行っている。「自然の恵み」である地域資源を利活用しながら、熱・電気エネルギーの生産を行っていた。農家は、牧畜、牧草、トウモロコシ生産などの農業を行い、林業などを営みながら、自然エネルギー生産も自

らで実施し、「多業」展開していた。これは、米、麦、野菜などの農業生産だけを行う農家ではなく、自然の恵みをフル活用する「農林業生産+自然エネルギー生産」(百姓、添え仕事、小規模・零細農家の評価)である。フライアムト村では、農家を中心とした多業展開の取り組みで、自然エネルギー生産でエネルギー自給率を200%にまで増加させていた。

オーストリアでも、中山間地の材木業者を訪問すると、ミニ水力発電、木質チップボイラーで熱・温水生産、太陽光・熱利用などを行っていた。材木業者は、昼間、生産したミニ水力による電力で製材所の設備稼働をまかない、夜間は、木質ペレット生産に電力を利用していた。「いつからミニ水力発電を行っているのか」と聞くと屋根を指さし「お祖父さんの代である1921年から」と話した。オーストリアのムーラウ村は人口2000人程度の町だが、大規模な木質チップボイラーによる熱・温水供給を行っており、ミニ水力発電所が50カ所程ある。ここでも、「古いものは1905年からミニ水力発電を行っている」と聞いた。

上述の材木業者に「なぜ、100年前からミニ水力発電をはじめたのか」と尋ねると、「昔、木材業の動力は水車でした。産業革命がおこり、しだいに動力が電力にとって変わったが、大規模発電による電力供給は、ウィーンなど都市部に展開された。田舎には電力供給がなかったので、水車をミニ水力発電に切り替えた」と話した。ムーラウ村でアンドリッツ社の営業部の方の回答も材木業者と同じであった。オーストリアは、自然エネルギー生産の比率がEUで高い国だが、水力発電の割合が6割程度あり、そして、ミニ水力発電所の割合が高くなっている。大規模な原子力・火力・水力発電所などに電力生産を集中するだけでなく、ミニ水力発電所など小規模・分散型での電力生産も展開している。

ドイツのフライアムト村でも、各農家が小規模・分散型で木質チップボイラー、糞尿のバイオマスガス発電、太陽光発電などを展開していた。現在、太陽光、川の流れの落差、風など「自然の

「恵み」である地域資源を利活用し、自らでエネルギー生産を行うことが求められている。デンマークでは、ゴミは燃やすものではなく、地域資源・市民の財産として100%利活用を目指している。家庭用生ごみは、コーディネによる熱・電気エネルギー生産を行っており、ゴミとして焼却処理するものではなく、徹底的に地域資源をリサイクル・リユースしている。

日本でもエネルギー生産を地域独占企業に任せたインフラとではなく、地域産業の最重要部分として自然エネルギー生産を位置づける必要がある。日本の第一次産業分野の雇用者数は2~3%程度にまで減少しているが、「農林漁業生産+自然エネルギー生産」産業として産業クラスターを再構築する必要がある。エネルギー生産の「分業廃棄の分業」を進め、産業構造の構造転換を進めることが必要である。

II 地域資源の利活用による 地域エネルギーの「自給」を考える —新しい日本経済論の構築に向けて—

地域資源を利活用し、自然エネルギーを地域で生産することが重要であり、この方向をさらに進める政策を考える上で、参考となる国がある。デンマークは、19世紀後半から農地の開墾、農業振興を行い食料自給、水の自給を国策として進めた。1970年代の石油危機に直面したデンマークは、エネルギー自給の道を選択した。

日本では、何から何まで安くて品質がよければ海外から輸入する自由貿易を指向しているが、この方向を見直し、デンマークのように重要なものを「自給」する地域経済を構築するべきだと考える。日本の輸入構造を見ると、特殊だとわかる。日本は原材料・化石燃料を輸入し、国内で製造・加工を行い、製品を輸出する資本主義国として急成長してきた。2013年の輸入構造を見ると、最大は、エネルギー資源となる鉱物性燃料（原油、液化天然ガスなど）の輸入が27兆4438億円（33.8%）である。魚介類、肉類、野菜などの食

料品輸入は6兆4730億円（8%）である。現在の日本はエネルギー資源と食料品で輸入総額の41.8%を占めている。

2013年の世界統計を見ると、日本の石油輸入額は、アメリカ、中国について3位、液化天然ガスの輸入額は世界1位で2位韓国の2倍以上である。日本のエネルギー輸入依存度（原子力を含む）は、89%と世界でトップクラスであり、日本と他の国々を比較すると、輸入構造はエネルギー、食料資源を異常なまでに海外依存している。

エネルギーと食料品を日本国内で生産し、「自給」を目指した政策を検討する必要がある。原発の利権に群がる政府・財界は、この輸入構造を問題とし、原発エネルギーによるエネルギー「自給」と温暖化対策を両立させる方向を考えている。私たちは1970年代に政府・財界の原子力発電による「エネルギー自給」の路線を明確に否定し、自然エネルギーによるエネルギー自給の方向を具体的に提示できなかった。（この頃の経済学は何を取り上げていたのか。国家独占資本主義論、革新自治体の民主市政、民主府政など、「民主連合政府が近い」など。長時間低賃金加工貿易型日本経済論の解明、日本型企業社会論の展開、構造転換の経済学の失敗など）

第一次石油ショック後、1973年12月に通産省は『日本のエネルギー問題』を提起した。ここでは、エネルギーの石油依存からしいエネルギー源を検討している。水力、石炭を中心とした国産エネルギーの限界を論じつつ、原子力発電への期待を表明している。新エネルギーとして、新型転換炉、高温ガス炉、高速増殖炉、核融合や太陽エネルギーなど…「計画的かつ総合的な開発に国をあげて取り組むべきである。…夢のエネルギー開発があつてはじめて…エネルギーの完全な自給が可能になるものであり、それはまた人類をエネルギー不足の桎梏から解放するものだからである。」

石油資源に依存しつつ、原発を中心としたエネルギー自給を経産省サイドの官僚は考えており、この論調は、今日も変わっていないと考えられる。日本では「夢のエネルギー開発」を待たなけ

れば、エネルギー自給ができないのか。

『日本のエネルギー問題』で全く見ていないのが、熱エネルギーにすぐに転換できる端材、間伐材などの森林資源である。日本はフィンランド、スウェーデンにつぐ世界三位の森林率 66%（国土面積に占める森林面積の割合）である。現在、持続可能な熱エネルギーとなる森林資源をフルに活用する必要があり、地域資源を利活用した地域での自然エネルギー生産が小規模・分散・分権型の地域経済を構築することが必要である。

政府のエネルギー関係の政策は、電気エネルギー生産を中心に据え、熱エネルギー（給湯、冷暖房）を国民に理解させない事例が多い。エアコンなどは電気エネルギーで冷暖房の熱エネルギーをつくりだしている。（岡山県真庭市役所は夏に木質チップボイラーで熱エネルギーをつくりだし、熱交換し冷房を行っている。）札幌市など寒い地域では、熱エネルギーの利用の方が電気エネルギー利用よりも多くなっている。オール電化キッチンは電気エネルギーを熱エネルギーに転換している。

エネルギー生産を電気エネルギーと熱エネル

ギーを分けて考え、森林資源の利活用による熱エネルギー生産を考える必要がある。木質バイオマスでも固定価格全量買取制度は電気エネルギーの買取は行いますが、熱エネルギーは買取対象外となっている。この不十分な制度の改革が求められる。現在、全量買取制度は大手電力会社を利用する制度変更が進められてきた。日本の「地域資源」の利活用を踏まえ、自然エネルギー生産を基礎とした地域経済の自立を考えた制度への変更が求められる。

自然エネルギーの旺盛な生産により「エネルギー自給」政策をなぜ提起できなかったのか。自然エネルギー生産を基礎とする産業構造をなぜ構造できなかったのか。1970 年代から 80 年代にかけての日本経済に関する議論を再構築し、新しい地域経済論を展望する作業が求められている。

（いのうち なおき 所員 名城大学）

*本報告は、2015 年 3 月 15 日のパネルディスカッションの前半部分をまとめたものである。

特集

経済学と人間・自然

テクノロジーと経済学

野口 宏

21世紀の今日、日本資本主義は羅針盤を見失い、衰退過程に入ったように見える。そうした中、ピケティのブームで、社会的分配の問題に関心が広がっている。本稿では現代資本主義の構造転換をどう捉えるかという課題の下、ICT（情報通信テクノロジー）を媒介にした構造変化にどうアプローチするかについて提起する。

I 現代テクノロジーとマルクスのテヒノロギー論に

人間も自然の物質循環の一部であるという自覚は、自然を人間の外的対象としてしか見ない立場に反省を迫る。それは自然界の健全な循環に責任をもつことであり、人に倫理的対応を要求する。現代世界の注目すべきトピックの一つとして、地域の固有資源の資本による篡奪、知的所有権による資源問い合わせなどがある。人間の自然への関わりを表すものはテクノロジーと経済である。従来の“技術論”はもっぱら工業技術を対象とし、資本主義的な機械制大工業という社会関係を前提としていた。そのように限定された範囲では、技術論として何らかの体系化が可能のように見えた（野口 2009）。だが現代テクノロジーは商品の生産だけでなく生活の生産、すなわち消費、医療、教育、流通、環境の全てに関わる。それは生産力の次元という以上に、生活を取り巻くハイテクであり、労働者・技術者以上に、消費者・生活者・市民の視点が重要である（吉田正岳 2007）。

ここで技術でなくテクノロジーと呼ぶのは、従来の技術（=労働手段のシステム）の概念に引きずられないためである。テクノロジーと技術はどう違うか。マルクスのテヒノロギー論に立ち

戻って考える。

邦訳『資本論』では *Kunst*, *Technik* は技術、*Technologie* は技術学と訳されているが、これでは *Technologie* は *Technik* とは断絶して、もっぱら上部構造に属する知識体系であるかのように誤解される¹⁾。マルクスによれば *Technologie* は生活のための社会的な生産諸器官であり、自然に対する人間の能動的態度を表すものである（K-I, S. 392）。能動的態度の核心は目的意識性と道具の創造・使用にある。だからたとえば優れた機械は、人間の能動的態度またはヘーゲルの言う“理性の狡智”（List der Vernunft）の結晶として *Technologie* なのである。言い換えれば *Technologie* は機械という物的対象に埋め込まれた社会的な属性である。*Technologie* は *Technik* に比べて、社会的な性格が強いが、両者は断絶しているわけではない。そこで *Technologie* はそのままテクノロジーと訳しておきたい。

テクノロジーの概念は歴史的社会的概念である。テクノロジーは自然科学の領域で、経済学の専門外という想念は乗り越えられなければならない。テクノロジーは生産力の次元にあるとしても、それは人間の生活の生産という広い意味においてである。テクノロジーそれ自体は価値でなく使用価値の次元にあることが基本である。

II 使用価値の社会属性

テクノロジーであれ情報やサービスであれ、あるいは環境であれ、それらを理論的に把握する場合、カギを握るのは使用価値の概念である。経済学では使用価値に十分な注意が払われて来なかつた。使用価値そのものはその社会的形態を、つまりそれがどんな社会関係を媒介するかを決

定しない。とはいえば使用価値は自然属性にとどまらず、社会属性をもつことに注意しなければならない（野口 2012）。

商品体は自然属性のほかに「労働生産物という属性」をもつ（K-I, S. 52）。この属性は自然属性ではないから社会属性と呼ぶ。歴史的に発見された使用価値の有用性（用途）は、汎用または特殊用途といった社会属性である²⁾。絵画のように、固有な社会属性をもつ使用価値は固有価値である。廃棄物のような、負の使用価値と呼ばれるものは、リサイクルされることから分かるように、非使用価値ではなく使用価値の一つの特殊な社会属性である。このような社会属性は使用価値に刻み込まれた内在的なものであり、使用価値がどんな社会関係を媒介するかという社会的形態とは区別される。だからといって社会属性は社会的形態に対して中立というわけではない。社会属性が特定の社会関係と結びつきやすいことはありうる。たとえば工場の機械は労働者を支配するような使い方に限定されないにしても、そういう使い方に向いた性質をもつことは事実である。

III 原発災害と自然災害

核燃料炉の用途は極めて狭い。核反応は化学反応とは次元が異なり、生命活動にとって本質的に危険で、トータルにはコントロールできない。そうだとすればプロメテウスの火として歴史的に発見された核燃料炉はバベルの塔だったわけである。原子力の平和利用は本来的に成り立たず、軽水炉にかぎらず核燃料炉をテクノロジーとして扱えば、倫理的な問題を引き起こす（青水 2014）。エネルギー経済学では原発の費用もさることながら、自然エネルギー・シェールガスの急展開を背景とした課題の解明が急がれる。

自然災害や原発事故は人々の生活基盤を破壊する。そこには災害の予知、災害への備え、避難、被害の拡大防止、復興という長期のプロセスがあり、自然と直接に取り組む科学と テクノロジーの役割は大きい。だが災害はテクノロジー以上に

社会的な側面が大きく、予防体制、被災者の生活保障、事故賠償、地域復興のあり方をめぐって非日常の過程が進行する中で、悔いのない指針を提示できる災害経済学が求められる。

IV ICT とサービスの展開

核燃料炉と対照的にICTの汎用性は極めて高い。企業のインターネット（オープン・ネットワーク）利用が本格化したのは、ICTバブル崩壊後の21世紀になってからである（野口 2011）。それは文書、画像、動画、検索、データ処理等の高速かつ均質な共有化（シェア）を世界規模で可能にした。反面でそれは、どこで何がどのように処理されているかがブラックボックスに隠された不透明性を特徴とする。今日ではクラウドとスマートによる新たなステージに移行し、各種プロセスの共有化を可能にしている。こうした情報やサービス、またICTそのものは、いずれも使用価値の次元に属する。だからそれらがどういう社会関係を媒介するかという社会的形態は一概に決められない。生産、流通、交通、金融、医療、教育、軍事、学術文化、公務のいずれにも関わるが、その社会的意味はそれぞれ異なる。

生産面において重要なのは、ICT化による製造業と流通業における労働生産性の著しい上昇である。自動車の一般道路での無人運転をも可能にするようなAI（人工知能）化、ロボット化、自動化の著しい進展はホワイトカラー労働者をも直撃している。その省力化（雇用削減）のスピードは新規雇用創出のスピードを大きく上回る（ブリニヨルフソン 2011）。その結果、多くの労働者が低生産性サービス部門に生活の糧を求める余儀なくされ、社会的分配が機能不全に陥る。

それ以上に重要なことは、ICTによって空間を超えて遠隔地の工程制御が（遠隔手術のように！）可能になったことである。それは加工プロセスをモジュール化して、世界各地のサイトでのアウトソーシングを可能にする。他方、自社のモジュール化されたプロセスを他社に提供する生

産サービスが増殖する。こうしてグローバルなインターネットソーシングが姿を現した。名だたる大企業相互間における従業員まるごとの工場の売買も日常化している。今や設備投資するより生産プロセスを買収したり、シェアしたりする時代なのである。こうした企業行動の変化が、設備投資を抑え内部留保が増える一つの要因ではないか。今や商品やサービスや金融証券だけではなく、生産加工プロセスそのものが取り引きされる。

インターネットソーシングの取り引きは、サービス貿易やM&Aなどの資本取引の形をとて増大しており、国際金融の大きな比重を占めるに至っている。このような生産加工プロセスをめぐる資本取引の横行は、20世紀以来の経営者資本主義から株主資本主義に移行したことと符合する。

こうした生産構造の変化と関わって、生産財、消費財、サービス、金融を問わず、ネット取引の比重が著しく増している。これは取引の集中化と不透明化を引き起こし、国家間の制度ギャップによる抜け道が駆使され、税制の機能不全をもたらし、国民国家を不安定化させている。これらは資本による産業の組織と投資行動のパターンを劇的に転換させた。こうした構造転換を資本主義論としてどう位置づけるかという課題の解明は急務である。金融経済化を考える時にも、その背後にあるこうした生産構造の変化を十分考慮に入れた分析が重要である。

最後にサービス経済について触れる。マルクスによれば、サービスとは使用価値としての物や労働の働きあるいは有用効果を提供することである。これは使用価値次元の話だから、社会的形態は決まらない。サービスの社会的性格はそれぞれのコンテキストに基づいて判断しなければならない。生産プロセスの取り引きは、EMS（電子製造サービス）の例に見るように、多くは製造ではなくサービスの形をとる。つまりICTが関わると、製造プロセスを含む多くのビジネスプロセスがサービスに化けるのである。これは産業統計では注意が必要である。

おわりに

21世紀にはICTの働きが手伝って共有化、シェアが大きく広がり、そこにコミュニズムの到来を夢見る人もいる。皮肉なことにその時代にピケティが警告する極度の富の偏在、不平等あるいは格差が進むのである。それは21世紀資本主義の大きなパラドクスであろう。こうした時代には、これまで常識とされた枠組みをより根元的な視点から見直すことが経済学にとって避けられない。以上、本来なら相当の議論になりそうな事項をさらりと述べた。多くの論点が示唆に留まっているが、今後、展開したい。

注

- 1) しばしば引用される「大工業の原理は…技術学という全く近代的な科学をつくりだした」(K-I, S. 510)との箇所 (die ganz moderne Wissenschaft der Technologie) は「全く近代的なテクノロジーの科学」と訳されるべきである。テクノロジーが科学なのではない。
- 2) 人の手が加えられていない使用価値も社会属性をもつ。物の有用性を発見することは歴史的な行為であり、有用性が発見されれば、その物は使用価値になる (K-I, S. 50)。使用価値は有用性を制約する自然属性とともに、歴史的に発見された有用性(用途)という社会属性をもつ。その有用性がかけがえのないもの(固有性、個性)であれば、その使用価値は固有価値である。

参考文献

- [1] マルクス『資本論』第1部 (K-I)
- [2] 吉田正岳 (2007) 「技術論論争と『知の地平』の転換」『大阪学院大学国際学論集』Vol. 18, No. 2
- [3] 野口宏 (2009) 「資本主義とテクノロジー」『経済科学通信』No. 119.
- [4] 野口宏 (2011) 「情報通信技術革命の史的展開」『政経研究』No. 96 .
- [5] ブリニヨルフソン他 (2011) 『機械との闘争』日経BP.
- [6] 野口宏 (2012) 「固有価値としての情報財の理論」『季刊経済理論』vol. 48, No. 4 .
- [7] 青水司 (2014) 『原発と倫理問題』晃洋書房

(のぐち ひろし 所員 元関西大学)

特集

経済学と人間・自然

持続可能な循環型産業システムへの視座

—21世紀型発展モデルの創造に向けて—

十名 直喜

はじめに

十名編著『地域創生の産業システム』水曜社（2015年）は、持続可能な循環型産業システムづくりの視点からまとめたもので、わが研究・教育活動の集大成の一つといえる。編著およびそこを至るプロセスへの考察を通して、ささやかではあるが、自らの40数年間にわたる産業・企業研究、「働・学・研」融合（「働きつつ学び研究する」）活動を振り返り、現在の到達点と課題を考えてみたい。

I わが産業研究の歩みと課題

(1) グローバル産業・大企業体制へのシステムアプローチ——製鉄所現場からの眼差し

鉄鋼メーカーでの21年間を経て1992年、名古屋学院大学に赴任した。直後の数年間は、鉄鋼現場での研究成果の集大成に傾注し、日本の経営論および鉄鋼産業論を中心に3冊の単著書にまとめた¹⁾。

「日本型」についても、新たな視点から捉え直した。すなわち、「日本の」な特徴を有する経営の各要素がシステムとしてどのように統合されているか、その統合の様式と機能にみるシステム的な特徴と課題に注目し、日本型システムとして捉え直したものである。

(2) 地域密着型産業・経営へのシステムアプローチ 一大学・地域から捉え直す

その後、赴任先に近在する地場産業・中小企業

研究へとシフトを図り、2冊の本にまとめる。まず、陶磁器産業をモデルに「型」産業論（技術と文化）の視点からまとめたのが十名（2008）であり、さらに対象を広げ理論化・体系化を図ったのが十名（2012）である²⁾。

(3) ひと・まち・ものづくりの三位一体アプローチ——統合的試み

十名（2012）の基本視点として、次の3点をあげることができる。

1つは、十名（2008）の検証と創造的発展であり、「型」論の視点から提示した新たな産業・企業・地域論の検証を行いつつ、ものづくりを軸にして、まちづくり、ひとづくりへと視野を広げ、創造的に深化・発展を図ったことである。

2つは、ものづくりを広義の視点から、すなわち本質に立ち返り、より深く広い視野から捉え直すことによって、社会、技術、文化にまたがるものづくり、さらには日本型システムのイノベーションへの展開を図ったことである。

3つは、ものづくりを、まちづくり・ひとづくりと有機的につなげ、三位一体のシステムとして捉え直したことである。

システムアプローチについては、1990年代に「日本型フレキシビリティ」視点から提示したが、その論理化と新たな展開を図ったのが、十名（2012）である。分離・分化から再結合・融合化への視点から、技術や産業などのキーワードを定義し直した上で、ひとづくり・まちづくり・ものづくり、現地・現場・現物（まち・ひと・もの）、働く・学ぶ・研究（働きつつ学び研究する）、山・平野・海（川を軸につながる）などを、三位一体的

なシステムとして捉え直した。

(3) 産業システムアプローチの論点と課題

十名（2012）に対して、学術誌でも多くの書評（7本）をいただいたが、いずれも示唆に満ち、深めるべき点も少なくない。

ひとづくり・まちづくり・ものづくりの三位一体アプローチに対しては、「ものづくり経済学、あるいは現代産業論の中でどのように普遍化し、政策的見地からいかに産業振興につなげていくのか」（梅村仁『大阪経済大学中小企業季報』No.1, 2013年）。

システム的な把握については、「全体システムとして機能しているか」、各分野の「多様性をいかにふまえるか」の論点に加えて、「モデルとしてはなお限定的」、「全体システムとしての国際比較」が必要、「地域外の諸力との相互作用の中で考察を深め」るべし（藪谷あや子『財政と公共政策』第35巻第1号、2013年）。

「日本型フレキシビリティ」と「型」論は、「どのように連動し、どのような論理的つながりがあるのか」、「日本産業論における地域産業論の位置づけはどうなっているのか」、「地域産業を位置づける意義はどこにあるのか」（西堀喜久夫『経済科学通信』第132号、2013年）。

「現実を取り巻く環境は、多くの難題を抱える」なか、創造的ものづくり・まちづくりの条件とは何か」（山崎茂雄『地域公共政策研究』第22号、2013年）。「終章「環境文化革命と人間発達」に示された、多くのプランや課題について、早い機会に肉付けをし…体系のさらなる深化・発展」を（熊坂敏彦『産業学会研究年報』第29号、2014年）。

論点をめぐって、下記4つの質問が提示された（村上研一『季刊経済理論』第51巻第2号、2014年）。それに対する小生のリプライも、後に別途、掲載されている（十名「書評へのリプライ」同誌同巻第4号、2015年）。①グローバル産業の下支え力を「地域密着型産業へと展開していくための課題は何か」。②「サービス労働と労働価値論と

の関係、ないし後者の適用可能性」③「行政内での人材育成…「働・学・研」融合のひとづくりとどう関係している」。④「「環境文化革命」を展望するためには、資本の支配への挑戦がいかに進められるべき」。

十名（2012）の論じる範囲の広さと深さに、文献面でフォローしきれていない、「自らの研究スタイルとは異なる方法を積極的に参照される」ベシとの指摘もなされた（佐々木實雄『経済社会学会年報』第36号、2014年）。

II 持続可能な産業システムへの視座

(1) 3世代協働の産業システム論

十名（2012）に対する論点と課題は、理論的および実証的にも多岐にわたり、筆者だけでは対応が難しい点もみられる。そこで、より深く応えるべく、3世代（恩師、筆者、社会人研究者）の知恵とノウハウを結集し、ハイブリッド型の産業システム論としたのが、十名直喜編『地域創生の産業システム—もの・ひと・まちづくりの技と文化』水曜社、2015年である。基本的な視点とアプローチは、十名（2012）のコンセプトをベースに洗練化・深化を図るとともに、各分野の実証とさらなる展開は、社会人9人の博士論文を軸にしている。

この10年余、社会人が集う産業システム研究会（名古屋学院大学大学院・十名ゼミ）での研究指導を通して、数多くの博士論文（社会人博士）を生み出してきた。各博論は、多様な分野にまたがり、多彩な職場体験と深い思索のエキスが込められている。それらのエキスおよび一部は、本書の各論（1～9章）を構成する。恩師（池上惇）にも、理論と視野を深めるべく、終章をご執筆いただいた。

(2) 循環型産業システムの基本視点

十名編（2015）の基本視点を凝縮して示したのが「はしがき」である。その一端を紹介したい。

これまでの産業論をふまえ、それを超えるべく複眼的な視点から、産業とは何か、さらに現代産

業とは何かを問い合わせ定義した。現代産業には、生業を営む力量という意味（生業的側面）と、仕事の分担や職業という意味（分業的側面）が含まれている。

これまでの産業論は、コーリン・クラークに代表されるように、後者の側面すなわち生産・供給を担う人々の機能的側面に光を当てたものである。この捉え方は、熟練労働や技能は高コスト要因とみなされ、仕事が細分化・機械化される過程を産業進歩とみなす傾向を持つ。

一方、産業には「生業を営む力量」というもう1つの側面がある。人々が職場や地域で織りなす働き様や生き様、熟練・独創・技巧等の力量、そこで培われた文化や技（わざ）、などである。人が体得した無形のもの、いわば産業の文化的側面である。その重要性は高まっているが、これまでの産業論では対象外とみなされてきた。この側面から見れば、熟練や独創性、技巧の精密さなどの技は、高コスト要素のみならず、むしろ、人材の持つ「無形の資産」であり、高度な技術とも共生しうる「経験や実践のなかで体得した文化資本」でもある。持続可能な産業システムに転換していくには、産業の主体を、機械力任せから熟練・独創性・技巧に長じた人材へと転換させることが、求められている。

日本では、「治山治水」といわれてきたように、山や川が荒廃すると、狭隘な平野での営みも根底から脅かされる。都市の安定のために農山村の機能が必要で、農山村の安心のために都市機能の発揮が欠かせない。日本の地域・風土そのもの、そして人々の多様な産業的営みが、農業・工業・サービス業の、農村と都市の、有形財と無形財の、さらには山・平野・海の、有機的なつながりを求めている。それに応えるのが、生産と地域の現場に根ざし、有形財と無形財にまたがり、ものづくり・ひとづくり・まちづくりを三位一体化しシステム的に捉える、産業システム論である。

有形財と無形財を統合して捉える視点は、「型」の包括的な定義（十名 2008）をふまえたものである。また十名（2012）では、システムアプロー

チにより、ものづくり・ひとづくり・まちづくりを三位一体的なシステムとして捉え直し理論化した。それらをふまえ、十名編（2015）は、ものづくり・ひとづくり・まちづくりを、水平的な良循環をつくり出す3層構造として捉えた日本発のオリジナルな産業システム論である。

おわりに——「働・学・研」融合の産業システム論に向けて

十名編（2015）は、社会人博士9人を中心に編集したもので、出版後すぐに中日新聞や中部経済新聞などで紹介された。献本先からも、「貴大学院でご研究された社会人社会人院生の博士論文を含む作品が、見事な形でまとめられており、敬服いたしました。」「つね日頃の真摯なご研鑽、門下生に対する溢れるような情熱と学問的真剣さの凝縮された珠玉の論文の数々」等々、温かい目線からの高い評価を、数多くいただいた。

しかし、社会人が本業を持ちつつ博士論文を仕上げることのハードルは、極めて高いものがある。博士論文を仕上げても、単著書としての出版は至難とみられる。また、大学教員に転じた社会人（とりわけ博士号と単著書を持つ者）に対しても、学術界の視線は厳しいものがあるといわれる。

社会科学において社会人の博士論文は、仕事など社会体験に根ざしているゆえ、重厚な作品に仕上がる場合が少なくなく、社会的な共感を得て注目される可能性も高い。何よりも仕事人生の中から汲み出した珠玉の考察を、世に出すことの価値は高い。その行為自体が、21世紀型のものづくり・ひとづくり・まちづくりにも深いインパクトを及ぼすであろう。

社会人研究者の社会的・学術的認知度をいかに高めるかが問われている。「働きつつ学び研究する」活動の21世紀的意義を捉え直す必要があるのではなかろうか。その課題に応える活動として、「働・学・研」融合の生き様、働き様、その多様なドラマに光をあてた研究と出版を提起したい。

また、各地域の社会人研究者の活動を支援し、

社会人博士として育成する活動も求められている。彼らの博士論文のシリーズ出版（単著書、共編著書など）などを通して、「働・学・研」融合の産業システム論の体系化を図っていくという課題も射程に捉えることができよう。

注

- 1) 十名直喜『日本型フレキシビリティの構造——企業社会と高密度労働システム』法律文化社, 1996年。
同『日本型鉄鋼システム——危機のメカニズムと変革

の視座』同文館, 1996年。同『鉄鋼生産システム——資源、技術、技能の日本型諸相』同文館, 1996年。
2) 十名直喜『現代産業に生きる技——「型」と創造のダイナミズム』勁草書房, 2008年。同『ひと・まち・ものづくりの経済学—現代産業論の新地平』法律文化社, 2012年。

(とな なおき 所員 名古屋学院大学)



基礎研春季研究交流集会（2015年3月）

小特集

労働法制「改革」と労働組合運動の課題

特集によせて

基礎経済科学研究所東京支部では、年1回、「労働組合運動強化論」研究集会を開催しています。今年度の研究集会は、重要な局面を迎えている労働法制の「改革」の動向の批判的総括的な把握および労働現場にもたらす影響の解明をテーマとして、2015年3月1日に、慶應義塾大学三田キャンパスで開催されました。当日のプログラムは以下の通りです。

・司会・進行 宮下 武美

・報告

濱口桂一郎

(労働政策研究・研修機構統括研究員)

「労働法制改革の誤解」

浅見和彦（専修大学経済学部教授）

「労働法制改革と労働組合運動の課題——日本の労働者と「限定正社員」論——」

・コメンティター

住谷和典（神奈川労連事務局長）

柴田 徹平（中央大学大学院生）

・全体討論

今回の「改革」は、戦後の労働法の基本的理念——8時間労働制、労働時間にみあった賃金保障、労働者の直接雇用など——が180度、転換・変質させられる重要な内容です。

本年6月に閣議決定された新成長戦略では、時間ではなく成果で評価される「新たな労働時間制度」の創設や職務等を限定した多様な正社員の普及・拡大など、「柔軟で多様な働き方の実現」に向け、雇用環境の大きな変革がうたわれています。労働者派遣法の改正についてもひとまず廃案になりましたが、今国会に再上程され、連合・全労連などが反対運動を強めていますが、審議不十分なまま、9月の会期末までに成立が危惧される状

況です（8月現在）。

こうした労働法制の改革に対抗すべき労働運動も、労働組合への加入率拡大も含め、困難で複雑な条件下で、さまざまな改革課題に直面しています。シンポジストの濱口桂一郎氏は、『新しい労働社会——雇用システムの再構築へ』（岩波新書）などで、これまでの日本型雇用システムを科学的に分析され、問題の本質を鋭く突き、型にはまつた労働規制緩和論と労働規制強化論の単純な対立図式や不毛な議論にくみせず、非正規労働者の本当の問題は何か、賃金と社会保障のベストミックスのあり方、職場からの産業民主主義の再構築（労働者代表制度の再構築、新たな労使協議制などを含む）を建設的に提言されています。

浅見和彦氏は近著の『成長国家から成熟社会へ』（碓井敏正・大西広編）のなかで、安倍政権の解雇規制緩和の議論、すなわち、経営者・政府主導の「新しい働き方」の提案に対して、労働側に立ち遅れはないかと問い合わせ、「限定正社員」問題への対策、労働側の労働市場政策の必要性、パートタイム労働のあり方などの問題提起をされています。これまでの浅見氏の「労働者の諸階層の類型論」「産業・地域・職場の三つの相互関係」「労働協約による規制と改革など労働組合の機能論」をふまえた労働組合運動強化論に加えて、有意義な問題提起が行われました。

お二人の講演をふまえて、コメンティター、会場からの発言で、労働問題研究者だけではなく、労働運動関係者等にとっても有意義な議論が行われました。

（宮下 武美 基礎研東京支部事務局・足立区労働組合総連合事務局長）

小特集

労働法制「改革」と労働組合運動の課題

労働法制改革の誤解

濱口桂一郎

本稿では、今後の労働法制のあり方について、雇用システムという観点から論ずる。過去十数年にわたって雇用労働問題についても規制改革論議の対象とされてきているが、そこではややもすると、雇用というものが法律で規制されている、その法規制が岩盤であるといった言い方で批判をされる傾向にある。しかしその認識には根本的にずれがあるのではないか。

むしろ、現代の日本では特にこの雇用・労働分野については法規制が乏しいがゆえに、ある意味では欠如しているがゆえに、法ではない慣行が生の形で規制的な力をもたらしている。そのメカニズムを誤解し、法規制にのみ着目して議論をすると、かえって議論が混迷することになるのではないかと思われる。それゆえ、まずは問題の根源である日本型の雇用システムから論ずる。

I 雇用問題を考える枠組み

(1) 日本国雇用システムと労働法

筆者は雇用のあり方をジョブ型とメンバーシップ型とに分けている。日本以外は基本的にジョブ型である。日本も法律上ではジョブ型である。ジョブ型とは、職務や労働時間、勤務地が原則限定される雇用のあり方である。入るときも欠員補充という形で就「職」する。「職」に就くのだから、「職」がなくなるというのは最も正当な解雇理由になる。欧米・アジア諸国は全てこちらであるし、日本の実定法上も本来はジョブ型である。

ところが日本の現実の姿は、筆者はメンバーシップ型と呼んでいるが、新卒一括採用で、「職」に就くのではなく、会社に入るという形になる。

職務も労働時間も勤務地も原則無限である。これは最高裁の判例法理で、契約上、絶対に他の「職」には回さないと言っていい限りは、配転を受け入れる義務があり、それを拒否すると懲戒解雇されても文句は言えないことになっている。

それだけの強大な人事権を持っているので、逆に、配転が可能な限り、解雇は正当とされにくくなる。一方、残業を拒否したり配転を拒否したりすれば、それは解雇の正当な理由になる。日本の実定法は、そのようにしろと言っているわけではなく、むしろ逆である。にもかかわらず、日本の企業がそれを作り上げ、そして企業別組合がそれに乗っかり、役所は雇用調整助成金のような形で、端からそれを支援してきた。法規制が欠如していることによって、これが全面に出てくる。

1980年代までは、このメンバーシップ型のシステムが日本の競争力の源泉だと称賛されていた。ところが、1990年代以降は、メンバーシップ型の正社員が縮小し、そこからこぼれ落ちた人々は、パート、アルバイト型の非正規労働者になってきた。とりわけ新卒の若者が不本意な非正規になってきたことが社会問題化されてきた。一方、正社員は幸福かというと、メンバーシップ型を前提に無制限に働くかせておきながら、長期的な保障もないといういわゆるブラック企業現象が問題になってきている。

したがって、求められているのは規制改革ではない。規制があるからではなく、規制がないからいろいろな問題が出ている。雇用内容規制が極小化されるとともに、その代償として雇用保障が極大化されているメンバーシップ型の正社員のパッケージと、労働条件や雇用保障が極小化されてい

る非正規のパッケージ、この二者択一をどう多様化していくかというのが、まさに今求められている課題である。即ち、今必要なのはシステム改革であって、それを規制改革だと誤解すると、いろいろな問題が生じてくる。

(2) 雇用政策の右往左往

意外に思われるかも知れないが、日本政府の雇用政策は決してメンバーシップ型に肩入れしてきたわけではない。むしろ高度成長期には、政府を挙げてジョブ型社会への移行を目指していた。すなわち、1960年の国民所得倍増計画などを見ると、終身雇用慣行や年功賃金制度、企業別組合を特徴とする日本型システムの閉鎖性を打破し、職種別に賃金が決定される欧米型の「職業能力と職種を中心とした近代的労働市場」を目指していく。

ところが、1973年のオイルショックで政策方向が大きく転換した。企業内部における雇用維持を目的とする雇用調整給付金（後に助成金）が政策の中心となり、他分野においても、職業訓練校中心だった能力開発政策が企業内OJT支援にシフトし、中高年職種別雇用率制度が定年延長政策にシフトし、労働時間政策も実労働時間を規制しない法定労働時間の短縮によって進められた。世界共通の男女平等政策も、男性正社員の無限定モデルに女性も総合職として乗せていくという形をとった。一言でいえば、雇用政策がメンバーシップ型を大前提とする方向に向いた時代である。

ところが1990年代以降、「失業なき労働移動」を掲げて労働市場の流動化促進を進めつつ、「メンバーシップ型」を前提とした企業人事権の無限定さには手をつけない「ジョブ型化なき市場主義化」が進んだ。その中で、劣悪な非正規労働者の状況への問題意識は高まったが、彼らを「メンバーシップ型」正社員に転換させることは困難であった。また、欧米に倣って、ジョブ・カードやキャリア段位など、ジョブ型労働市場政策を進めてみても、雇用システム全体は依然メンバーシップ型なので、効果が限定的にならざるを得ない。

一方、人事権の無限定さへの問題意識が欠落したまま、「正社員」の過剰な保護を敵視する規制緩和論が流行し、労働政策に「横からの入力」が強化されるに至った。

II 個別論点

(1) 解雇規制の誤解

まず、一番大きなものが解雇規制の問題である。非常に多くの人々が、労働契約法第16条が解雇を規制していると誤解し、これが諸悪の根源だと言う人までいる。しかし、これは客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇を権利濫用として無効とすると言っているだけである。厳密な意味での規制ではない。

本来、権利濫用というのは、権利行使するのが当たり前で、例外として権利濫用を無効とするというだけなのだが、その権利濫用という例外が、現実には極大化している。なぜかというと、裁判所に持ち込まれる事案がメンバーシップ型の正社員のケースが圧倒的に多いためである。彼らは職務も労働時間も勤務地も原則無限定だから、会社側には社内に配転をする権利があるし、労働者側にはそれを受け入れる義務がある。そうであるならば、例えば会社から「濱口君、来週から北海道で営業してくれたまえ」と言われば受けなければならない人を、たまたまその仕事がなくなったからといって整理解雇することが認められるかと言えば、それはできない。つまり規制の問題ではなく、まさにシステムの問題なのである。

日本よりヨーロッパの方が整理解雇しやすいと言われる。それは事実としてはそのとおりだが、法体系、法規制そのものはヨーロッパの方が非常に事細かに規制をしている。それではなぜヨーロッパは、整理解雇が日本に比べてしやすいと見えるのかというと、それはそもそも契約で仕事と場所が決まっており、会社側には配転を命ずる権利がないからである。権利がないのに、いざというときにしてはいけないことをやれと命ずること

ができないのは当然である。逆に日本は会社にその権利があるから、いざというときにはその権利行使しろということになる。

解雇についてはもう一点、金銭解決という問題がある。これもまた多くの人々が誤解している。日本の実定法上に解雇を金銭解決してはならないなどという規定は存在しない。現実に金銭解決は山のようにある。金銭解決の判決が出せないのは、裁判所で解雇無効の判決が出た場合のみである。判決に至るまでに和解すれば、ほとんど金銭解決している。同じ裁判所でも労働審判という形をとれば、ほとんど金銭解決をしている。行政機関である労働局のあっせんであれば、金銭解決しているのが3割で、残りは金銭解決すらしていない。泣き寝入りの方がむしろ多い。そこまで来ないものも多いので、現実に日本で行われている解雇のうち金銭解決ができないから問題であるというのは、実は氷山の一角に過ぎない。

むしろ問題は、筆者は労働局のあっせん事案を千数百件ほど分析したが、解決している3割の事案についても、例えば解決金の中央値は約17万円と極めて低い。労働審判は約100万円であり、裁判上の和解は約300万円であることを考えると、金銭解決の基準が明確になっていないことの問題が浮かび上がってくる。大企業の正社員でお金のある人ほど裁判ができるが、そうではない中小零細企業になればなるほど、あるいは非正規になればなるほど裁判はできない。弁護士を頼むといふこともできず、低額の解決あるいは未解決になっている。まさに中小零細企業あるいは非正規の労働者の保護という観点から、解雇の金銭解決を法律に定めていくことに意味があるのではないかと考えている。

(2) ジョブ型正社員の誤解

次に、限定正社員あるいはジョブ型正社員と言われるものについて述べる。これも一部から解雇規制を緩和するものであるという批判がされている。しかし、労働契約で職務や労働時間や勤務地が限定されることの論理的な帰結として、当該職

務が消滅したり、縮小したりすることが解雇の正当な理由になるというのは当たり前である。これはまさにヨーロッパ諸国で普通に行われていることであり、正確に言えば、契約上許されない配転をしてまで解雇を回避する義務がないというだけである。逆に言えば、ワークシェアリングなど労使協力して解雇を回避することはいくらでも可能だし、現に行われている。

職務が限定されているから、当然、当該職務の遂行能力の欠如というのも解雇の正当な理由になり得る。しかしお忘れてならないのは、契約で職務が定まっているから、日本のように次々に人事異動していくことは前提ではない。したがって、試用期間中であれば当然、職務能力がないから解雇ということがあり得るが、長年その職務をずっとやってきた、言い換えれば企業がその人の労務を文句を言わずに受領してきた場合に、例えば10年ずっと同じ仕事をやってきた人間に、その仕事ができないから解雇だと言うことは難しい。ところが、ジョブ型正社員はパフォーマンスが悪いといっていくらでも解雇できると思っている人々も居るようである。日本的なメンバーシップ感覚を残したままジョブ型正社員を論ずると、往々にしてこういう議論になりがちである。

(3) 労働時間規制の誤解

最後は労働時間規制の問題である。これも非常に多くの人々が誤解をしている。つまり、日本の労働時間規制は極めて厳しいという誤った認識の下に、その厳しい労働時間規制をいかに緩和するかということで、過去10年、20年の法政策が進められてきた。しかしこれは全く見当外れである。

日本は、過半数組合または過半数代表者との労使協定、いわゆる36協定さえあれば、事実上無限の時間外休日労働が許される。かつて女子は、1日2時間、年150時間という上限があった。それゆえに監督官が、夜間監督に行って女性が働いていれば自動的に摘発できたが、今はできない。残業代を払っていないということでなければ摘発

できない。これだけ規制が緩いので、日本はいまだに、今から 100 年近く前にできた ILO の労働時間関係条約をただの 1 つも批准できない。非常に皮肉なのは、労災保険の過労死認定基準では、例えば月 100 時間を超える時間外労働は、業務と発症との関連性が強いと評価されるが、しかし、だからと言って月 100 時間を超える時間外労働は、労働基準法上は違法ではない。これこそ、日本の労働時間規制の最大の問題ではなかろうか。

にもかかわらず、多くの企業が日本の労働時間規制が厳しいと誤解するには理由がある。それは、同じ労働基準法の労働時間の章に入っている労働基準法第 37 条の残業代規制だけが厳しいからである。これは単に時間外休日労働をさせたら、割増賃金を払えと言っているだけなので、労働時間規制ではなく、賃金規制に過ぎない。しかし、その賃金規制の適用除外は、物理的労働時間規制と同じく管理監督者に限られている。そのため管理監督者でない限りは、残業すれば、あるいは休日出勤すればきちんと残業代を払え、割増賃金を払えとなっている。そして労働基準法施行規則第 19 条によって、これは時給であれ、日給であれ、週給であれ、月給であれ、そしてその他、例えば年俸であっても、管理監督者でない限りは時間当たり幾らに割り戻して 25%、月 60 時間を超えると 50% という割増賃金を払わなければならない。これはまさに法規制である。

つまり、国家権力が規制しているという名に値するのは実はこの部分だけである。規制なので違反したら監督官がやってきて、是正勧告がされる。しかし考えてみると、これは例えば時給 800 円の非正規労働者が 1 時間残業したら 1,000 円払えとしか言えないが、年収 800 万円を時給換算すると 4,000 円ぐらいになるが、この高給社員が 1 時間残業したら 5,000 円払え、払わなければ違法であるということである。これは本当に刑事罰をもって強制しなければならないほどの正義であるかというのは、議論の余地があるのでなかろう

か。

したがって、問題はこの厳しい残業代規制をどうするかという話でなければならなかつたはずだが、かつての規制改革会議は、ホワイトカラーエグゼンプションというものを仕事と育児の両立を可能にする多様な働き方であるという言い方をしていた。このような言い方をしたことが問題を混迷させたのではないか。

当時日本経済団体連合会は、これは労働時間と賃金が過度に厳格にリンクageされていることが問題であると論じていた。一方労働者側は、これは過労死促進であると批判していた。残業代ゼロではなく過労死促進に着目すること自体は正しい。しかし、エグゼンプトだから過労死するのではなくて、エグゼンプトでなくともその組合が結んでいる 36 協定で無制限の残業をやらせたら、やはり過労死するので、エグゼンプトが諸悪の根源というわけではない。物理的な時間規制がないというところに問題があるのだが、少なくとも過労死促進だという議論は、それはそれで正当である。ところが、マスコミや政治家の議論では、残業代ゼロ法案とか残業代ピンハネ法案であるという次元で批判がなされ、話が歪んでしまった。

このように、日本の労働時間規制の最大の問題は、物理的な労働時間規制がないという点にある。したがって、健康確保のための労働時間のセーフティーネットをきちんと確保することが必要で、当面何らかの根拠としては現在、存在する過労死認定基準としての月 100 時間ということになろう。しかし、ヨーロッパ各国で存在している 1 日ごとの休息時間規制といった、いわゆる勤務時間インターバルというものを基本的なシステムとして導入することも考えるべきではないか。残業代とは関係のない物理的な労働時間規制こそきちんと論ずるべきであろう。

(はまぐち けいい いちろう

労働政策研究・研修機構統括研究員)

小特集

労働法制「改革」と労働組合運動の課題

日本の労働者と「限定正社員」論

—労働法制改革と労働組合運動の課題—

浅見 和彦

安倍政権下での議論のテーマとなっている「限定正社員論」について、日本の労働者の特質と全体像を労働市場・人事労務管理・賃金制度の3つの側面からとらえる類型論を用いて考察し、解雇規制緩和批判の文脈だけで議論することはできないことを指摘する。後半では、労働者階層と労働組合運動の課題について論じる。

はじめに

この報告は、安倍政権の労働法制改革の全体を取り上げるのではなく、いわゆる「限定正社員」論をめぐる議論と日本の労働者の特質を中心に議論するものです。したがって、労働法改革の議論の経緯そのものをトレースするものではなく、労働法制改革をめぐる少し広い“脈絡”を考えようとするものです。

I 日本の労働者をどのようにとらえることができるか

(1) 労働者の全体像を国際的な比較のなかで
そのために、民間大企業の正規労働者だけではなく、日本の労働者の全体像を捉えることが必要ですし、また国際比較のなかで「日本型雇用」はどのように日本ののかを明らかにすることが重要です。

(2) そのための課題と方法

複雑な労働者像を説明するためには、一つはどのような指標をとるのか（基準が示されない類型論では不十分です）ということと、それが国際比較可能な指標になるかということが問われます。

指標をめぐる議論には、これまで二つの指標（査定と賃金制度）によるものがあったのですが、今回はその中身について触れません。私は、このふたつの要請に応えるには、3つの指標でつくる

労働者像の形成が必要だと考えています。

指標1は、労働市場で、4類型があります。すなわち、①不定期・欠員補充型、②新卒・定期採用型、③技能職・専門職型、④間接雇用型です。

指標2は、人事労務管理における格付けの3類型、すなわち、①「職務」基準、②「職種」基準（以上2つは「仕事」基準にまとめられます）、③「人基準」とそれに対応した査定です。ただし、国際的に見れば、「仕事」基準も「人」基準も、中核的な労働力については、近年、「人」基準のうちの「顕在能力」＝「成果」への一定の収斂の傾向も見られます（黒田兼一・山崎憲『フレキシブル人事の失敗』）。

指標3は、賃金制度で、基本的には①「職務」の難易度によるもの、②「職種」の技能水準によるもの（資格・免許による場合が多い）、③属性（年齢・性別・学歴・勤続年数・家族など）と能力（顕在能力と潜在能力に区分できます）によるものの3類型になると思います（浅見和彦「成熟社会における働き方」碓井敏正・大西広編『成長国家から成熟社会へ』）。

(3) 3つの指標で見た労働者の類型・階層

こうした3つの指標で形成される労働者像は、国際的にみれば、主要な類型は、（おそらく少なくとも）7つになるでしょう（表1）。そして国際的には、「職務型」のフルタイム労働者がメインストリームということになります。

それでは、日本の労働者の主要な類型は何でしょうか。主なものは6つの類型（表2）になり

表1 労働者の類型——国際比較のための7類型

(◎：強くあてはまる ○：あてはまる △：ある程度あてはまる)

		①職務型 フルタイム	②職務型 パートタイム	③属性・ 能力型	④緩やかな 属性・能力型	⑤職務+屬 性・能力型	⑥技能職・ 専門職型	⑦「間接雇 用」型
労働 市場	不定期・欠員補充型 新卒・定期採用型 技能職・専門職型 「間接雇用」型	◎	○	△ ○	○ ○	△ ○	○	○
人事 労務 管理	「職務」基準・査定なし／弱い 「職種」基準・資格・免許 「人」基準・査定あり／強い	○	△	○	△	○	○	△
賃金 制度	職務の難度 職種の技能水準 属性と能力	◎	○	○	○	○	○	○ ○
類型に属する労働者の例	欧米・中国 のフルタイム 正規労働者	各国の パートタイム 労働者	日本の 民間大企業 正規労働者	日本の 中小企業 正規労働者	日本の 公務員常勤 労働者	各の 資格・免許・ 技能労働者	各の 派遣・業務 請負労働者	

(筆者作成)

ます。それぞれの類型に対応する労働組合も指摘できます（単産がひとつの類型の労働者だけで成り立っているわけではありませんが）。そして、日本の労働者のメインストリームは、「属性・能力型」労働者であることがわかります。「属性・能力」というのは、聞き慣れないと思いますが、私は「年功」という言葉ができるだけ避けているため、このような使い方をしています。労働の世界では、年功は「年の功」ではなく、「年と功」であり（下山房雄『現代世界と労働運動』）、「年」=属性、「功」=能力と置き換える方が正確に表現できると考えています。「功」には査定が伴うことが多いので、研究者の一部に見られる、双方を合わせて「属性」あるいは「属人」とする見方とは異なります。ただし、大企業と中小企業の正社員を同列に見る見方には否定的です。現実は中小企業の正規労働者は、ゆるやかな「属性・能力型」であり、日本の労働者の多数派にもかかわらず、よく無視・軽視されがちだからです。

このように見てくれれば、国際的にみた場合の日本の特色というのは、ヨーロッパ、アメリカ、中国などの労働者の主流で多く見られる「フルタイムの職務型労働者」が大企業では相対的に少ないと理解できます。実は、これが「限定正社員」論の背景の一つにもなっているの

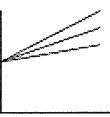
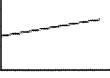
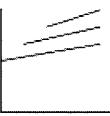
です。けっして、安倍政権の解雇規制緩和の「狙い」だけで登場できるものではないのです。

(4) 国際比較の補足

ここで若干の補足をしておきます。一つは、欧米などでは「職務」の範囲が限定されるというとの一例です。自動車工場のブルーカラーの「職務」分類について見ると、米国やドイツの企業では82から95に対して、日本企業や在米日系企業は2から4であったという調査があります（United States General Accounting Office, *Foreign Investment: Growing Japanese Presence in the U.S. Auto Industry*, 1988.）。「職務」という概念とその範囲の大きな差異を示しています。

もう一つは、大卒ホワイトカラーの採用・配置・昇進についてですが、大企業の場合、欧州（英・独・仏）では「職務」の難易度や「職種」での採用・配置・昇進、あるいは「エリートのリクルート」になっているのに対して、日本は「新卒・定期・一括」採用で、定期人事異動、正社員全員が経営幹部への昇進競争に参加し、人事査定に体系性があることが指摘されています（Paul Evans et al., *Human Resource Management in International Firms*, 1989.）。

表2 日本の労働者の類型

賃金プロファイル	労働者類型	労働市場・査定・賃金制度	労働者の典型例	労働組合の例
	【第1類型】民間大企業の正規労働者型	<ul style="list-style-type: none"> 新卒・定期採用が主流。 属性と能力を基準する査定を通じた賃金制度。 企業内福利の水準が高い。 近年、目標管理にとづいて短期の業績を重視した成果主義の導入がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間大企業の男子正規労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車連連、電機連連、基幹労連など連合の労使協議型の企業別組合の典型 他方、金融ユニオン・管理職ユニオンなど少數派組合、争議団、左派系活動家集団などの対抗組織も 企労連の生協労連、中立の企農協労連
	【第2類型】中小企業の正規労働者型	<ul style="list-style-type: none"> 新卒・定期採用よりも、不定期・欠員補充が主流。 「年功賃金」といわれるほど昇給曲線は上昇せず、停滞的なカーブをもつた賃金（定期昇給制度が確立していない中小企業も多い）。 一般に企業内福利の水準は高くない。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の男子正規労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合組織率の極端に低い分野 連合傘下の全国一般、JAM、UAゼンセン同盟、全労連傘下の企労連・全国一般、JMTUや、全労連傘下の全国一般全国際
	【第3類型】公務員の常勤労働者型	<ul style="list-style-type: none"> 公務員は職階制と俸給表にもとづいているが、運用の実態は属性と経験による昇給（国家公務員は2009年に職階制度廃止）。 新卒・定期採用が主流。 かつては劳組の規制力などで査定は排除されたり、その影響の程度が段階化されていたが、近年、能力主義と人事査定を導入・拡大する動向。 労働率本位の大きな懸念がある。 雇用の安定性は相対的に高かったが、定員削減、民間化が進展。 国家公務員はキャリアとノンキャリアでは大きな格差。 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員の正規常勤労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 連合傘下の自治労や企労連傘下の国公労連、自治労連など
	【第4類型】技能職・専門職労働者型	<ul style="list-style-type: none"> 仕事の専門性や資格、免許が必要な労働市場。 熟練度、技能の高い仕事につく職種にともづく賃金制度で、年齢別賃金カーブが「臺た状態」になる。 職種による賃金水準の高さの幅は大きい。 企業内福利に依存できる余地が少なく、社会保険の擁立・充実を求める傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> 直接雇用型】船員、医師、看護師、学校教員、バスやタクシーの運転手 	<ul style="list-style-type: none"> 連合傘下の海員組合、日教組、企交労連、私鉄連連、全労連傘下の日本医労連、全教、自交連連
			<ul style="list-style-type: none"> 【プロスポーツ型】プロスポーツ選手 	<ul style="list-style-type: none"> 中立のプロ野球労組、プロサッカー選手会労組
			<ul style="list-style-type: none"> 【非正規雇用型】大学非常勤講師 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏、関西圏の大学非常勤講師組合
	【第5類型】パートタイム労働者型／フルタイムの有期雇用労働者型	<ul style="list-style-type: none"> 不定期・欠員補充型で地域的な労働市場。女性が多い。 賃金曲線が「臺た状態」になる低水準の職務給タイプ。 近年、基幹職パートと一般パートなど階層化が進行。 フルタイムだが、有期雇用。 	<ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働者、アルバイト 	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合の組織率は低いが、近年、着実に上昇しつつある分野（パート労働者組織率は2014年で6.7%） 連合傘下のUAゼンセン同盟、全労連傘下の生協労連 各地のコミュニティ・ユニオン、ローカル・ユニオン、地域労組
	【第6類型】「間接雇用」労働者型	<ul style="list-style-type: none"> 派遣・業務請負など。 また、企業との関係は形式的に直接雇用が中心だが、業界の構造から見ると、下請や「間接雇用」となっている労働者も少なくない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設労働者（一人親方や職人）、音楽家（フリーランス）、プロダクション労働者、情報技術労働者（第6類型と重なることも少なくない） 契約社員 	<ul style="list-style-type: none"> 中立の企建連連、音楽ユニオン、電算労、連合傘下のサービス連合（派遣労働者） 連合傘下の運輸労連、全労連傘下の企交労、全国港湾

(注) 石田光男・下山房雄・木下武男の労働者類型論を基礎としながら、浅見が図示し一覧表にしたもの。

とは何かを見ていきましょう。

濱口桂一郎さんによると、「日本の正社員のような無限定の義務を負うことなく、職務や勤務場所、労働時間が限定されている無期雇用の正社員」（『若者と労働』）を指しています。政府の規

II 日本の労働者と「限定正社員」論

(1) 「限定正社員＝ジョブ型正社員」とは何か

次に、「限定正社員」ないし「ジョブ型正社員」

制改革会議の雇用ワーキンググループは、当初、「限定正社員」と呼んでいましたが、濱口さんに対するヒアリングの後に、「ジョブ型正社員」と呼称変更しています。

それでは、どうしてこの「限定正社員」への関心が起きたのかです。その大きな理由は、経済界の解雇規制緩和政策との交錯ということにあります。職務や勤務場所がリストラなどになくなれば、使用者はその職務や勤務場所に貼り付けられていた「限定正社員」を解雇できる、ということが関心の焦点となったのです。

国際比較の視点から見たときに、日本の民間大企業の「無限定正社員」の解雇要件、すなわち「整理解雇の四要件」（①人員削減の必要性、②解雇回避努力、③被解雇者選定の合理性、④手続きの相当性）の特異性があります。経済界は、この特異性を「解雇規制の厳しさ」と捉えているのです。ですから、解雇規制の緩和策という脈絡で主張しているわけです。

他方で、既存の「限定正社員」（=ジョブ型正社員）と、非正規労働者の「無期契約」化、言いかえれば正社員化の動きが出てきています。

「限定正社員」とは呼ばなかったものの、実態としてはこれに近い労働者の階層もすでに存在していました。「一般職」の女性労働者や「勤務地限定正社員」が代表例といわれています。先述のような、他の諸国と比して、日本における「職務」型フルタイム労働者の相対的な少なさという問題に重なります。

さらに、改正労働契約法（2012年）による非正規労働者の「無期契約」化＝正社員化の動きがあり、その対象になる人はおよそ1400万人に上ると指摘されています。

また、「限定正社員」への改革あるいは普及の手法としては、労働行政を通じて労使に周知・啓発することを提唱する動きと、労働契約法などを改正することで法制化しようとする動きとがあるようです。

（2）賛否の論点

それでは、この「限定正社員」論への賛否はどういう議論されているのか、です。

まず反対論としては、①経済界や規制改革会議などは解雇規制緩和の脈絡で主張している、②現行の正社員の賃金・労働条件の水準の引き下げにつながる、③正社員—限定正社員—非正規という「三重構造」をつくるものになる、④現行の正社員は「無限定」正社員ではない、さらに、⑤これだけの攻撃を受けながら、労働組合や労働者の反撃がこれだけわずかな国は、日本以外には見当たらないのではないか、という悲観論に繋がっています（西谷敏ほか『日本の雇用が危ない』）。

他方、賛成論では、①国際的に見れば、日本の雇用の「無限定」正社員のほうが特異である、②先の反対論の「三重構造」批判に対して、「二極分解に対し、その間に第三の類型を構築する」（濱口桂一郎『若者と労働』）、③これから日本の労働者の標準モデルになりうる、④非正規労働者や一般職の女性労働者はジョブ型正社員へステップアップでき、⑤現在の「無限定」正社員もステップダウンできる受け皿になる、などです。

（3）報告者の見解

私の見解についてです。第1は、政府の規制改革会議や経済界の「正社員改革」の眼目には、解雇規制緩和政策の展開を図ろうとする狙いがあり、この文脈は無視できないと思います。ですから、労働側は解雇規制緩和を図るという動向を厳しく批判すべきです。

第2は、しかし同時に、前述したように、日本の大企業「正社員」の国際的に見たときの特異な性格も明らかだということです。したがって、労働側がこの特異性を擁護するかのような「批判」は、働き方の改革をめざす上で一種の思考停止に陥ることになる危険性をもっています。つまり、無限定正社員を「どのように改革するのか」というスタンスが必要です。もちろん、現在であっても、「無限定正社員」に対する使用者の指揮命令権（「人事権」）が濫用されることへの牽制は必要

です。とくに人事異動（配置転換、勤務地の変更など）の場合への対応では、判例法理だけでなく、人事査定制度のあり方の規制を含めた有効な方策を提示しなければならないと思うのです。

第3は、また他方で、非正規労働者の貧困や劣悪な労働条件という現実に目を向かないような態度をとるべきできではないと思います。つまり、改正労働契約法や企業内での交渉による「無期契約」化の流れを促進し、「限定正社員」に近づける運動が必要です。ですから実践的な態度として、「限定正社員」論への批判に終始しないことが必要だと思うのです。

その上で第4に、労働者本人の希望に応じて、①非正規労働者から「限定正社員」への転換、②「一般職」を女性だけでなく男女ともに開く、③「無限定正社員」から「限定正社員」への転換、あるいは、④「限定正社員」から「無限定正社員」への転換、という選択肢を認めていくべきであろうと思います。

第5は、ただ現存する「限定正社員」の最大の勢力は、実は中小企業の正規労働者ではないのか、という疑問です。私の中小企業労働者論は、前述のように、「ゆるやかな属性・能力型労働者」というものですが、現実には、不定期・欠員補充方式での採用、定期昇給の不確実（もちろん査定はない）という中小企業労働者も少なくないわけです。実は、私も、表2で、中小企業労働者の類型の中に、既存の「ジョブ型正社員」の代表例といわれる一般職の女子正規労働者を入れているのです。中小企業正規労働者の少くない部分（もちろん全部ではないのですが）は「ジョブ型正社員」か、それにかなり近いという認識をもっています。濱口さんも、「[中小企業になれば] 職務や場所は限定されることになり、事実上、限定された雇用契約に近くなります」「事実上、ジョブ型に近づくわけです」（『新しい労働社会』）と指摘しています。反対論者がいう「労働者の反撃がこれだけわずか」なことの理由の一端は、かなりの中小企業労働者がジョブ型正社員であるという現実であることではないのか、とも解釈できそ

うです。

第6に、他方では、配置転換など企業内施策による「雇用調整」には限界があるという認識は必要だと思います。したがって、労働側（とくに左派）が労働市場政策を対案として持たなければならなくなっているわけです。

第7に、懸念されている「限定正社員」の待遇の水準についてです。まず経済界などの側に思惑があるのは当然であろうと思います。また、均等をはかるための物差し＝基準をどのようにするかという課題があります。その際には、職務評価などによる“企業内の均等”だけでなく、労働協約による“企業間の均等”をつくることにも目を向けることが重要です。研究者の一部が前者にだけ関心を向けていることに私は批判的です。

そして、労働側は、労働組合運動の前進如何にかかるところが大きいという展望をもつことも必要ではないかということです。そのためには、国内外の諸経験に学ぶことが大切でしょう。

まず一つは、戦後の日本の労働組合運動を振り返ってみることは大きな意義がある、ということです。まず、「工職（ブルーカラーとホワイトカラー）のあいだの差別の撤廃」という要求を掲げ、処遇の格差の縮小と雇用保障の同等化を実現してきたことです。また、現行の“標準モデル”である中小企業労働者の賃金・労働条件の水準を、技能職・専門職の労働者の労働組合が集団的な労使関係の構築とそれにもとづく労働協約によって引き上げた1970年代後半の諸経験とその発展的な継承が重要になるのではないか、と思います。

また、先進諸国の労働組合運動の歴史から多くのことを学ばなければならないでしょう。それは、フルタイムの「職務型」労働者や「技能職・専門職型」の労働者（報告者による労働者の類型論を参照）を中心にして担われてきました。そのときに、使用者側の恣意や差別を防ぐために、どのように解雇規制のあり方や雇用保障を要求し実現してきたかについて研究するという課題があると思います。

III 労働組合運動の課題

最後に、簡単にですが、労働組合運動の課題について触れておきたいと思います。

(1) 基本的な視点

第1は、日本の労働者を国際比較の俎上におくことだと思います。どちらかというと従来、企業別組合という日本の労働組合の主流については比較の対象になってきましたが、今日報告してきたような意味での日本の労働者の全体像を見る指標をたてて、国際比較の俎上に載せることが必要だと思うのです。

第2は、そうした日本の労働者の諸階層に相応しい労働組合の組織論、機能論を発展させることです。

そして第3に、〈有機的連帶〉の戦略を持つことだと思います。その意味は、「労働者階級の統一」は簡単な事業ではないからで、そのための道筋をどのように構築するのかを考えなければならないからです。〈有機的連帶〉の中身は、①労働者の諸階層を超えた連帶、②運動諸潮流の相違を超えた連帶、③ユニオンリーダーの構想力が大事になるということです。

(2) 労働者の諸階層と労働組合の課題

まず、民間大企業の労働組合では、この間の産業構造の変動とそれに伴う全国単産の盛衰があります。その大多数は、団体交渉権の不行使、「過労死協定」の当事者であるわけですが、それでも産業別連合体やナショナルセンターの努力もあることを見る必要があるように思います。また、労働組合の複数主義にも一定の役割があることも明かなのですが、「(正規労働者中心の)企業内労使関係の比重が低下することはまちがいない」、「ゼネラルユニオンとクラフトユニオンと企業別組合という三つを想定するとき、同じ企業のなかで三つの労働力が存在するということは十分あり得る」(『21世紀への挑戦——連合の新戦略』)とい

う鷲尾悦也連合会長<当時>の懸念は左派の衰退と戦略の不在によって、“杞憂”に終わっているのが現状です。

次に、中小企業の労働組合は、本格的には1950年代半ばから始まったに過ぎませんでしたから1970年代後半までの運動上の到達点は高かったと思います。とくに、下請・系列下の「使用者概念」の拡大、中小経営者を敵視しない運動諸形態の発展、とくに業種別の集団交渉と労使共同の事業などが注目すべきものでした。しかし、1980年代初めをピークとした中小企業における単位組織の減少・後退がとまっていません。個別企業内にとどまりがちな運動論の混迷状況があるのです。この分野での基本的な課題は、①産業別労働協約の欠如や労働協約適用率の低さによる企業規模間格差をどのように克服するか、②現行の“標準モデル労働者”をどのように組織化するか、にあるといえます。

第3に公務・公共部門の労働者は、国際比較でいえば、かなり極端に人員の少ない“小さな政府”になっています。定員削減、非正規化、非公務員化、民営化、民間化によるものです。また、人事制度の改革では、職階制の放棄と能力主義(=「人」基準)への明確な転換があり、“周回遅れ”で民間大企業なみの労使関係が形成されてきています。基本的な問題は、人事院勧告体制への依存ではなく、労働基本権回復の重要性だといえます。また、民間化された場合は、“基本権回復後”的労使関係への対応も大切です。

第4に、技能職・専門職の労働組合は、全体としては伸張傾向にあり、最大の個人加盟ユニオンの全建総連は「建設国保」と「組合共済」で組織化が進展(日本版ゲントシステム)してきたことは注目すべきです。現在は、野丁場など資本丁場における団体交渉機構や現場委員会確立への運動があり、地域によっては労働協約の拡張適用活用も可能な展望をもってきていることに労働界全体としての認識が必要です。この他、医療・介護やスポーツ分野での可能性があり、労働組合運動のなかで位置づけが不明確であった「職種」の視点

を活かすことが大事になっています。

第5はパートタイム労働者です。労働組合全体の組織率低下と反対に上昇傾向が見られます。ただ大部分は、ユニオンショップによる小売大企業での増加であることを見ておく必要があります。大きな課題としては、改正労働契約法や企業内交渉による「無期契約」＝正社員化の促進が挙げられますし、また均等待遇へむけた「基準」の議論があります。「基準」としては、先述したように、職務評価による“企業内の均等”もありますが、労働協約による“企業間の均等”という課題もあることが指摘されるべきでしょう。

最後に、「間接雇用」労働者ですが、派遣労働者などの組織化は、非正規の中でも大きな立ち後れがある一方、「重層下請」の建設労働者の組織化は進展し、その結集軸が建設国保と組合の共済であったことは注目できます。港湾・建設労組などによる労働者供給事業の展開も注目すべきものです（浅見和彦「成熟社会と労働組合運動の改革」碓井敏正・大西広編『成長国家から成熟社会へ』）。

(3) 組織化と組織改革の課題

全ての労働者階層に関わる課題として3つのことを持げたいと思います。

1つは、本格的な組織化の課題で、①企業内組織化の課題として、非正規労働者、「間接雇用」労働者、管理職などの組織化を重視していく必要がありますし、②組合員の人数だけでなく、単位組織の数自体が減少してきている中で、産業別組織と地域組織の役割が重要ですし、③いずれの場合にも、労働者の状態悪化・貧困化だけでなく、「戦略的な立場」をもつようになった労働者階層への着目も大事になります。

2番目は、労働協約による規制の拡大と強化です。中小企業分野や技能職・専門職分野での産業別・職種別の協約、とくに両者の結節点での可能性への着目が重要ではないでしょうか。また、労働条件条項を含む「公契約条例」運動も“適正化”だけでなく、賃金下限の基準については、建設などの職種別の労働協約の展望との関係を重視することが大切になるでしょう。

第3に、組織の改革は現代労使関係の二重性（労働組合と企業内労働者組織）にそって考えられるべきです。「産業一地域一職場」のトライアングルの相互関係が重要です。工業社会段階では、「企業－産業」のラインが重視されました、ポスト工業段階で「地域」の役割が相対的に“回復”したこと、中小企業や非正規労働者を重視する必要があることによって、産業別組織とともに、地域組織（ローカルセンター）が団体交渉はじめ労働基本権行使のあり方を検討する課題も出てきているのではないかと思っています。また、同一企業内にさまざまな労働者の階層が働いており、企業内労働者組織の今日的な確立をめぐつて、労働組合の自主的な結集か、法制化かという論点も浮上しています。さらに、企業内專従と組合費の問題も、国際比較の視点から検討しなければなりません。

（あさみ かずひこ 所員 専修大学）

小特集

労働法制「改革」と労働組合運動の課題

濱口報告へのコメント

柴田 徹平

濱口先生は『若者と労働』（中公新書、2013年）の中で、若者雇用問題への処方箋として無限定正社員と非正規労働者の間の第三の類型としての「ジョブ型正社員」（限定正社員）を中長期的に拡大発展させていくことを提起されています（同書244-245頁）。私も基本的にはこの考え方賛成です。ただし二つ検討しなければならないことがあります。それは限定正社員の賃金水準の問題と限定正社員のジョブがなくなった場合のセーフティネットをどのように構築していくのかという点です。

まず賃金水準に関してです。日本郵便株式会社（以下日本郵便）では2014年4月から（新）一般職という新たな雇用形態を導入しています。この（新）一般職というのは限定正社員を先取りしたようなもので、従来の一般職（＝地域基幹職）とは別に設けています。この（新）一般職と従来の一般職の主な違いは、①転居を伴う転勤がないこと、②役職登用がないこと、③賃金が一般職よりも低いこと、などがあげられます。

表1 地域基幹職と（新）一般職の基本給表

	地域基幹職		(新)一般職
	1級	4級	1級
1号	127,700	215,900	134,500
125号	263,300	370,100	194,100
145号	280,700	—	204,100

注) 級数は地域基幹職が1～4級で4級が部長相当など役職を示している。（新）一般職は1級しかない。また号数は、地域機関職1級が1～146号まで、地域基幹職4級が1～125号まで、（新）一般職が1～145号まである。図表1ではこのうち1, 125, 145号のみ示した。
出所) 労働運動総合研究所賃金・最低賃金問題研究部会配布資料「日本郵便：2014年度における給与改定（案）」より筆者作成。

このうちの賃金水準が従来の一般職よりも低いという点は、具体的には表1で示すことができます。表1は、労働運動総合研究所賃金・最低賃金問題研究部会（2015年2月10日）で配布された資料のうち日本郵便「2014年度における給与改定（案）」より筆者が作成したものです。それで見て頂きたいのは、地域基幹職と（新）一般職群の基本給表です。

例えば、145号俸（同じ号俸）で比較すると（新）一般職が20万4100円であるのに対して、地域基幹職（1級）は28万700円で地域基幹職100とすれば、（新）一般職は約73です。さらに（新）一般職は役職登用がないので、地域基幹職の4級（部長相当）と比較すると（125号俸の同じ号俸）、地域基幹職が37万100円に対し、（新）一般職は19万4100円で賃金比は100：52です。このことからも（新）一般職の賃金水準はきわめて低く、ともすれば家族を養い育てることが困難な低い水準であることがわかります。つまり、限定正社員の賃金水準は現実に最低賃金かそれを若干上回るような低い水準におかれ、運用されることがありえるということです。

もし限定正社員を今後、拡大発展させていくなら、労働力の再生産が可能な賃金水準（間接賃金として家族手当、教育費、社会保障を含め）をしっかりと担保していかないといけない。これなしに限定正社員の導入を進めれば、無期雇用のワーキングプアが増大するのではないかでしょうか。限定正社員の賃金のあり方についてのお考えをお聞きしたいです。

次に限定正社員のジョブがなくなった場合のセーフティネットをどうするのかという点です。今日本で言われている限定正社員の問題の一つは、

無期雇用であるが、その仕事がなくなれば解雇されるという点です。濱口先生は、『若者と労働』の中で、「欧米では雇用契約というのがジョブを基盤に結ばれるのですから、そのジョブがなくなったのであれば、雇用契約が終了するのはおかしなことではありません」(前掲書106頁)と述べているのですが、実際に欧米でジョブがなくなった場合にその労働者が貧困層に陥らないようにするためにどのようなセーフティネットが整備されているのでしょうか。また日本で同種の問題が生じた場合の対応について、欧米の実践からのインスピレーションを教えて頂きたいと思います。

また日本でジョブがなくなった場合のセーフティネットに関してもう一つあります。ジョブがなくなるリスクというのは、産業によって異なると思うのです。例えば、リストラが大規模に行われている電機産業や倒産・廃業率の高い建設産業とリストラや倒産・廃業率がそれほど高くない産業では、リスクが違ってくる。電機や建設で限定正社員を導入した場合、無期雇用化は実質化しうるのでしょうか。では、どうすればよいかと言わると答えられないのでですが、産業によるリスク差の問題も議論する必要があります。

限定正社員に関しては、労働時間も限定していく、したがって限定正社員は長時間労働抑制策としての側面もあるという主旨のことを先生は述べられていますが、これは本当でしょうか。限定正社員と無限定正社員が並んで働くとき、隣の無限定正社員が必死に長時間残業しているのに限定正社員は残業しなくて良いということがいつまで通るのでしょうか。将来、無期雇用だけど賃金水準が非正規並みで長時間労働の限定正社員を生み出されないようにどのような方策が考えられるのか検討する必要があると思います。

最後に派遣法について、インターネットで「濱口 派遣法改正」で検索しましたところ、トップに来たのが、NHKラジオ第一「私も一言！夕方ニュース」(2014年10月29日放送「派遣法改正

案—どうなる？派遣労働」)の書き起こしです。(http://www.yomuradio.com/archives/4936) このラジオで濱口先生は派遣法について以下のように発言されています（カッコ内は筆者加筆）。

「「雇用の安定」ということについて言うと、今までの（派遣法の）あり方では、実は雇用が非常に不安定なんです。ずっと派遣・派遣で、その26業務でも、OLの仕事でも、ずっと派遣・派遣でやってきて、ある日、「もう要りませんよ」と言われると、そこで切れてしまう、と。そこを、むしろ派遣元・派遣会社で期間の定めのない雇用契約があればずっと3年を超えて派遣することができますよ、こういう仕組みを今回新たに導入しようとしているんですね。そういう意味から言うと、少なくとも派遣会社と派遣労働者との関係で言えば、雇用をより安定する方向に持っていくこうということが今回の（派遣法改正の）一つのポイントだと思います」。

そこで、この3年を超えた場合の派遣会社での無期雇用化に関して法案（廃案になりましたが）がどう規定しているかをみると、厚労省が「労働者派遣制度の改正について（報告書）」というものを出しており、この報告書の3頁に、3年を超えて派遣労働者が引き続き就業を希望する場合は、派遣会社は、雇用安定措置として①派遣先への直接雇用の依頼、②新たな就業機会（派遣先）の提供、③派遣元事業主において無期雇用、④その他安定した雇用の継続が確実に図られると認められる措置、のいずれかの措置を講じるよう努めることが適当である。と書かれています。

つまり努力義務です。派遣会社は、努力義務規定で、派遣労働者を無期雇用として雇うのかおおいに疑問です。この雇用安定措置が努力義務規定である限り、派遣労働者の雇用の安定は、可能性であって現実的とはいえないと思うのですが、どうでしょうか。

(しばた てっぺい 所員 建設政策研究所)

小特集

労働法制「改革」と労働組合運動の課題

コメント

住谷 和典

神奈川労連の住谷と申します。本来ならかながわ総研の岡本さんがコメンテーターを務めるはずでしたが、神奈川県知事選挙に立候補しましたので、急きょ私が務めさせていただきます。とても、岡本さんの代わりになるような発言はできませんし、ましてや浅見先生にコメントする能力もありませんので、感想と労働者の現状を話させていただきます。

労働者の現状と労働法制・雇用政策

私なりの結論を最初に言うと、労働法制の最低基準を引き上げる運動は重要ですが、職場活動、労使交渉などによって賃金や労働条件、職場環境を改善するたたかいを強化しなければ、「働くルール」は確立できないと考えています。

神奈川では、労働組合と研究者や法曹団体の方々と「公のあり方を考える相談会」というものを作って、公務現場の実態や法制度の改革が国民の権利や生活にどのように影響するのかを、市民に向けて発信するシンポジウムを繰り返し開催しています。先日も、「建築基準」をテーマに開催しました。建築基準法も最低基準を定めているものですが、その基準どおりに施工しているゼネコンはないそうです。各ゼネコンが独自に基準を引上げて構造物を作っている、そうでなければ「安全な商品」として提供できないということです。

では、働く現場労働法制はどうなっているでしょうか。神奈川労連は憲法と最賃法に沿った最低賃金額を少なくとも1000円以上にしろという「最低賃金裁判」をたたかっています。労働局は毎年、最低賃金引き上げ額の影響率を公表していますが、一昨年は17.1%、昨年は12.6%と全国で

も高い影響率となっています。県内の就業雇用者数426万人（神奈川県労働力調査）ですから、なんと73万人、54万人の労働者が改定前の最低賃金額以下で働いているということになります。また、資生堂や日産、いすゞという大企業での派遣労働者や期間労働者の「雇止め裁判」で、違法派遣や偽装請負の事実認定がされても職場に戻れません。高齢者雇用安定法で定年後の継続雇用が定められていても、賃金は半減、今までの経験を生かせない異職種、働き続けられない実態。労働契約法で雇用5年経過時に雇用期間の定めのない契約に切り替えるとなっていても、5年未満の雇用契約。三六協定は労使の確認を求めていますが、社労士が会社名と労働者代表だけ変えた三六協定書を十数社分まとめて提出。雇用対策法の再就職援助計画に労働組合等の意見欄がありますが、わざわざ労働局の記載例は「異議はありません」、「最低基準さえ守ればいい」という実態です。

神奈川労連では、労働相談活動を行っています。「無権利状態」の労働者から深刻な相談が相次ぎ、リーマンショック時を超える過去最高の件数となっています。その一例を資料としてお配りしていますが、相談者の多くは「非正規雇用」です。非正規雇用の増加を、厚生労働省は「働く者のニーズの変化、働き方の選択」と言っていますが、「働き方改革」によって増大したのは明らかで、「最低基準さえ守れば違法ではない」「フレキシビリティの流れ」として不適切・不合理な働き方や労働条件に導いたことは間違ひありません。

こうした流れは、遂に「新卒者は正社員」という採用方針までも変えてしまいました。大企業の新卒採用ネット情報には、海外も勤務地する「グローバルリーダー社員」、転居のない「地域社員」

や時給1000円、1年更新、通勤手当なしという募集が行われています。中小零細企業でも「経費削減」の一つの手段として、「間接雇用・非正規雇用」とあわせて「限定正社員」が広がっています。

厚生労働省は男女の賃金格差を認めていますが、一向に改善されないばかりか、若年者と女性の低賃金構造と非正規雇用の割合は増加し続けています。総務省の統計調査で男性の非婚率には「年収300万円の壁」の存在、厚生労働省の調査でも初職が非正規雇用の場合に結婚経験が低いという結果がでています。

国や自治体でも、行政の縮小や定員削減の「調整弁」として非正規雇用が増大しています。国の労働行政でも、東京新聞（2012年11月5日付夕刊）は、「東京23区の労基署の労働基準監督官が足りない、ILOの配置目安基準より極めて低い水準」と報道しています。ハローワークでは、1000名以上の非正規職員が年度末に雇止めとなり、仕事を紹介する窓口の職員の5割から9割近くが非正規職員という実態となっています。さらに、人材ビジネスが「労働行政・需給調整の担い手」となり、厚生労働者にとどまらず経済産業省や文部科学省、自治体の新卒者や若者を中心とする雇用対策事業のほとんどを受託しています。

こんな実態なのに、厚労省はさらに労働法制の規制を緩和する、雇用改革・正社員改革として、「無限定」な正社員と「限定」の非正規雇用、「多様な働き方」、労働法制対象外の「中間的就労」「新卒者の第3の進路」を推し進めています。労働法制・施策を「直接雇用」「雇用の安定」に戻す運動が重要です。

労働組合の「改革」

労働組合に対する「労働条件規制力の後退」「社会運動としての性格の弱まり」「正規労働者の利益擁護団体」との批判は、「これまでの質」としてうなづける面はあります。

しかし今日、非正規雇用労働者に関わっては、

「すべての労働者」を視野にした運動が広がり、相談や宣伝活動、組合加入要件の見直し、賃金をはじめとする労働条件の改善や均等待遇、正規雇用への転換促進など職場単位でのとりくみは大きく進んでいます。

職場での労働組合活動を活発にすること、現行の労働法制を職場で「フル活用」する重要性を感じています。労働法制は募集から退職時まで数々の「規制」や働くうえでの最低基準を定めています。その多くは、正規雇用でも非正規雇用でも区別なく適用されるのですが、そもそも「規制」や最低基準が守られているか、存在が知られているのでしょうか。実際、「採用時の条件明示?」「就業規則ってなんですか」「非正規雇用には有給休暇はないと言われています」という労働相談は少なくありません。労働組合が職場でのチェック機能を働かせ、最低基準の労働法制を遵守させるというとりくみが、非正規雇用労働者の信頼も得て、組織拡大にもつながると考えています。そのための学習もとりこんでいますし、労働組合法や労働者救済機関の活用も常に視野に入れて運動をすすめています。

再就職援助計画というリストラ・首切りに対して「異議はありません」とサインする労働組合、組合員の権利侵害も経営のためだからやむを得ないと相談にも応じない組合、これでは労働組合に加入しようなどと思うわけがありません。法の最低基準ではなく、賃金や企業内最賃の確立など労使間の「規制」をどこまで引き上げるかが労働組合に求められているし、安全衛生などのとりくみも重視しています。

こうした運動が、労働組合への信頼を高め、未組織労働者、委託や関連労働者、大企業への組織拡大につながり、大企業と下請け企業の力関係の変化にもつながると考えています。

産業別労働協約も労働運動の魅力の一つを感じています。神奈川での、建設労連（全建総連）や港湾労組（全国港湾）の集団企業交渉や業界団体との交渉、建交労の「ダンプ供給協定」は、その典型的な足掛かりと言えます。しかし地方労働組

合・ローカルセンターと対峙する業界団体が存在しないことも多く、協約を結ぶことの難しさ、交渉相手すら見いだせていません。県内の工業団地などでは、産業ごとにブロック化して所在しているところが多くあります。例えば、産業別最低賃金のチェック機能として、塗料製造業関係のブロックを訪問して最賃の周知や企業内最賃の水準を引き上げるとりくみと労働組合の結成や労使交渉を促す。さらに進んで、「ブロック産別協定」への挑戦などもやってみたいです。しかし、「最低基準だけ守られればそれで良し」「産別協定があれば安心」ではありません。職場活動、労使交渉があってこそそのとりくみです。そして、職場組織を強く、大きくすることが基本です。

県内では2つの政令市と1つの一般市が公契約条例を制定しています。県内自治体と毎年懇談を行っていますが、非正規職員の賃金水準は最低賃金そのものなので、公契約適正化運動は「自治体

協定」運動、自治体で働く非正規職員などの賃金は時給1000円以上とする、委託などの労働者の賃金も少なくとも正規職員同様にする、などのとりくみとしてさらに強化していきたいです。

組織拡大のとりくみの一つとして、共済事業も進めています。低賃金労働者の生活改善のとりくみとして、経営者にも福利厚生事業の一環としてその掛金負担を要求する、という運動を追求してみたいです。

地域合同労組という一人でも加入できる労働組合づくりと組織拡大のとりくみもすすめています。県内ほとんどの地域に合同労組も結成出来ましたが、財政と人的確保が課題となっています。

労働法制の大改悪の流れの中で、労働組合が自らのたたかいで「働くルール」を確立することが重要と考えています。

(すみたに かずのり 神奈川県労働組合総連合)



基礎研東京支部研究集会（2015年3月）

小特集

労働法制「改革」と労働組合運動の課題

討論の記録

○濱口報告の「限定正社員」の問題では、賃金水準の問題、ジョブがなくなったとき（解雇されたとき）のセーフティーネットについて質問があり、濱口氏は、「家族を養い育てる費用も全部賃金でみるということを、戦後長く、労働組合が追求してきた結果が現状であり、その正社員の枠から排除された者は自分の生計すら立てられない賃金水準であることと表裏一体である。労働の対価である賃金と家族の生計費の確保を分けて考える発想が必要で、子ども手当は本来そういう制度であったはずだが、当事者自身も理解していなかったことが露呈した」と答えました。リストラの規制についても、「整理解雇4要件があると言なながら、解雇回避努力義務ばかり強調して、欧米で最も重要な対象者選定の公平さは置き去りにされてきた。ぎりぎりまで抵抗して、抵抗しきれなくなったら会社の言いなりというのでは、リストラが暗いイメージにしかならないのは当然」と答えました。「限定正社員」導入について、濱口氏は「正社員は無限定が原則なので、育児・介護責任がある人は時間外労働ができず、責任ある仕事をさせてもらえない。限定が原則の正社員を作るところに意義がある」と発言しました。濱口氏は派遣法について、「これまでのねじれた派遣法の議論を抜本的に整理し直す必要がある、派遣法は出発点において、OLの仕事を専門業務と称して導入しながら、常用代替防止を掲げてきた。OLは幾ら代替しても良いけれど、男性正社員の代替はだめだといいびつな論理だった。今回の改正案については、派遣元での雇用形態（有期か無期か）で物事の考え方を整理しようとしているところが積極的に評価できる」と述べ、さらに「この派遣法の領域は、本当は、労働組合運動が積極的に手を伸ばす分野である」と、答えました。

○浅見氏は、住谷氏の報告について、「現在の労働現場での深刻で困難な実相に対する貴重なたたかいだ。課題といえば、全労連は産別組織とローカルセンターで構成されているが、ローカルセンターを通じて建設産業労組の比重が高く、4分の1を占める。そこを反映した運動が大事だ」と補足しました。

○濱口氏の講演について、労働組合運動の視点が希薄との発言に対し、濱口氏は「残念ながら長時間労働

の規制について労働組合は無策だった。賃金については力を入れてきたはずだが、この20年間賃金デフレが続いた原因として、正社員の雇用維持を最大に追求してきたことと無関係ではない。その結果、総体としての労働分配率が下がってきた。企業は、妻子を養う正社員の雇用はできる限り維持してきたが、それ以外のところを切ってきた。その結果、非正規も増えってきた。岩波新書の第4章で述べたように、非正規も包含する労働組合をつくり、非正規労働者も含めた公平さを追求していくことが必要だ。」と答えました。

○会場発言で、神奈川のある大手企業ではすでに「限定正社員」制度が導入されている。そこでは、派遣社員、契約社員だった労働者が、「限定正社員」になったら、基本給の賃金水準が85%に削減された、目標を達成して初めて100%の賃金が保障されるしくみだ。「限定正社員論」では、どう賃金水準が確保されるのか疑問だ。また、会場から「労働組合運動は確かに弱くなっている。だからといってすぐ公的保障に頼るというのではだめだ。団体交渉では、すじがどう通っているかではなく、どう圧力を加えるがポイントとなる。私の単産委員長の経験からもそう思う」との発言がありました。

○浅見氏も「限定正社員」制度導入は中長期的には必要だと考えていると発言。「無限定正社員」「無限定正社員」をめぐる議論が続き、会場から「『限定正社員』とは、長いスパンでの問題であり、生涯の雇用問題、所得水準、家族構成とジェンダー構造との関係など、諸条件の検討が必要だ」との発言がありました。討論では、その他、労働法改革に対する財界のねらい、解雇に伴う金銭解決の水準の問題、労働力再生産費と賃金のあり方などが出されました。浅見氏からは、「労働組合の機能論として法的規制だけでなく、地域から産業レベルまで労働協約を結ぶ力量強化の課題が重要」との指摘が出されました。

○最後に宮下が、濱口氏の政策論は賃金と社会保障のベストミックス論が前提となっている、浅見氏の労働組合強化論も、労働者類型論と労働法制改革の関係、労働組合の機能論と結びついている、貴重な交流と討論の場になった、とまとめました。（文責 宮下武美）

投稿論文

大手精密機器メーカーの組織体犯罪と 「会社それ自体」の物神崇拜

前島 賢土

大手精密機器メーカーの組織体犯罪（金融商品取引法違反）は、「公表すれば倒産する可能性が高く、3万人の従業員とその家族を考えると決断できなかった」という大手精密機器メーカーの元社長の正当化によって促進される。この正当化は「会社それ自体」の物神崇拜というイデオロギーをよりどころとする。

はじめに

本稿では、大手精密機器メーカーであるオリンパスの組織体犯罪を考察する。オリンパスの組織体犯罪は元社長（以下、元社長Aとする）、元常勤監査役（以下、元常勤監査役Bとする）、元副社長（以下、元副社長Cとする）を被告とする金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の事件である。

本稿では、ホワイトカラー犯罪を「組織体犯罪（organizational crime）」と「職務犯罪（occupational crime）」の二つに分けて、組織体犯罪を次のように定義する。〈組織体犯罪とは、合法的な職業についている人物が、組織の利益を目的としてその職業上行う行為から構成される、合法的な組織を主体とする合法的な組織自体の犯罪である〉

組織体犯罪としては、公害、薬害、独占禁止法違反等があげられる¹⁾。

I 事件のあらまし

オリンパスの組織体犯罪の概略を新聞での報道からみていく。2013年7月3日の東京地方裁判所の判決によると、オリンパスはバブル崩壊後、財テクの失敗で1996年ごろまでに約900億円の損失を抱えた。これを隠すため、元常勤監査役B、元副社長Cが元社長Aの了解のもと、自社と無縁を装った海外ファンドをつくり、価値の下

がった金融商品を買い取らせて、会社本体の損失を隠す「飛ばし」を行った。隠した損失は2003年ごろには1,176億円にまで膨らんだ。元社長Aと元常勤監査役B、元副社長Cは2006～10年度の決算で、純資産を約1,178億～416億円分水増しした有価証券報告書を、財務局に提出した。東京地方裁判所は元社長Aに対して懲役3年執行猶予5年、元常勤監査役Bに対して懲役3年執行猶予5年、元副社長Cに対して懲役2年6ヶ月執行猶予4年の判決を言い渡した（朝日新聞2013年7月4日朝刊）。

2013年7月3日の東京地方裁判所の有罪判決の要旨をみてみる。日本を代表する著名企業の犯行は、我が国の証券取引市場の公正を害し、市場に対する国内外の信用を揺るがしかねないものだった。同社のような大規模公開会社の経営者は、法令順守はもとより、株主や利害関係者の利益が最大に確保されているか特に留意すべきだった（読売新聞2013年7月4日朝刊より）。裁判所は証券市場や株主、利害関係者の立場を重視した厳しい判断をしている。

II 正当化

ホワイトカラー犯罪については、犯罪者による正当化もしくは合理化に注目した研究が多い²⁾。元社長Aの裁判でも犯行の正当化がみられる。本稿では、「正当化」を次のように定義する。〈正当化とは、社会や集団からの制裁を和らげやすい動機の戦略的な表明もしくは内面化である〉³⁾。

この場合の社会や集団は国家から産業、業界、企業、職場集団までを含む。集団の成員には正当化を行う本人自身も含まれる。制裁には国家の刑罰から、社会からの非難、業界団体が自主的に課す制裁、会社からの懲戒処分、職場仲間からの非難、正当化を行う本人自身の良心の呵責まで含まれる。犯罪行為を犯す者は自他からの制裁を和らげるために正当化を行う。正当化は、自他からの制裁という犯罪の統制要素を弱める。正当化によって犯罪は促進される。

新聞で報道された、裁判における被告人質問での元社長Aの語りから、元社長Aによる犯行の正当化をみてみる。2012年11月19日東京地裁であった被告人質問において、元社長Aは、巨額の損失隠しについて、「公表すれば倒産する可能性が高く、3万人の従業員とその家族を考えると決断できなかった」と正当化した（朝日新聞2012年11月19日夕刊より）。なお、2012年11月19日東京地裁であった被告人質問において、元社長Aは、損失隠しを知っていた社長経験者の元社長（以下、元社長Dとする）や別の元社長（以下、元社長Eとする）に、公表を提案したところ、「会社がつぶれてしまう」と猛反対されたという（朝日新聞2012年11月19日夕刊より）。

2013年7月3日の東京地方裁判所の有罪判決の要旨をみてみる。元社長Aと元常勤監査役Bとも個人的利得を図ろうとしたことはなく、損失の公表を模索するなど苦悩したこともうかがわれる（読売新聞2013年7月4日朝刊より）。

元社長Aは個人的利得を図ろうとしておらず、損失の公表を模索して苦悩していた。元社長Aは自らの経営責任が問われ、自らの地位を失い、また株価の暴落によって株主からの非難を受けることを恐れたのではなく、オリンパスの倒産を危惧していた。また、元社長Dや元社長Eもオリンパスの倒産を危惧していたことから、隠した損失の金額がオリンパスの存続に不安と動揺を生じさせるものであったことが分かる。

なお、会長となった元社長Aの後任の元社長（以下、元社長Fとする）は「過去の企業合併・

買収（M&A）などで不明朗な支出があり、元社長Aらの辞任を求めたところ、解任された」と述べた（朝日新聞2011年10月19日朝刊より）。

III 正当化のよりどころ ——「会社それ自体」の物神崇拜——

以上の元社長Aの正当化は、現代資本主義社会のイデオロギーである「会社それ自体」の物神崇拜をよりどころとしている。このことを次に見ると、その前に、イデオロギーに関して論述しておこう。本稿では、イデオロギーを、アルチュセールのイデオロギー論⁴⁾とイーグルトンのイデオロギー論⁵⁾を参考にして、次のように定義する。
(イデオロギーは、人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を「地図」という形で表明する行為遂行的言説である)。

イデオロギーは、人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を表明し、人間自身に対して自分の生きる道を示すような「地図」を提供する。人間はイデオロギーによって示される「地図」に従うという形で自らの実在条件によって規定される。マルクスは人間の「社会的存在が彼らの意識を規定する」と論じたが（大月版『全集』第13巻6頁）、人間の社会的存在の実在条件が「地図」という指針的な形を取ってイデオロギーという言説を規定する。また、イデオロギーは、説得等といった何かことをなす言語行為である行為遂行的言説に属するものである。

犯罪の正当化とイデオロギーとの関連を考察すると、次のようにになる。犯罪を行なう者は、その犯罪に関して、社会のイデオロギーをよりどころとした正当化を行なって、社会からの制裁、非難を和らげる。さらに、行為者自身も社会に属する者であるから、行為者自身の良心の呵責も弱める。

次に、「会社それ自体」の物神崇拜という現代資本主義社会のイデオロギーを詳細に考察していく。まず、「会社それ自体」に関して考察する。

「会社それ自体」はその元をたどれば、人間の作った労働生産物に行き着く。資本主義経済では人間の作った労働生産物が商品となり、商品が貨幣となり、貨幣が資本となる。資本は個人企業を始めとするが、個人企業が大きくなると、機械や建物といった固定資本を多く必要とし、株式を発行して多くの固定資本を取得するための資金を調達するようになる。即ち、株式会社となる。株式会社が、さらに、大量の機械や建物といった固定資本を必要とし、大量の株式発行で大量の資金を調達して、大量の固定資本を取得すると、巨大企業となる。株式会社が巨大企業になる際には大量の株式が発行され、その株式は多様な多数の株主が所有するようになる。即ち、株式所有の分散が生じる。株式所有の分散によって会社は決定権を持つ特定少數の株主が支配するものではなくなり、会社は株主から自立する。また、巨大企業は組織が大規模化、複雑化する。大規模で複雑な組織は経営者によって専門的に経営される。株式所有が分散し、組織が大規模化、複雑化した巨大企業は「会社それ自体」という状態になる⁶⁾。

「会社それ自体」に関する北原の論考⁷⁾を参考にして、本稿では、「会社それ自体」を次のように定義する。〈「会社それ自体」とは、会社が大規模で複雑であり、会社が株主から自立し、会社が現実資本を所有し、さらに、所有に基づく支配を行うことである〉。

次に、物神崇拜 (Fetischismus : 呪物崇拜とも訳される) をみてみる。本稿では、マルクスの物神崇拜論を参考にして、物神崇拜を次のように定義する。〈物神崇拜とは、人間が作った物が人間の外に存在し、人間が作った物がそれ自身の命を与えられてそれら自身の間でも人間との間でも関係を結ぶ独立した姿に見え、人間が作った物を人間が崇拜するというイデオロギーである〉。

物神崇拜とは以上のようなものであるが、「会社それ自体」の物神崇拜とは何であろうか。「会社それ自体」の物神崇拜とは、人間が作った物である「会社それ自体」が人間の外に存在し、それ自身の命を与えられて「会社それ自体」相互の

間でも人間と「会社それ自体」の間でも関係を結ぶ独立した姿に見え、「会社それ自体」を人間が崇拜するというイデオロギーである。また、「会社それ自体」の物神崇拜というイデオロギーは、現代資本主義社会における人間の実在条件である「会社それ自体」から構成される経済によってもたらされる。

ちなみに、「会社それ自体」の物象化に関して付言すれば、「会社それ自体」の物象化とは、「会社それ自体」が客体的で、資本の論理という労働者には疎遠な固有の法則性によって労働者を支配する物のようになる状態のことである。

「会社それ自体」はその元をたどれば、人間の作った労働生産物に行き着く。元々「会社それ自体」は人間が作った物である。しかし、会社が株主から自立し、会社が現実資本を所有し、さらに、所有に基づく支配を行う「会社それ自体」という状態においては、「会社それ自体」は大規模で、複雑な物となっている。株主から自立し、大規模で、複雑な「会社それ自体」をそれ自身の生命を与えられた物、自分たちに外在する物と経営者や労働者はみなし、さらには、崇拜するようになる。「会社それ自体」の存続と成長を願い、「会社それ自体」に忠誠を誓う経営者や労働者は多くみられる。即ち、「会社それ自体」の物神崇拜は社会のイデオロギーとして存在している。

元社長Aにとって、「会社それ自体」の物神崇拜というイデオロギーは、オリンパスがバブル崩壊による財テク失敗で損失が発生して、「飛ばし」を行ない、会社の存続に不安と動搖が生じた状況下で、大規模で複雑な「会社それ自体」を存続していくという行動（犯行）における「地図」、例えれば、荒海航海中の「羅針盤」として存在した。

また、「会社それ自体」の物神崇拜というイデオロギーは、会社の存続を特に優先するように元社長Aを説得し、行動に移すという行為遂行的言説であった。現代資本主義社会に存在する「会社それ自体」の物神崇拜を元社長Aは自己弁護のためのイデオロギーとして利用した。

「会社それ自体」の物神崇拜では、元来、人間

が会社を作り、会社に対して人間が主体的、能動的立場であったのが、逆に、人間が会社を崇拜する受動的な立場になる。「会社それ自体」の物神崇拜とは、人間の主体性や能動性の軽視と「会社それ自体」の重視である。「会社それ自体」の物神崇拜は人間と会社の主従の関係が転倒、倒錯した誤ったイデオロギーであり、人間を尊重する普遍的な観点からみて不当なイデオロギーである。

元社長Aは「会社それ自体」の物神崇拜である「会社それ自体」の重視を過度に拡張し、「会社それ自体」を絶対視した。組織体犯罪は社会の規範を破る、重大で深刻な犯罪である。そのような組織体犯罪よりも「会社それ自体」の方を元社長Aは優先している。元社長Aの「会社それ自体」の絶対視は、社会の規範を破ってでも、オリンパスを存続させようとするものであり、社会にとって不当なものである。元社長Aにおいては、「会社それ自体」の物神崇拜は極大化され、「会社それ自体」が絶対視され、人間が作る社会でさえもが軽視される不当な事態となった。

さらに、元社長Aは、「会社それ自体」の物神崇拜をよりどころとする正当化によって、組織体犯罪に対する自身の良心の呵責をも和らげている。人間の主体性や能動性を表わす良心の呵責が「会社それ自体」の物神崇拜によって打ち消されている。「会社それ自体」の物神崇拜をよりどころとする元社長Aの正当化は、人間の主体性や能動性の否定であり、人間の主体性や能動性の尊重という普遍的な観点からみて不当なものである。なお、元社長Aの正当化は自身の良心の呵責や社会からの制裁を和らげやすいものであるが、あくまで、和らげやすいだけあって、オリンパスの組織体犯罪は重大で深刻な犯罪であり、元社長Aの正当化は自己弁護的でそもそも不当なものである。

また、「会社それ自体」の物神崇拜にはイデオロギーの特徴である自然化が見出される。イーグルトンはイデオロギーの特徴として、自然化（イデオロギーが、その信念を自然なもの、自明なものとみせかけること、社会の「常識」と一致させ、それ以外の信念を想像できないようにさせる

こと）をあげている⁸⁾。イデオロギーは自らを「自然なもの」であるとし、自らを「自明のこと」や「当然のこと」、「当たり前のこと」であるとしたり、さらに、自らを「必然的なこと」であるとしたりする。このような特徴を持つイデオロギーに対して、人々はイデオロギーが語る「自然な」、「自明で」、「当然の」、「当たり前の」、さらには「必然性を持った」言説を納得するようになり、さらに、同意するようになる。人々はイデオロギーに対して疑問を抱くことを止めてしまう。イデオロギーは自然化という特徴を持ち、人々を納得させるものであり、この人々を納得させるという点が、説得等といった人々が何かことをなす言語行為である行為遂行的言説といいうイデオロギーの性質の源泉となる。

「会社それ自体」の物神崇拜はイデオロギーであることから、人間が作った物である「会社それ自体」を人間が崇拜することも「自明のこと」とされる。「会社それ自体」の物神崇拜に対しては一般の人々も概ね疑問を抱かないものであるが、経営者は「会社それ自体」の物神崇拜に対して一般の人々よりもさらに疑問を抱かない。

「会社それ自体」の物神崇拜が自然化されるのに伴って、「会社それ自体」の物神崇拜をよりどころとする元社長Aの正当化も自然化され、「自明のこと」とされ、疑問視されることはない。元社長Aの正当化は、元社長Aにおいても「自明のこと」とみなされる。「自明」とみなされることから、元社長Aの正当化は元社長Aにとって高い納得度を持つ正当化として存在することになる。そして、高い納得度に基づいて、元社長Aにおいて、オリンパスという「会社それ自体」は絶対視される。組織体犯罪を犯してでもオリンパスという「会社それ自体」を絶対視する言説、社会にとって不当な言説も存在することとなる。

なお、オリンパスは事件の発覚する前の2011年6月の従業員数（就業人員数。役員、臨時従業員を除く。会社法上の役員ではない執行役員を含む）は連結ベースで34,686名、単独ベースで3,257名であった（『会社四季報秋号』2011年、1334頁）。

従業員の数は大量で、オリンパスは大規模化し、複雑化している状態で、「会社それ自体」の状態であった。「3万人の従業員とその家族を考えると決断できなかった」という元社長Aの言説は客観的根拠、数値上の根拠のある言説であり、この点からも、元社長Aの正当化は元社長Aにとって高い納得度を持つ正当化として存在する。しかし、「会社それ自体」とは、会社が現実資本を所有し、その所有に基づき労働者を支配することである。「3万人の従業員とその家族を考えると決断できなかった」という言説は、労働者の支配を代行する社長が支配される立場である労働者を上から「保護」する、支配の代行者が被支配者を上位の視点から「保護」するという本質的に偽善的な言説である。ちなみに、事件が発覚し、元社長Aが2011年11月24日取締役を辞任（朝日新聞2011年11月25日朝刊より）した後、オリンパスの経営者は労働者を削減している。2014年12月のオリンパスの従業員数は連結ベースで31,465名、単独ベースで2,800名である（『会社四季報春号』2015年、1369頁）。オリンパスは労働者の削減等によって存続することができた。

IV まとめ

オリンパスの組織体犯罪は、「公表すれば倒産する可能性が高く、3万人の従業員とその家族を考えると決断できなかった」という正当化によって促進される。この正当化は「会社それ自体」の物神崇拜という現代資本主義社会のイデオロギーをよりどころとする。経済科学は、オリンパスの組織体犯罪における「会社それ自体」を絶対視し、人間の主体性や能動性を否定する「会社それ自体」の物神崇拜の不当性を明らかにすることによって、組織体犯罪の不当性を告発し、組織体犯罪撲滅へと世論を喚起するような方向へと立ち向かう。

*査読者の方々からは貴重なコメントをいただき、感謝いたします。

注

- 1) 他方、職務犯罪を次のように定義する。（職務犯罪とは、合法的な職業についている人物が、個人的な利益を目的としてその職業上犯す犯罪である）。職務犯罪としては、業務上横領、収賄等があげられる。本稿の組織体犯罪、職務犯罪の定義は、コールマンの職務犯罪と組織体犯罪の定義（Coleman 1985, p. 8）を参考にしている。
- 2) Coleman (1994), 訳書 270-279 頁。
- 3) 本稿の正当化の定義は、サイクスとマツアの中和の技術の考察（Sykes and Matza 1957）、スコットとライマンの釈明（弁解と正当化）の考察（Scott and Lyman 1968）を参考にしている。
- 4) アルチュセール (1965), 415 頁。
- 5) イーグルトン (1990), 136-137 頁、イーグルトン (1991), 56-57, 315 頁。
- 6) この一連の経緯に関しては、北原 (1984) を参照した。
- 7) 北原 (1984), 17, 232 頁。
- 8) イーグルトン (1991), 135-142 頁。

参考文献

- [1] アルチュセール, L. (1965) 『マルクスのために』（河野健二・田村俊・西川長夫訳）平凡社。
- [2] イーグルトン, T. (1990) 『美のイデオロギー』（鈴木聰他訳）紀伊國屋書店。
- [3] イーグルトン, T. (1991) 『イデオロギーとは何か』（大橋洋一訳）平凡社。
- [4] 北原勇 (1984) 『現代資本主義における所有と決定』岩波書店。
- [5] コールマン, J. W. (1994) 『犯罪〈クリミナル〉エリート』（板倉宏監訳）シュプリングラー・フェアラーク東京。
- [6] Coleman, J. W. (1985) *The Criminal Elite*, St. Martin's Press.
- [7] Scott, M. B. and Lyman, S. M. (1968) "Accounts," *American Sociological Review*, Vol. 33, No. 1.
- [8] Sykes, G. M. and Matza, D. (1957) "Techniques of Neutralization", *American Sociological Review*, Vol. 22, No. 6.

(まえじま けんと 中央大学)

投稿論文

革新自治体の農政

—京都食管を中心に—

朱 然

本論文は京都食管を中心に革新農政を検討する。主に先行研究では解決できなかった3つの問題、すなわち、①京都食管の政策発想、②京都食管の仕組み、③京都食管消滅の原因に注目して、京都食管がいかなる政策であったのかを明らかにしたい。

はじめに

戦後の日本では農村が保守の伝統的な支持基盤であった。選挙で革新が保守を上回った地域を見ると、戦後直後に除いてほとんど大都市であり、革新自治体の農政と言えるものはほぼ蟻川府政（1950～1978年）にしかなかった。

本論文はその蟻川革新府政の農政について、1971年の減反政策以降にとられた「京都食管」を中心に検討する。具体的に、第3節で詳説するように、先行研究では解決できなかった3つの課題を明らかにしたい。すなわち、①京都食管の政策発想は食管堅持か、それとも農民の自主性の助長であったか。②京都食管の仕組み。③京都食管消滅の原因、の3点である。

I 中央政府の減反政策

1971年からの実施に移った減反政策は日本農政の曲がり角であった。まずなぜ減反政策が取られたのかに触れておきたい。

日本は戦後引き続き食糧管理制度（食管制度）をとった。これは、政府が米生産・販売の組織者として農民から米を全量買い取り、市民に米を売る制度であった。よって、政府は米需給の調節に全面的に責任を負っていた。高度成長期の食管制度では、戦後直後の米強制供出と異なり、政府は生産者米価で米を農民から買い取り、消費者米価で米を市民に売る。その際、生産者米価は消費者

米価より高いので、農民は米の生産者米価による全量買取りを望んでいた。なお、生産者米価と消費者米価の差額（逆ざや）はそのまま財政負担となる仕組みであった。

日本が高度成長期に入った後も、米の需給はタイトであった。毎年数十万トンの米を輸入することによって、需給バランスをなんとか保ったのである。1959年の食糧庁の需給見通しは、日本の人口は毎年約100万人増え続けるが、一人あたりの米消費の減少によって、1200万トンぐらいの生産高で足りると想定していた。しかし、実際に日本の一人あたりの米消費は1965年までに、1954年レベルを下回ることがなかった。そのため需給見通しは大きくはずれて、1965年の不作時には、それまでにない110万トンもの米を輸入しなくてはならなかったのである。米不足対策として、農林省は米づくり運動をすすめ、岩手、茨城、栃木といった畑作県での開田や山形、秋田、長野での反収増加（反収500kg以上）によって、1967年から1968年には年間米生産量が1300万トン程度から1400万トン以上に急増した。それに加えて、農林省は主食用小麦の輸入をすすめ、1965～1970年度には、毎年400万トン以上の小麦を輸入した。それでもなお、米は不足気味で、1968年度でも27万トンの米を輸入した（『日本農政の戦後史』、89頁）。

しかし、1965年以降、小麦輸入の影響もあって、日本人の一人あたり米消費量は大きく減り始め、米の需給バランスは一気に供給過剰となつた。このため政府が生産者米価で買った米には毎

年売り残しが生じて、在庫が堆積した。政府が市民に米を売る際に、在庫から出した古い米をまぜて販売するので、まずい米であるとして不満の声が上がった。一方、政府は毎年の食管会計への繰り入れ額が米の増産によって増え続け、3K赤字（米、健保、国鉄）の1つに数えられる財政負担となっていた。

大蔵省をはじめ、財政関連の政治家・官僚たちの圧力もあり、農林省は1969年にまず「自主流通米」という制度を導入した。すなわち、政府を経ずに、農協が集荷した米を卸売業者・市民に販売することである。自主流通米は政府米と違って、古米が混ぜられていないので、政府米（の消費者米価）より高く売れるという発想である。これによって、生産者米価と自主流通米価格の価格差は生産者米価と消費者米価の価格差（逆ぎや）より少なくなり、財政負担が軽減されることになる。さらに、農林省は1969年に答申を受けて、1970年から減反政策を打ち出した。要注意なのは、政府の米生産計画は自主流通米と政府米をあわせたもので、米生産計画を上回る分は政府が買取らない方針である。ただ、1970年度は政府の無制限買入はまだ維持されていた。このような経緯で減反政策が始まったので、「価格浮揚が目的ではなく財政節約が一義的目的であった」（『米生産調整の経済分析』48頁）

米の需給に政府が全責任を負う食管制度の下では、米生産調整は、カルテルを結んで生産を制限するという「農民の権利」ではなく、政府が買いたくないので作ってはならないという「農民の義務」の形をとる。生産者米価による全量買収で米生産をあおりながら、減反政策で米生産を減らすことについて、1979年当時の農林大臣・渡辺美智雄は「冷房と暖房を一緒にかける」ようなものであると表現している（『米生産調整の経済分析』102頁）。

減反の規模は、1971-1977年度には、農林省が来年度米需給を予測し、全国の米生産過剰を割り出すという方法で決められていた。米生産過剰が米生産高に占める割合が減反率であり、この減反

率に基づいて各都道府県で同じ割合で米生産を減らした。後述のように、この一律減反方式には、①各都道府県の米の品質が違うので、同じ割合でコメ生産を減らすと、高品質の米も低品質の米も同じ割合で減らすことになる、②農民は転作作物がわからないまま、いきなり政府の米買取り制限にあって、生計がたたなくなる、という2つの大きな問題点があった。

減反目標は都道府県に割当てられ、さらに都道府県を通じて市町村に割当られた。末端で減反を担当したのは、「農協下部組織としての「農家実行組合長」等ではなく、行政単位としての代表である集落「区長」」であった（『米生産調整の経済分析』101頁）。その意味で、「減反は、国家権力から下りてくる一種の災難である」（『米生産調整の経済分析』49頁）。

第3節で詳述するように、1978年度から、農林省は「一律減反方式」を変えて「傾斜配分」を始めた。ただ、1978年度には、京都府の減反協力声明によって本稿の研究対象となる「京都食管」はすでに消滅したので、本論文の歴史的背景となる「減反」はもっぱら上記の「一律減反方式」である。すなわち、「京都食管」の独自性はまさに、他都道府県の「一律減反方式」への協力とは反対の非協力にある。では、京都府はいかなる政策発想で非協力の立場をとったのか。

II 京都府の対応

鶴川虎三は1971年1月に、京都府農業会議会長の桑原正信との対談で、「私は、政府の方針に従うし、政府の意向に反したようなことはしやしない。むしろ忠実にやるので、ただやり方が、頭から割当てて規制して、それでいくかといったら、いかないのだから」と話し、桑原正信も農業会議の全国の会長会議であったかも京都府だけが反政府のように言われるが、誤解であると述べている。当時、京都府は毎年他府県から9万トン程度の米を移入する米の消費地であった。『京都府農林部行政の概要』昭和48年度版によれば、京都

府の米の種子更新率は1972年度31.4%であり、近畿では兵庫県の36.3%に継いで第2位であった。米の品質も、1972年度に、1等から3等米は64.6%と、近畿第2位、全国第12位であった（昭和48年度『京都府農林部行政の概要』12頁）。政府の全国一律減反の方式では、京都府は品質の高い京都府産の米を減らし、北海道米や九州米など、「評判のよくないもの」を余分に「他府県から移入」しなければならない（昭和48年度『京都府農林部行政の概要』15頁）。

減反に対する京都府の態度について「国の米生産調整に対して繰り返すが府としては、絶対反対ということでは決してない。古米570万トンの在庫、食管会計の大幅な赤字、米消費の漸減傾向などは、何らかの方向で改善されなければならないことは明らかであろう。しかし、府の疑問は、将来の方向と展望のない、また農家の実情をあまりにも無視した生産調整のやり方についてである」としている。京都府が求めたのは、「①一律減反方式を改めること、②転作物の価格、流通対策を明確にすること」の2点であった（『米生産調整と京都府の対応』14頁、筆者のインタビューにより、作成者は当時京都府農林部農政課長・庄野勇夫であることがわかった）。

京都府は減反した場合の政府交付金などについて農民に説明し、減反政策を執行した。一方、減反したくない農民に対しては、政府が買い上げない「余り米」への対策を考えた。その過程で、「農協中央会（荻野武会長）、経済連（侯野操会長）、農政課（庄野勇夫課長）が集まり、自主減反の結果出てくる買入限度以外の米約1万5千トンの処理を協議しました」（『軌跡』91頁）。なお、侯野操は後に成立した社団法人・京都府米生産調整対策資金協会（「京都食管」の助成金担当）の会長代理をも兼任した。山田芳治副知事兼農林部長、庄野勇夫農政課長、田中慶紀経済連専務（1977年から経済連会長）によって作られた原案は「自主流通米に準じる助成措置をリストアップし、実施可能な方法を整理したもの」であり、生産、流通、消費を網羅する包括的な制度であった

ことから、後年マスコミから「京都食管」と呼ばれるようになったのである。

III 京都食管

ここで、「京都食管」に関する先行研究に触れておきたい。主な先行研究を年代順に並べると、以下のとおりである。斎藤洋次「農民と消費者をまもる民主府政」（『労働農民運動』61号、1971年）、京都府政研究会『戦後における京都府政の歩み』（1973年）、京都府農政研究会『くらしとふるさとを築く』（1974年）、清水南「生産・消費者に安心感高める「京都食管」」（『農業と経済』40卷6号、1974年）、中野一新「京都府の農産物価格流通政策」（『農産物市場問題の展望』1977年）、渡辺信夫『コメの再生と公共政策』（1998年）。このうち、斎藤洋次の論文は「京都食管」の開始直後に出ている。京都府政研究会と京都府農政研究会とは京都大学の若手研究者を中心メンバーにし、蜷川虎三知事（当時）が府職員研修のテキスト作成をも視野にして研究を委託した研究会である。うち農政部分は、京都府農業會議事務局総務課長の渡辺信夫（当時）が研究の委託責任者であった。清水南は当時京都府農林部の農林企画課長（旧農政課長から改名）で、庄野勇夫の後任であった。中野一新は前記の京都府政研究会と京都府農政研究会の中心メンバーの一人であった。

先行研究をまとめると、主な論点は以下の4点である。①「京都食管」は減反政策に反対し、食管制度を堅持した。②「京都食管」は農民の自主性を尊重した。③「京都食管」は全国一律の農政に反対し、自治体農政の試みであった。④「京都食管」は地域で食糧の地産地消を試みた。このうち、③と④は本論文でも基本的に受け継いでいる。問題は①と②である。食管制度は政府が農協などを介して、農民から飯米以外の米を公定の生産者米価で買い上げる制度であり、農民から見れば、「お上」にお米を「供出」することにほかない。したがって、①のように「京都食管」を

この食管制度を堅持する制度ととらえることは、②の農民の自主性尊重と矛盾している。以下は、「京都食管」が実態的に、①と②どちらに力点を置いていたのかを明らかにしたい。

先行研究のもう一つの問題点は、「京都食管」の具体的な仕組みに言及していないことである。例えば「価格差補償金」はいったい何を指しているのかについて、先行研究の主な著者である渡辺信夫と中野一新も正確に把握できていない。渡辺信夫のご厚意で、筆者は「京都食管」の主な立案者であった庄野勇夫（当時京都府農政課長、農林部長を歴任）に、「京都食管」の仕組みと経緯について直接聞き取りをすることができた。本論文では、「京都食管」の具体的な仕組みを明らかにしたうえで、その消滅の原因にも言及したい。

「京都食管」の基本的なしくみは、「余り米（買入限度以外の米）のうち50%は卸売販売業者（ブランド）で精米し、50%は小売販売業者で精米して販売する」というものである。小売販売業者に出す分は自由販売で、卸売販売業者に出す分は府指定の大型精米工場で精米し、日本穀物検定協会の検定を受けて、京都米という統一ブランドで、小袋詰（10kg）で販売する。京都府が助成するのは小袋代などの流通経費、そして販売促進のためのマーケティング経費であった（『昭和47年度京都府米生産調整対策資料』54頁）。

このように、「京都食管」は政府の食管制度とは、発想を全く異にしている。政府の食管制度では、政府が米を買い取って、倉庫に入れる。これは、政府が米の生産・流通を統制する政策思想に立つ制度である。一方、「京都食管」は、農民の自主性を尊重し、減反の決断を農民に委ねる。政府が買取らない高品質の京都府産の米については、ブランドをつくり、分散している農民に代わって府がマーケティングを引き受ける。これは、民間の自主性を尊重しそれを補完する政策にとって適度の経済成長を実現しようとする政策思想に立つ制度である。以上のことから、京都食管は食管政策の堅持よりも、農民の自主性の尊重に力点を置いていたことがわかる。

ただ、問題は生産者米価と米販売価格の差額の補填を政府がするかどうかである。すなわち、「京都食管」での余り米販売は自主流通米販売と同じ理屈をとっていて、「政府管理米」の「逆ざや」より少ないにせよ、「国の助成」が不可欠である。なぜなら、京都府で発生した政府が買い取らない「余り米」について、販売価格と生産者米価の差額を助成するには膨大な金額が必要となり、京都府財政はとてもその負担に耐えられないものである。すなわち、「京都食管」という制度がなりたつかどうかは、農林省が京都府の「余り米」をヤミ米扱い（助成なし）にするのか、自主流通米扱い（助成あり）にするのかにかかっていた。庄野勇夫は京都食管導入時の懸念について、次のように述べている。

「あのとき、一番心配しましたのは、ヤミ米扱いにされないかということでした。それでやられますとね、もう、つぶれるわけですわ。ですから、それには最後まで気になりましたね」（『京都農政情報』1974年12月、51頁）。「食糧管理法によって、実態はともかく、法理論上は一粒の米も勝手な販売、処理はできないことになっています。もし、限度外の米が法律上認知されなければヤミ米に対する助成ということになり、府県の制度としては成り立ちません。この問題をめぐり副知事（山田芳治、農林部長兼務）や農協幹部の意見も楽観、悲観いろいろで、万一の場合に備え、限度外の米を販売する農協会社の設立を検討したぐらいです」（『軌跡』91頁）。

田中慶紀は会社設立を主張したが、しかし、京都府の立場からはヤミ米販売の会社を設立することなど、とてもできないという結論になった（2014年5月に庄野勇夫に聞き取り）。このような状況の中で、「45年当初予算知事査定（1月30日）の直前（2、3日前）、自主流通米として扱うという農林省通達があり、[京都食管は]晴れて陽の目を見ることになります。記者発表は山田副知事から当初予算全体の説明がありましたが、米問題については私（庄野勇夫農政課長）から詳細に説明することになりました。……翌日の新聞は、

國の方針に反対する京都府農政に重点を置いて、盛大な扱いでした。副知事は自治省をつうじて農林省の様子をさぐっておられたようですが、食糧庁長官の「ヤミ米に対する助成は食管法違反である」という談話があったようで、(京都府の余り米が自主流通米扱いであるということは)「間違いないな」という念押しがありました。「自主流通米に補助している府県はいくつかあります」という答えで一応安心されたようです」(『軌跡』、92頁)。この時、庄野勇夫京都府農政課長は「東京に呼ばれて、食糧庁次長と減反対策室長に「勝手なことやるな」とものすごく怒られた」が、その後の各都道府県への減反目標割当ては引き続き機械的に算出され、政治的制裁のような措置はなかったとのことである(2014年5月、庄野勇夫に聞き取り)。

しかし、「農林省のショックは相当だったようで、(1971年)秋になって、特別助成という制度が作られました。正規の自主流通米については1俵(60kg)296円を補助するというもので、買入限度以外の米、いわゆる余り米については当然補助されないわけです。余り米を自主流通米扱いすることを目標に掲げている京都食管としては、独自に補填せざるをえないことになります。京都府

を意識した方法で、当時の金で5000万円が必要です。全額を府でという荻野武(京都府農協)中央会長、田中慶紀経済連専務を中心とする農協側と、折半だという私(庄野勇夫)と、(296円問題について)延々と論議したが」(『軌跡』92頁)、「山田芳治裁定で、端数は捨てて、府は290円出す」ことで決着した(庄野勇夫に聞き取り)。

その後、「296円が年々高額となり、一時1500円ぐらいまではねあがり(1975年度3等銘柄米60kg当たり1450円)、数億円の財政負担が必要という事態を招くことになっています。また、流通経費に対する補助を主体としてきた考え方から、所得補償(高い生産者米価維持)へ一歩を踏み出したことであり、もっと広範、真剣な討議が必要であったと思っています」(『軌跡』93頁)。府の支出について庄野が報告すると、知事は「出す出す」と応じた(庄野勇夫に聞き取り)。

表1で特別助成の問題を確認すると、京都府米生産対策費は小袋代の助成で、年間数千万円程度のものであるが、米生産調整対策資金協会事業費は政府が自主流通米につけるさまざまの助成の京都府の肩代わり分である(表1の各種の奨励金)。他の奨励金とあわせて、京都府の余り米への補助は年間5000万円程度必要であった。1971年度は

表1 京都食管における特別助成

	生産調整目標(t)	生産調整実績(t)	生産調整目標(ha)	生産調整実績(ha)	達成率(%)	買入限度数量(t)	買入実績数量(t)	うち自主流通(t)	うち政府買入(t)	余り米(t)	京都府米生産対策費(百万円)	米生産調整対策資金協会事業費(百万円)	米価格補償金(百万円)	生産調整奨励補助金(百万円)
1969						60013	11928	48085						
1970	9300	4817			51.8	54878	21269	33609						
1971	22500	11108			49.4	39000	36961	24115	12846	10055	41	91		803
1972	22500	11743			52.2	39600	37884	24402	13482	9679	49	102		901
1973	22500	12177			54.1	45300	45300	25344	19956	9132	63	219		941
1974	6500	5526			85.0	58399	58399	34499	23900	0	27	215		492
1975	5600	5147			91.9	53580	53580	32212	21368	5940	39	318	207	459
1976			910	774	85.1	59270			0					
1977			940	851	90.5	51296		31112	20175	10712				
1978			2820	3438	121.9	48129		30131	17998	11255				

(出所)『「京都産米」と生産調整』、昭和53年度『農林部行政の概要』

前記「特別助成」の5000万円が入っているので、合計1億円程度の助成であった。その後年々高くなり、1975年度には「特別助成」が5倍の2億5000万円程度となり、他の奨励金の5000万円とあわせて3億円となった。

加えて、1975年度に、「超過米は2段米価（売買逆ざやを超える安値指導）と決められ、自主流通米との平行販売ができなくなった。したがって従来の助成以外に販売の価格差が生じるため、政府米買入価格と同額になるように価格差補償金が助成された」（『京都府経済連三十年の歩み』130頁）。これは「新方式」のことである。これによって余り米は普通の自主流通米と同じように政府米より高い自由価格で卸売業者に売ることができなくなり、政府指導の政府米並の低価格で卸売業者に売らなくてはならなかった。これによって、農林省はさらに京都府に2億円の財政負担を増やした（表1の米価格補償金）。

表1の「買入実績数量」とは政府が京都府に分配した米生産の枠であり、政府買入と自主流通の合計である。「1974年は超過米5299t、1976年は超過米8390tであるが、台風などの被害で県間調整が行われゼロとなった」（『京都府経済連三十年の歩み』130頁）。ただ、京都府の余り米による財政負担を見ると、この県間調整は余り米を文面上自主流通米に入れるだけのもので、行政上はこれまでの余り米扱いのようである。なお、生産調整奨励補助金は京都府の減反農民に対して支給される政府の補助金である。

なお、「京都食管」は実施前、他府県の米が京都府の余り米になりすまして流入するのではないかと議論されたが、実施後は「なりすまし」はほとんど問題にはならなかった。その原因是、「京都食管」はせいぜい流通経費しか補助しないものであるため、輸送コストを負担して京都府に運んでも損になるからである。ただ、大阪の高槻市と京都府の亀岡市の間で府の境目を引くとき、同じ村が2つに分けられてしまった。その村の農民は米を出荷するときはやはり京都に出荷する。また、滋賀県に山科区の出作（でさく）があり、その出

作でとれた分が入ることはあった。とはいっても非常に少量で、問題になる程ではなかった（庄野勇夫に聞き取り）。

「京都食管」の特徴を一言でまとめると、「画一的な生産調整は推進しない」米の販売促進政策である（「京都府米生産調整対策について」51頁）。政府の食管制度と違って、米を買い取って倉庫に入れるわけではなく、米の販売促進なので、年間数億円しかかからなく、それは年間予算1000億程度の京都府にとって、「ほとんど金は使っていない」と言える程度の負担であった（『京都農政情報』1974年12月、50頁）。

「京都食管」という自主減反実施の結果、京都市や中山間地域では減反の「達成率が高い」（『米生産調整と京都府の対応』8頁）という状況が生まれた。兼業・転作のチャンスが多い京都市や米の生産性が低い中山間地域で減反するのは、農民の望むことで、経済合理的であった。

全国的には、同じ時期に当時米の品質が悪くかつ大豆への転作が容易であった北海道では常に200%以上の減反達成率であった。逆に、米どころの新潟県は減反反対が激しく、京都府と変わらないほど減反達成率が低かった。近畿でも、米どころの滋賀県は減反達成率が低かった。

このように、農林省の前年度米生産高に応じて、同割合で減反する「一律減反」は農民の反対で明らかに行き詰った。1978年度から、農林省は「適地適産」を訴え、「地域指標」を考慮にいれて、「傾斜配分」を始めた。すなわち、北海道など米の品質が悪いところに減反の目標を多めに配分することである。これについて、メディアは「押し付けとして批判することはほとんどなく、むしろ愚直に均等に配分するよりは、知恵を発揮した望ましい配分として評価していた」（『米生産調整の経済分析』54頁）。

同時に、「53年度から第二次減反が実施されることになり、のんびりムードは一変します。いわゆるペナルティ制が導入されたことによるものです。第二次減反は、量的にも強化されるとともに、不公平是正の名分のもとに、前年度未達成の

府県については次年度その分を上乗せするというものです。…京都だけ勝手なことはさせるなという意見が各府県に強かったのですが、京都府に照準を当てたやり方であることは間違いはありません。おそらく、農林省としても第二次減反を行うためには整理しておかねばならない問題だったと思います。いろいろな場合を想定して奥山稔君と計算を繰り返しました。結論は、もしペナルティがまともにかかるとすると、京都府に対する買入限度数量は3年でゼロになるということです（余り米は年間1.5万t程度、買入限度数量は年間4.5万t程度）。食管の逆鞘は縮小しつつありましたがそれでも、余り米扱いになる府下の販売米穀全量についてカバーするとなると、それだけで数十億の財政負担が必要になってきます。つまり、国の食管赤字をそっくり府がかむるという結果になるわけです。又、全量を自主流通米として販売できるか、という問題もあります」（『軌跡』94頁）。

庄野勇夫農林部長は「知事には前後三回、ペナルティや、予想される財政負担などから、53年度は、とりあえずこの方針（減反協力）でやっていきたいと、説明しました。知事は最終的に「反対だ。しかし、やむを得ないだろう」という答えでした。52年12月、内外に公表したところ、「京都食管消滅」というタイトルを掲げた新聞もありました」（『軌跡』96頁）。こうして、農林省のペナルティ導入によって、「京都食管」は「傾斜配分」という「第二次減反」実施前につぶされたのである。

IV 結論

本論文は先行研究が解決できなかった3つの課題（①京都食管の政策発想は食管堅持か、農民の自主性の助長か、②京都食管の仕組み、③京都食管消滅の原因）を解明し、「京都食管」はいかなる

政策であったかを初めて明らかにした。

「京都食管」は農民の主体性を尊重して、自治体がみずから地域を調査して、その実状にあうよう独自に立案した政策であった。日本の高度成長期の農政は、東畑精一が「農林省は補助金配分機関」と話した（『補助金と政権党』参照）ほど、農民不在であった。都道府県の農林部に至ると米価引き上げの陳情と圃場整備補助金の分振り合戦が仕事のほとんどで、「自治体農政」という言葉もなかった。当時の農林事業は、北海道から鹿児島まで、ほ場整備が3反区画など、規格すら同じであった（2014年5月、京都府農業会議元総務課長・渡辺信夫から聞き取り）。

嵯峨府政の農政は野菜価格安定制度、産地づくり、農産物直販など、全国に先駆けて多くの政策を実行した。保守が政策をつくって、革新が反対するという構図と違って、革新勢力が自ら農民の実情を調査し、政策を立案し、実行に移したのは、革新自治体の農政の貴重な経験であった。

参考文献

- [1] 荒幡克己（2010）『米生産調整の経済分析』、農林統計出版
- [2] 京都府経済農業協同組合連合会（1981）『京都府経済30年の歩み』京都府経済農業協同組合連合会
- [3] 京都府農林部（1971）『京都府米生産調整対策について』京都府農林部
- [4] 京都府農林部（各年度）『京都府農林部行政の概要』京都府農林部
- [5] 京都府農林部農政課（1974）『米生産調整と京都府の対応』京都府農林部農政課
- [6] 京都府農林部農政流通課（1976）『「京都産米」と生産調整』、京都府農林部農政流通課
- [7] 京都府農業会議（各年度）『京都農政情報』京都府農業会議
- [8] 庄野勇夫（1990）『軌跡』シムロ印刷
- [9] 橋本玲子（1996）『日本農政の戦後史』青木書店

（しゅ ぜん 所員 北京理工大学）

投稿読書ノート

牧野広義著 「人間的価値と正義」

松井 晓

はじめに

著者である牧野広義氏については、これまで発表してきた多くの著作からその名を知らない人はいないであろう。著者は、80年代から90年代にかけては、マルクス、ヘーゲル、唯物論、弁証法といった、マルクス派の学者としてオーソドックスなテーマに取り組んでこられた。そして2000年前後からは、それまで積み上げてきたマルクス主義哲学研究の観点から、自由主義派における規範哲学の展開に切り込む作品——『哲学と知の現在——人間・環境・生命』(2004年)、『現代倫理と民主主義』(2007年)など——を刊行されている。本書『人間的価値と正義』(文理閣、2014年)は著者の幅広い研究領域の中で、この系列に属する。2007年以降に発表された論文を収録したものであるが、著者の一貫した問題意識に基づいて編まれており、著作としての統一性を保っている。

I 本書の概要

各章ごとに内容を概観していこう。

第1章「人間的価値の哲学に向けて」では、本書のメイン・テーマである「人間的価値」がマルクスの哲学思想に基づいて説明される。著者は史的唯物論に依拠して、自然的・物質的価値、社会的価値、精神的・身体的価値、人間的価値という4つの区分を提示する。「人間的価値」とは「人間自身の価値」であり、他の3つの価値の根拠となる最も基底的な価値である。そしてさらに、客観的価値、主体的・客観的価値、主体的価値とい

う価値の階層性を提示したうえで、『経済学批判要綱』における人類史の三段階を参照しつつ、価値の歴史性という視点を打ち出す。

第2章「自然の根源的価値について」では、自然の「道具的価値」(人間中心主義)と自然の「内在的価値」(自然中心主義)の対立状況について、著者は「内在的価値」論の問題意識を評価しつつも、自然の価値を人間存在から切り離された自然の「内在的価値」ととらえるのではなく、自然は人間存在にとって根源性をもつという点で「根源的価値」をもつと捉えることによって、人間の自然に対する道徳的義務が説明できると主張する。この「根源的価値」をめぐって、それが人間による評価を通じて初めて成立するという高田純氏と、人間と自然との客観的関係があれば成立するという著者の論争が紹介される。認識論の根本問題の環境倫理学への応用版として興味深い。

第3章「マイケル・サンデルの正義論について」では、日本でもNHK「ハーバード白熱教室」やベストセラー『これから「正義」の話をしよう』で話題になったM・サンデルの正義論が批判的に検討される。サンデルの公共哲学は、J・ロールズなどによる自由主義の難点を鋭く抉り出したものの、次のような難点がある。彼の提起する道徳的ディレンマはミクロが中心であり、マクロの視点が弱く、格差や不平等が取り上げられながらも制度的問題は論じられない。「忠誠と連帯の義務」が強調されるが、社会権の把握が弱い。これは評者にいわせれば、コミュニタリアニズムが体制的観点をもったコミュニズムを放棄して、道徳主義に陥ったことの帰結である。著者の分析に同感する。

第4章「生命倫理と「人間の尊厳」」では、「人

間の尊厳」の観点から今日の生命倫理学における諸論争が取り上げられる。「人間の尊厳」は人権の基礎であり、社会と国家はそれを尊重し擁護する義務をもつ。この観点から、日本生命倫理学会におけるクローリン人間をめぐる討論、ドイツにおける生命倫理と「人間の尊厳」をめぐる諸議論、リベラル優生学に対するJ・ハーバーマスとサンデルによる批判が俎上に載せられる。

本書の中心に位置する第5章「環境倫理学と環境的正義」は、内容的に最も重要な章である。まず、人間存在から独立した「自然の内在的価値」を主張する「自然中心主義」に対して、人間存在にとって客観的な「根源的価値」という著者の見解が示される。次に、環境の倫理を個人の問題に矮小化するのではなく、社会的倫理として確立するために、自然的・社会的・意識的存在としての人間観への依拠、人権・民主主義の倫理としての位置づけ、従来の環境保護運動、「環境的正義」、「エネルギー・デモクラシー」などの実践との結合が提案される。

第6章「ドイツの環境倫理思想と脱原発」は、前章の補論的位置を占める。著者が着目するドイツの環境倫理思想は、自然を保護する「責任」、人類の未来を可能にする「持続可能性」が中核的役割をもち、住民運動、州・連邦政府の政策、産業界の戦略に影響を及ぼしてきた点に特徴がある。そして2011年3月の福島第一原発事故直後にドイツ政府が設置した「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」の報告書が分析される。それは著者による前章での提起が具体的に実践された事例であると評者は理解した。

第7章「労働と「人間の尊厳」」は、「人間の尊厳」という本書のモチーフが雇用・労働の問題へと適用される。今日の「過労死・過労自殺」、「ワーキング・プア」の増大は、労働者の社会的な「承認からの排除」であり、憲法が擁護すべき「人間の尊厳」の破壊である。雇用・労働における「人間の尊厳」を回復するためには、ILO（国際労働機関）の提唱する「ディーセント・ワーク」または「人間らしい労働」を実現せねばなら

ないし、EUで提起されたCSR（企業の社会的責任）を実質化するために、「個人の尊重」を中心とするコンプライアンスが実行されねばならない。

第8章「企業の社会的責任について」では、前章を受けて、企業の社会的責任がさらに詳しく考察される。まず、ライブドア事件、福知山線脱線事故、福島第一原発事故などの事例が取り上げられたうえで、EUにおける「企業の社会的責任」論とその国際標準化としてのISO 26000が紹介される。そして日本における「コンプライアンス」の現状が批判的に吟味されるとともに、「会社は誰のためにあるのか」というステークホルダー論に今後の運動の方向性が見い出される。

第9章「二一世紀の正義と平和憲法」では、まず、「人間の尊厳」と「人権」の実現こそが普遍的な「正義」であるという本書のモチーフが確認され、それを侵犯する最悪の行為が戦争であるとされる。そしてI・カントとG・ヘーゲルの戦争論を比較したうえで、憲法第九条の「平和的生存権」の意義が強調される。

II 本書の特長

本書の特長は、第一に、著者がこれまで蓄積してきたマルクス哲学の研究成果を武器に、欧米の特に自由主義哲学における最先端の課題に果敢に挑戦していることである。著者は、自由主義哲学の成果を「ブルジョア哲学」として門前払いせず、その内容を一つ一つ精密に検討している。そのうえで、ヘーゲルやマルクスの見解と照らし合わせ、それらの限界を浮き彫りにしていくという丁寧な手法をとっている。

第二は、最新の応用倫理学的な課題に対して、今日の現実的具体的社会状況と照らし合わせながら、実践的観点から考察していることである。たとえば自由主義派の環境倫理学は、著者自身が指摘しているように、問題を抽象的な次元でしか捉えず、象牙の塔の中での論争に明け暮れてきた側面がある。それに対して著者は、重度障害者の福

社や福島原発事故など、生の現場の視点から哲学的問題にアプローチしている。

第三は、全ての章が、「人間の尊厳」、「人間的価値」、「正義」というモチーフで貫かれていることである。本書の取り上げた課題は、生命倫理、環境倫理、雇用と労働、企業の社会的責任、そして戦争・平和と、きわめて幅広い。これらの課題について、著者は常に「人間的価値」の視角から切り込んでいる。本書が広範な領域を、しかも上述のように現実的具体な問題の次元にまで踏み入って扱いながら、その全体が一つの物語であるかのように感じられるのは、本書に通底する問題意識の一貫性のゆえであろう。

III いくつかの論点

評者は上述のように全体としては本書の意義をきわめて高く評価している。しかし、著者と近い社会的規範理論という領域を研究しているだけに、いくつかの細かい論点について、異なる見解を抱いた。

第一は、本書のとる価値普遍主義についてである。

「「自然の根源的価値」は、人類の誕生とともに成立したと考える」(本書 69 頁)。

「人間の自由や平等の権利が歴史的に確認されてきた人類の普遍的な価値を示すのではないだろうか」(88 頁)。

「「人間の尊厳」、「個人の尊重」、「平和的生存権」、「生命、自由、幸福追求」の権利を根幹とする基本的人権（自由権、参政権、社会権）は、今日における普遍的な価値であろう」(89 頁)。

「「人間の尊厳」と「人権」の実現こそが普遍的な「正義」である」(259 頁)。

まず評者の立場を明確にしておくと、史的唯物論は、すべての社会が長期的には資本主義社会から広義の共産主義社会へ発展していくだろうという意味では普遍主義的だが、上部構造に属する価値はそれが照応する生産関係によって変化するという歴史的相対主義を採用しており、あらゆる人

類社会に超歴史的に共通する普遍的な価値が存在するという観点はとらない（拙著『自由主義と社会主義の規範理論：価値理念のマルクス的分析』（大月書店、2012 年）355 - 56 頁。以下、「拙著」とのみ表記）。本書第 1 章では、『経済学批判要綱』における人類史の三段階論に立脚して、「社会発展と価値の歴史性」が論じられている。今日の資本主義社会は、三段階論にいう第二段階である。本書が列挙する基本的人権とは、この段階における価値であるから、第三段階たる広義の共産主義社会に移行すれば、当然のことながら変化していくはずである。価値普遍主義と史的唯物論がどのような関係にあるのか、少なくとも読者に説明する必要があると思われる。

第二は、価値の内容としての人権と正義についてである。社会主義が正義または権利をどのようにとらえるのか、拙著第 3 章にて詳細に論じた。まず正義と権利は本書（256-60 頁）でも説明されているように表裏一体なので、議論を正義に一元化する。分析的マルクス学派では広義の共産主義社会と正義の関係をめぐって、共産主義社会にもその社会に即した正義があるという立場と、共産主義社会は正義そのものを基本的原理としないという立場に分かれて論争が行われた。結論のみ述べると、評者は後者を支持している。どうしてそう言えるのかは、拙著をご覧いただきたい。ここで言いたいのは、少なくともマルクス学派の中にこのような理解が評者のみならず、ある程度存在する以上、著者にはそうした見解と自説の関係を明らかにする義務が生じるという点である。

第一と第二の指摘は、著者が正面から論じていないという点では外在的だったかもしれない。しかし、第三の論点は、より内在的である。それは本書のキーワードたる「自然の根源的価値」についてである。

「地球環境の保全も今日の地球環境問題も、人間の生活や生存にかかわる重大な問題である。この問題は、人間の存在と切り離された自然の「内在的価値」の議論では、とうてい対応できないのである」(本書 47 頁)。

著者は、「人間中心主義」による自然の「道具的価値」と、「自然中心主義」による自然の「内在的価値」という、環境倫理学における対立図式に異議を唱える。なぜなら「環境倫理学が自然の

「内在的価値」を主張する限り、結局、人間の存在を前提として、人間の生存や生活を保障するような自然の価値を主張することになる」からである（45頁）。そこで著者が自然の「内在的価値」にかえて提案するのが、自然の「根源的価値」である。

「自然的・物質的価値」の中には、人間が有用なものとして利用する「道具的価値」だけでなく、地球環境のように、人間の存在そのものを可能にし、人間存在にとって不可欠な「根源的価値」がある」（39頁）。

たしかに自然の「価値」は人間にとての価値であり、人間の存在から独立に価値を論じることはできない。しかし、著者が「内在的価値」にかえて提案する「根源的価値」には同意しかねる部分がある。

まず、「道具的価値」と「根源的価値」の区別が明確ではない。前者は「人間が有用なものとして利用する」価値である。ところが「根源的価値」について次のような説明がされている。

「私はまず、オゾン層の価値を含めて「自然の根源的価値」は、人類の誕生とともに成立したと考える。オゾン層は人類の誕生と人間の生活にとって「必要性、有用性」という価値をもってきたと言うべきであろう」（69頁）。

ここでは「根源的価値」も人間にとての有用性という価値であるとされている。これでは「道具的価値」との本質的差異が不明確である。

次に、では人間にとての価値でありながら、しかも人間にとての有用性ではない価値とは何だろうか。それは人間にとての有用性がゼロ、もしくは自然の利用を抑制することによって人間の厚生が減少したとしても、それが存在すること自体が人間にとてもつ価値である。例えば、原生自然は人間が一切そこに足を踏み入れず、全く利用しなくとも、そしてそれが地球温暖化を食い

止めるうえで有効な役割をたとえ果たさなくとも、それが存在するという一点において、人間にとての価値をもつ。また、肉食、毛皮の使用、動物実験を人間が抑制することによって、たとえわれわれの生活における厚生が減退したとしても、それによって救われる動物が存在する点では、われわれ人間にとての価値を有する。

それはたとえいえば、あなたの愛する人がこの世に存在するという一点において、——たとえあなたがその愛する人と隔離されていたとしても——価値をもつと同様である。（ここで、あなたにとって価値があるのだからそれは有用性に数えられるという議論も考えられるが、それではあらゆる価値が有用性であるということになってしまって、妥当ではない）。

「自然中心主義」の言いたかった「内在的価値」とはこのような意味での価値であったのではないだろうか。それは確かに、人間存在から独立した価値ではないとしても、だからといって「人間の生活や生存」のための価値でもない。この点で、本書の「自然の根源的価値」という概念は「内在的価値」の積極面を把握しきれていないと私は考える。

第四に、実は、第三の論点は第二の論点と関連を有する。本書でも紹介されているように、環境倫理学においては、一方でP・シンガーの「動物解放論」のように動物個体の権利を認めるべきだという流れがあり、他方でJ・B・キャリコットのようにそれは個人主義の権利論を動物に延長したにすぎない点で限界があり、生態系全体の保護という視点へ転換せねばならないという流れがある。つまり、環境倫理学においてはすでに正義＝権利論的アプローチの限界はすでに察知されてきたのである。

ところが本書が環境倫理として採用するのは、正義＝権利論的なアプローチなのである。

「環境を破壊すれば、それは、人間の健康・生活・生命を破壊することになる。したがって、環境を保全することは、人間が人間らしく生きるために権利の一部を構成する。それが「環境権」で

ある。人間が基本的人権として「環境権」をもち、それを実現するための民主主義的制度をつくりあげることは、環境の倫理の本質にかかわる」(170 - 71 頁)。

環境破壊が人間の生活を破壊する側面をもっており、それは環境権という人権の侵害であり、「環境的正義」(177 頁)の問題としてとらえるべきであるという点については、評者は全く同感である。拙著で論じたように、資本主義社会から共産主義の第一段階としての社会主义社会にかけては、搾取・階級関係を廃棄するために、正義論的アプローチは有効であり、それは環境問題に起因する生活破壊についても同様である。

正義とは自己の功利 (utility) を最大化しようとする諸個人からなる社会においてその利害を調整するルールである。よって功利と正義は表裏一体である。そして環境問題において被害を受ける弱者の功利を擁護するために正義に訴えることは有効な方法である。

しかし、だからといって環境問題または環境倫理が権利=正義の観点のみで語りつくせることにはならない。第 3 の点で述べたように、自然の存在が人間の功利にとってゼロである場合、そしてその利用を控えることによって功利が下がってしまう場合もある。自然が人間に与える利害の程度にかかわらず、自然の存在そのものが、人間によつて価値を有する側面がある。よって人間と自然の関係は正義論では割り切れない。

評者の見解を積極的に述べよう。拙著では疎外の二次元論を提案した。環境問題にもそれは適用できる。すなわち環境倫理についても正義の理念に依拠してアプローチする次元と、ケアの倫理のような共同の理念に依拠してアプローチする次元との二段階に分けて論じるべきである。特に人間

の自然に対する関係は、正義論アプローチでは限界があり、共同主義（コミュニズム）的なアプローチが要請される。

ところで、著者牧野氏には、本誌『経済科学通信』第 134 号にて拙著への書評を執筆いただいた。評者はそれに対する応答の論考を関西唯物論研究会編『唯物論と現代』第 52 号に発表した。同号には、牧野氏による再論も収録されている。よつて評者と牧野氏の間では討論の状況が生じており、これらの論考をご覧いただければ、ここで議論もその文脈の中にあることがご理解いただけると思われる。

簡単に言えば、牧野氏は、環境問題の克服が、自由主義が目指してきた「正義」を真に実現する共産主義社会によって可能であると考えるのに對し、評者は、問題の克服のために自由主義の發展に依拠すべき部分が資本主義社会から広義の共産主義社会の第一段階にかけては存在するものの、高次段階の共産主義社会においては自由主義とは本質的に異なる共同の原理が要請されると考える点で異なる。

話を本題に戻せば、このように評者は本書の著者とは社会的規範理論の内実をめぐって多くの点で見解を異にする。しかし、本書が「人間的価値」という一貫した問題意識で構成され、一つの体系性を備えていることは明白であり、それがゆえに評者の見解とのコントラストも鮮明になったのだと思われる。評者と同様に、この本を読まれた方は、現代社会の思想的課題について自らの立ち位置を明らかにする必要を迫られるであろう。それだけの迫力を本書は有する。ぜひとも多くの方々に本書を紐解いていただきたい。

(まつい さとし 専修大学)

過労死防止学会の設立

青木 圭介

本年5月23日（土），明治大学駿河台キャンパスにて，過労死防止学会の設立総会が開催され，会則，2015年度事業計画および予算などが承認されました。学会の契機となったのは，過労死の防止を国および自治体の責務として定め，また，事業主にも国と地方の過労死防止対策に協力するよう求めた「過労死等防止対策推進法」（略称・過労死防止法）の成立でした。過労死防止法によって，これまで実施されてこなかった過労死の総合的な調査研究が国の責任で行われることになりました。このような中で，この学会の目的は，過労死（過労自殺および過労疾病を含む）に関する調査研究を行い，その成果を過労死の効果的な防止のための対策と取り組みに生かすことにあります。また，そういう実践的な調査研究をすすめるために，この学会は広く学際的，分野横断的に，過労死被災者とその家族，勤労者のいのちと健康に関心をもつ研究者，弁護士，活動家，ジャーナリスト，その他の個人によって構成され，さらに幅広い人々の参加を呼びかけています。

学会設立記念シンポジウム

設立総会に先立って，「急がれる過労死の調査研究と防止対策——いま何が問われているか——」をテーマに，記念シンポジウムが開催され，以下の3本の報告が行われました。

（1）寺西笑子（過労死を考える全国家族の会代表）「過労死のない社会の実現をめざす遺族の願いと防止法の課題」

寺西さんは，1996年に過労で自死した夫（彰さん・当時49歳）の過労死認定の10年に及ぶ困難な闘いについて報告するとともに，立証責任や労災認定基準の壁に立ち向かい，さらに民事訴訟における誹謗中傷を乗り越える上で，弁護士や「家族の会」などの励ましや支えが，たいへん重要だったことを報告されました。そして2008年以降の過労死防止法制定の運動の経過と到達点を説明し，四半世紀続いた過労死に歯止めをかけ，過労死のない社会の実現をめざそうと呼びかけました。

（2）熊沢誠（甲南大学名誉教授）「過労死の根因とこ

れからの課題」

熊沢さんは，働きすぎおよび過労死の要因として，日本的能力主義による労働条件の「個人待遇化」，三六協定の規制に無力な労働組合，働き過ぎを規制すべき労働行政の不備，「自分と家族を守る」ためには会社に認められなければならないと思わせる福祉国家の普遍的システムの不十分さなど，重層的な要因があると分析しています。そして＜強制された自発性＞にもとづく日本企業固有の働くかせ方と対峙して，ワーク・ライフ・バランスを重視する働く人々の自立的重要性を強調されました。

（3）加藤敏（自治医科大学精神医学教室教授）「ここ最近の日本における企業情勢と職場のメンタルヘルス」

加藤さんは，仕事が過重となり心身の疲弊の末にうつ病を発症する，これを職場の仕事に結合したうつ病という意味で「職場結合性うつ病」と呼んでいます。1980年代以降，英米でも日本と同じような現象が見られ，「職場結合性うつ病」は現代のグローバル化した競争主義の社会の歪みを表している，と報告されました。

予定討論者は，ノース・スコットさん（大阪大学人間科学研究科教授），岸玲子さん（北海道大学環境健康科学研究教育センター特任教授），西谷敏さん（大阪市立大学名誉教授），東海林智さん（毎日新聞記者）の4名でした。コメントの多くで，「過労死等防止対策推進法」の成立にこぎつけた現在，労働基準法の「労働時間，休憩，休日及び深夜の割増賃金に関する規定」を守る必要のなくなる「高度プロフェッショナル制度」を新設する労働基準法改正は，過労死防止対策に逆行するという批判が述べられました。

また，西谷さんは，過労死防止法には過労死防止で最も大切な労働時間規制への言及がない，三六協定ということも労働組合ということも出てこない，過労死は労働時間（自由時間の保障）の問題であるということをポイントに法律の不十分さを埋めていくことが重要であると述べられました。さらに，岸さんは，日本学術会議の活動から，36協定など制度の見直し，1日の最長労働時間，時間外労働の時間についての1日，1週，1月，1年単位での上限の設定，最低休息時間制度の導入などを求め

た「労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会」の提言（2011年）などの紹介をされました。

＜強制された自発性＞とロルドンの隸属論

熊沢さんが報告で、「＜強制された自発性＞という捉え方について、家族の会の皆さんのお見聞聞いてみたい」と言われたのに対して、「眞面目で仕事もできる人が会社の仕事に追い込まれて過労死する」、「仕事で充実感を感じる幸せな人が過労自死する」、そういう社会の矛盾を浮き彫りにしていないと思う、という回答がありました。これを聞いていて、私は、最近読んだフレデリック・ロルドン『なぜ私たちは、喜んで“資本主義の奴隸”になるのか？——新自由主義社会における欲望と隸属』（杉村昌昭訳、2012年）を連想しました。

ロルドンは、フランスの金融論の研究者ですが、この本では、他人（資本）の欲望のために奉仕する人々は、どのような感情によって動かされているかということを考えています。それによると、19世紀の資本主義は、土地（生産手段と生活手段）との関係を断たれた労働者が、飢餓の恐怖によって資本に隸属する賃労働の世界が確立する時代であり、その隸属は（内在的に）悲しい感情によって作動していました（この時期は工場法による労働日・労働時間の規制が始まりました）。

次に、大量生産を追求してきたフォーディズムは、欲望をそそる商品を購入する楽しい感情を付け加えましたが、それは消費による（賃労働関係に）外在的な感情でした。つまり、個人は消費者（楽しい感情）と一体化しつつ賃労働者（悲しい感情）という立場を副次的なものとするようになったというわけです（この時期は福祉国家政策が展開しました）。

それに対して、新自由主義は、労働そのものによって労働者が「開花」し、「自己実現」するという欲望を大規模に生産しようとしていると言うのです。賃金労働生活が、生活そのものに（内在的に）最良の喜びを与えるということを資本が約束し、労働者を説得することができれば、いくらでも追加的労働を引き出すことができ、個人を企業に奉仕させる完璧な動員体制ができるからです。（新自由主義は解雇規制を取り扱わなければ失業率は下がらないという市場原理主義の枠組の下で規制緩和と福祉の削減をすすめています）

しかしロルドンは、「自らを愛すべきものにしようとしている」資本主義のこの試みは成功しないと主張しています。「資本主義の現代的矛盾は、賃金労働者階級の充足感を押し広げるための方法を洗練しようとしているまさにそのときに、大々的規模で、しかもこの数十年間なかったような強度で賃金労働者を手荒く扱っている（悲しい感情／怒り）ということである」と言っています。歴史的に、労使関係の上でも、所得階層の上でも、多様で重層的になり、これまで新自由主義（能力主義・成果主義）による「自立」に誘導されてきた労働者が、ここにきて再び、労働日・労働時間法制、つまり「規制が支える自立」を要求するようになると言つてはいるように読みました。

これからも「働き方、働きかせ方」について解明し、格差が拡大し多様な様相を示している日本の労働の現状を、一つ一つ改善していくために、生まれたばかりの過労死防止学会の活動、とりわけ過労死と過労死防止対策に関する調査研究活動の発展を期待します。

（あおき けいすけ 所員 京都橘大学名誉教授）

東京學習會議「『資本論』講座」のあゆみ

奥村 修一

東京學習會議の主催する「資本論講座」は、再来年の2017年には開講50周年を迎えます。

これに先立つ1965年4月に東京學習會議は創立しました。都内の広範な労働者・勤労市民のなかに科学的社会主义の立場にたった学习・教育活動を大衆的におしすすめてゆくことを目的とし、「学习の友」「勤労者通信大学」の普及を担うとともに「資本論講座」を含む労働学校を運営しています。

労働者教育協会の発足

東京學習會議の「資本論講座」の沿革を辿ると、協力関係を結んでいる労働者教育協会（略称「労教協」）の発足まで遡ります。大内兵衛法政大総長、末川博立命館大総長、大山郁夫参議院議員を発起人代表とし、柳田謙十郎労教協初代会長、宮川實立教大教授等、116名の知識人と18労組の発起により1952年10月に創立されました。

東京學習會議の創立と「資本論講座」の創設

1967年には、労働学校は本格的に労教協から東京學習會議に引き継がれました。宮川實先生は、戦後、労教協で講師活動をされます。国労、東芝、全透、鋼管、横浜造船、横浜ゴムなどの労働組合に招かれ、労働者を前にして「賃金」「搾取」とはなにかを講義されました。これらの経験を基礎に、労働者は「宮川の経済学」からさらにすんで『資本論』そのものを学んで搖るぎない確信を持つべきだ、と受講生たちの自覚を鼓舞されました。そこで同年10月、『資本論』第I巻の刊行百周年を記念して、宮川實先生の呼びかけで「資本論講座」が創設され、第一期受講生300人が集いました。

同じ時期に京都、神奈川、埼玉、千葉、新潟、秋田、宮崎、熊本でも開設され、その後の全国的な大小さまざまな地域學習会の広がりのさきがけとなりました。

今日の「資本論講座」の展開

「資本論講座」には、厳しい労働現場を担って職場の

諸問題に直面したり働く意味を問おうとしたりする現役の労働者はもちろんのこと、自分の人生を振り返って『資本論』をどうしても生涯に一度は繙いてみたいという退職年配者、ブラック企業の実態に憤る若者、福島の惨状を省みない原発推進政策や「戦争法」制定と改憲へ突きすすもうとする政府の策動に不安と怒りを抱く人たちなど、さまざまな問題意識を持った受講生が集っています。旧ソ連が崩壊したころには「社会主義とはなんだったのか」という模索が根強くありましたが、「資本主義の危機」や行き詰まりがだれの目にも映るようになってきた最近では、受講生のあいだで資本主義に取つて代わる未来社会像への関心も高まっています。

講義は、マルクスの言葉を引きながら『資本論』原典のイロハを学ぶことが基本ですが、受講者の学習歴には、初心者から既に何回も『資本論』を読み返しているベテラン層まで幅があります。このことは講義後の班討論にいろいろとモチベーションをもたらしています。さまざまな学習歴や労働体験など各自の持ち味を生かした感想や意見が活発に交わされ、集団的学習ならではの特色・魅力が發揮されていて、参加者に好評を博しています。

東京學習會議の「資本論講座」の運営要領と主な特徴を紹介しましょう。

(1)『資本論』各巻につき、毎年1月開講の1年間コースとして月例1回年間12～13回の学習ペースですすめられ、各巻を読了することができます。各巻の年間コース設置によって、第1巻を修了した受講生は再度第1巻を学び直すかそれとも第2、3巻へすすむか、自分の条件にみあった学習継続のみちを選ぶことができ、意欲あるひとには『資本論』全巻読破をめざすみちも開けています。

(2)『資本論』邦訳テキストには、新日本新書版、大月全集版（普及版）、宮川實訳『学習版・資本論』〔推奨テキスト〕を活用しています。最近、『資本論』専門家ではなく経済学者でない翻訳者の手によって、「訳文のわかりやすさ」をうたい文句にした新訳本が複数出版されていますが、いくつかの学術キーワードの新訳語に問題のあることが指摘され、「わかりやすさ」を優先して科学的厳密さを下にみるような新訳本は推奨できかねると私たちはみています。

(3) 各コースの講師には第一線の研究者が配置されています。講師が独自に作成した講義用レジュメが配布され、ときには講義補助にパワーポイントや関連資料が活用されることもあります。初めて『資本論』を読むひとを念頭に、まずは『資本論』の構成や論述の基本的すじみちを辿りますが、難解な箇所や解釈のわかられる点などについてもわかりやすく丁寧に解説されます。ときには学界のホットな研究的論争点に立ち入ることもあり、受講生の問題関心にこたえ学習意欲の触発につとめています。

(4) 毎回の講座は、日曜日 13:00～17:00 の時間帯に開講されます。おおむね、各コマ 50 分 × 3 回の講義→班討論→班ごとの討論内容の発表と質問→講師の回答コメント・まとめ、という構成になっています。本講義 3 コマが基本ですが、講義後、数人編成の班に分かれて講師から出題されたテーマや感想・意見を出し合い討論します。聴くという受動的な学習から、自分のわかったこと感じたことを言葉に言い換えて話すことで、能動的な資本論理解が促されます。この班討論によって、まず「気づき」を与え問題意識を喚起し、受講生の率直な感想をみんなで受け止めて疑問点や意見を組織的に集約し、講座全体として共有していくという、集団的共同学習の特筆すべき特色が形成されてきています。

なお、今期からの新たな取り組みとして、教室に通えない受講生のために、CD 受講、USB 受講、ネット受講の制度を設けました。

(5) 舞台裏の主催者の役まわりとして、運営委員会の開催と毎回の講座の進行運営、「資本論ニュース」の発行、参加者交流会、文集の編集、修了証・皆勤賞、関連書籍販売のほか、資本論ガイドンス、自主ゼミ、夏季セミナー、夏季合宿、海外研究交流などの時宜に応じた特別イベントの企画・開催があります。激動する情勢のなかで拠りどころとなる軸足を見失なわないように、『資本論』学習への動機付けや受講生自身が講座に主体的に関わっていくことを重視しています。

昨年度には有志により「女性セミナー」（テーマ演題「女性の労働問題の根底にあるもの——マルクス『資本論』と歴史からのアプローチ」講師、姉歯咲駒澤大教授）が企画実施され、幅広い市民の関心層の参加をえて全労連会館の会場が満席になりました。今後とも学習運動の種々のサポート態勢を充実していきます。

「資本論講座」と資本論学習運動の発展に向けて

こんにち資本論講座の役割、課題はどうあるべきかを考えるとき、1967 年の創設以来 48 年間休まずに継承され、昨 91 期までに 8000 名が受講し多くの市民運動や労働運動の活動家を輩出してきたという本講座の実績を忘れる事はできません。

行き過ぎた市場原理の矛盾が噴き出すたびに、マルクスを求める声が国民各層から沸き上がり、NHK 番組に登場したり、さまざまな立場から『資本論』やその解釈本・関連本が出版され書店にならんやりすることになります。どれを選んでよいのかどう評価してよいのかと、社会矛盾や困難を直視しようとするまじめな人びとから戸惑いの声がしばしば聞こえています。このようなときこそ本講座の出番だと私たちは考えます。

昨年來、資本主義終末論や経済格差問題が日本のマス・メディアでも再燃し、ことし年初には突如「ピケティ・ブーム」なるものが湧き起きました。この“旋風現象”をまえにして、本講座と『資本論』見地は、驚かずたじろがず、です。本講座では、これらのもっともホットな現代的テーマにかんしても、『資本論』第 1 卷の剩余価値論、蓄積・貧困化法則、第 2 卷再生産論、第 3 卷利潤率低下法則・恐慌論・未来社会論というぐあいに、『資本論』全巻の体系だった構造的原理的な解明を、いつも同時並行して学びつづけることが出来ています。

“旋風”騒ぎの背景には、現代資本主義における貧富格差問題のたかまりひいては「貧困化法則」の際立った露出が横たわること、立役者ピケティ氏の言説や立ち位置がどのようなものであるかその意義・限界までおおきく全体像をとらえて、あわてず冷静に見きわめることができました。

このように、『資本論』全巻同時開講の体制を続けるなかで、講師コメントや班討論、大小の勉強会をとおして、タイムリーな現代的諸問題に即応できることの威力と重みとを、改めて受け止めているところです。

（おくむら しゅういち
東京学習会議資本論講座運営委員）

碓井敏正

『成熟社会における組織と人間』

花伝社 2015年 本体価格 1728円

荒木 武司

われわれの生きている時代はどのような歴史的時代であるか、どのような方向に進んでいるのか。このことは、社会の変革を希うものにとって常に気になる問題である。不確実性と価値の多元化が静かに進行している現状のなかでは、無意識のうちにせよ意識化せざるをえない。

振りかえれば、碓井敏正氏と私の最初の出会いは、碓井氏の著作『自由・平等・社会主義』(文理閣、1994年)を通してであった。書名に誘われて早くからこの著書を購入していたが、当初、この本も例によってマルクスを賛美し社会主義の理論と現実を糊塗する種類のものであろうと、長らく書棚においたままであった。しかし、社会主義について再考しようとする課題意識から、一度読み始めてみると私の全くの不明であることが分かった。この書は、旧来のマルクス的社会主义について根底からの批判的総括を開始しており、社会主义計画経済にかかる社会主义市場経済、自由主義的民主主義の肯定的評価など、私の問題意識の方向と合致し、さらにそれを先駆的に表明・展開しているものであった。

碓井氏は、上記の好著以来、かの問題系を一貫して追求・発展させ、十指に余る单著・共著を発表してきたが、とくに近年、大西広氏との共編著『格差社会から成熟社会へ』(大月書店、2007年)など「成熟社会」シリーズにおいて、ポスト戦後レジームの分析とそこにおける新たな運動論の構築に精力を注いできたかにみられる。そのいわば氏個人の中間総括であり現時点での集大成とおもわれるが、本書『成熟社会における組織と人間』(花伝社、2015年)である。

* * *

先行の書と同様に、本書においても「成熟社会」なる語をキイ・タームとし、かかる概念を以て今後目指すべき社会の方向を定めようとする。したがってまた、従来の日本型雇用慣行・企業主義の制度、「新福祉国家論」への疑問と批判、新自由主義グローバリズムの全面否定等に対する再検討にすすむ。すなわち、これまで革新運

動が通説としてきた諸概念の再定義の上に、日本社会の新たな時代認識とそれに対応する新たな革新組織およびその運動論を提起することが、企図されている。

本書は、この書の課題認識と篇別構成を説明する序章「成熟社会——その本質、課題、人間」の外に、全II部・10章からなっている。第I部「成熟社会における組織と運動」(第1章～第6章、各章の表題等は省略)では、序論における問題認識をふまえた上で、運動論の組織論的展開が図られており、第II部「成熟社会の課題と人間」(第7章～第10章)では、その人間論的側面および環境問題等が論じられている。採りあげられている具体的な問題は、以下の護憲運動から教育政策の問題、生命倫理と原発・核廃絶問題等極めて多面的で内容豊富であるが、それらは本書の表題である「成熟社会における組織と人間」の問題、新しい革新運動の在り方の問題に取組していく。成熟社会においては、諸個人の自律性と主体性こそが最重要な意義をもつがゆえに、参加・教育・組織そして人間という契機を欠いては構想することができない、という。

ところで、碓井氏のいう「成熟社会」とは何か。周到にも、前記の碓井・大西編『格差社会から成熟社会へ』(2007年)において、「成熟という概念は、体制転換によってではなく、ある体制が同一性を維持したままで進化していくことを意味」(前書iiページ)すると定義されている。また、同編別書『成長国家から成熟社会へ』(2014年)においても、低成長経済社会における「国家中心の公共性概念に代わって、市民的公共性」(後書19ページ)が開花・育成されることだと方向づけられる。かくて、革新運動の目指すべき実現可能な近來の目標が、現代資本主義の発展とその積極的要素(平和と人権、民主主義、公正な市場、環境保全等)をふまえた漸進的改良戦略として具体化され、主体たる国民多数の未来への願望・認識の方向と基本的に一致するものとされていく。

「成熟社会」ないし「成熟の時代」という言葉そのものは、すでにD・ガボール『成熟社会』(原著1972年、

邦訳 1973 年) および山崎正和『柔らかい個人主義の誕生』(1984 年) 等にみられる。これらの書は、新しい時代の変化を先取り的に代表するものとみなされるが、それが本書においては、主体的変革の見地からそれを担う組織と人間の問題に照準が当てられている。そこに、碓井氏の論固有の新しい切り込みがあるといえよう。「人間の成熟がなければ、組織や運動の成熟はないからであり、組織や運動の成熟は人間を成熟させる」(本書 197 頁) といわれる。

* * *

とりわけ本書第 2 章「組織と人間の問題——革新組織再生の条件」における、M・ウェーバーの近代官僚制論、R・ミヘルスの寡頭制組織論、C・バーナードの経営組織論等の理論的整理と考察は、この書の白眉をなす部分といえる。著者は、マルクスにおいてもいわば空白をなす、そして現代の革新組織における組織論的問題点を、見事なまでに抉っている。しかもその上に、ウェーバーおよびミヘルス的な近代組織・官僚制のジレンマの問題に、バーナードのいう人間の「自由意志や主体性」(55 頁) の観点を論理的に導入することによって克服しようと、課題解決の方向を明解に示唆している。この点は、ともすれば組織ペシミズムに陥りがちの私に、その再考の契機・強烈なインパクトを与えるものであった。とはいえ、評者の場合、著者の論理になおつきまとう左翼的楽觀性と全面的に同調することについては、未だ若干の戸惑い(例えは後述コメント 2 参照) が有ることを告白しておきたい。

なおまた、見逃せない注目すべき個別の論点として、「新福祉国家論」(渡辺治他著『〈大國〉への執念』等)への批判的提言が表明されている。批判的前提としては、「ゼロ経済成長時代」の到来とそこにおける財源問題の緊迫性という認識があり、新福祉国家論の下では大きな政府による公共部門の拡大が目標とならざるをえない指摘される。しかも成熟社会との関連で、その「最大の問題は福祉を国家中心に考えており、市民社会との関連でとらえる視点が弱い」(128 頁) ことだという。一つの重要な識見だろう。福祉は国家の責任という先入見から市民参加の福祉へという発想の転換、従来型の制度以外の第三セクター等を活用した福祉の方法もありう

ること等。いずれにせよ、こうした革新内部の論争と問題提起は、視野の拡大と運動の活性化を図るうえで極めて有意義なことである。

* * *

本書にはその外多くの有益な示唆や着想があるが、それらについては読者に直接読んでいただく以外にない。最後に、以上の本書の諸論点とも関連し、ここで評者なりの疑問ないし注文を三点提出しておきたい。

1. 「成熟社会」の目標が同一の体制内での運動を意味するといえば、「社会主義」(社会主義の名辞に固執するものではないにしても、本書にはこの問題への言及がない)との関係はどうなるのか。体制転換とともにわざに、運動の目標は完結されうるのか。その点の理論的分析がなお不明確であるようにおもわれる。

2. 近代産業社会の歴史的現実は、技術・分業・組織の必然的連関において、むしろ人間労働の部分化・細分化・特殊化を進め、専門家と非専門家の分化をますます拡大していく。また、大衆の動向も熱狂の時期を過ぎれば、必ずしも政治参加を歓迎せず家路を急ぐ傾向にあるかにみえる。かかる主体の構造を内包しつつ、現代組織の肥大化と民主制・官僚制のジレンマを如何に超克できるだろうか。よしんば、ポスト資本主義、「成熟社会」がどのようであれ、容易ではない。

3. 上記 2 とも関連し、人間性論を論ずる場合、D・ヒュームや A・スマスのいう「利己心 self-love」の問題を単純に否定的に捉えるのではなく、しかるべき独自に掘り下げて論ずる必要があろう。さもなくば、生きた現実的な人間論とはなりえないとおもわれる。

ともあれ、これらの問いは、この書の先駆的で豊富な内容を、評者の偏狭な問題意識からすが目で視たものかもしれない。いずれにせよ、新しい革新の形成に向かう今後の共同の理論作業の前進にとって、本書はその重要で確実な出発点をなすものとなろう。

本書のいう成熟社会にふさわしい、自由で開放的な、したがってまた、権威におもねることなく闊達な議論がおこなわれるような、円卓 = フォーラム型の運動の在り方・方向こそ、今日ますます求められるところだろう。より多くの読者にこの良書を推薦したい。

(あらき たけし 元大阪教育大学)

北垣智基・鴻上圭太・藤本文朗編著

『未来につなぐ療育・介護労働

——生活支援と発達保障の視点から』

クリエイツかもがわ 2014年 本体価格 2200円

高野 剛

はじめに

評者は、1年ほど前から本誌の編集局の仕事をすることになったが、その頃に基礎研関係者から「今の基礎研は人間発達なのか」と質問される機会があった。編集局内部でこの質問にどう思うかぶつけてみたところ、「基礎研は今も人間発達である。社会福祉学に限らず、環境問題や教育学や哲学など人間発達は多岐にわたっているため、分かりにくくなつた側面があるだけだ」という意見がかえってきた。もともと基礎研が人間発達を提唱し始めたのは、マルクス『資本論』を人間発達の視点から読むというところからであり、『人間発達の経済学』や『ゆとり社会の創造』は代表的な研究成果である。基礎研の人間発達を提唱し始めた池上惇氏が共著者として名を連ねる本書は、基礎研の人間発達のルーツとも言える療育・介護労働の人間発達について考察した重要な著書であるといえるであろう。

本書の目的は、療育労働と介護労働の共通性と応用可能性について、生活支援と発達保障の視点と方法から明らかにすることである。一口に、「高齢者」と「重症心身障害児者」といっても多種多様であり、一括りにすることはできないが、高齢者であれば日増しにこれまでできていたことができなくなり、こんな簡単なことも一人でできなくなってしまったと自尊心を傷つけられ暗くなってしまいがちであるが、重症心身障害児者（超重症児・準超重症児）については、周囲ができるないと思い込んでいても、わずかな反応（発達の窓）に気付くこと（見えないものを見ようとしてすること）でコミュニケーションをとることができるようになり、自信と希望を持つようになるかもしれない。誰からも援助されずに一人で生活できるようになることが自立ではなく、いろいろな人からの援助を受けながら、自分自身が持っている潜在能力（=残存能力）を最大限に發揮することで自分らしい生き方をするようになることが自立であると捉えるならば、療育労働であれ介護労働であれ、共通する部分があるはずである。本書は、この共通性が現場で実現可能

（実践可能）であるかを明らかにしようとしたのである。

本書の概要

本書は、大きく分けて第1部と第2部の2部構成になっている。第1部ではケース研究として現場からの実践事例について、第2部では療育・介護労働の歴史と展望・課題について考察している。

第1部の第1章では、滋賀県にあるびわこ学園での重症心身障害児者への支援の事例が考察されている。びわこ学園は、重症心身障害児施設として島田療育園（東京）に次いで全国で2番目に設立（1963年）されたが、50年以上が経ったため利用者の平均年齢も45歳以上になっている。学齢期を終えて卒業後も施設で生活する人が増えたため、介護技術や介護機器が必要になってきている。50年のあゆみの中で、1974年には子どもと職員の比率が1対1.1になり、1979年には養護学校義務化により教育を受けることができるようになっている。1968年には療育記録映画「夜明け前の子どもたち」が制作され、田中昌人氏は「この子どもたちすべてが、『教育可能、教育の対象である』ことを示す貴重な事実」とした上で、「子どもたちはすべて、自らの発達をこれからの道において民主主義の光たらしめた」（35頁）としている。第2章では兵庫県にある西宮すなご医療福祉センターでの支援の事例として、強度行動障害のある人に対するドリームハウスでの支援が考察されている。西宮すなご医療福祉センターは、1967年に重症心身障害児に医療と育成指導を行う特殊病院として砂子療育園が設立されたのが始まりである。全体主義的な療育プログラムではなく、利用者に見合った個別のプログラムに取り組む事例が紹介されている。第3章では、高齢者・難病介護の実践事例が考察されている。パーキンソン病の利用者に対する特別養護老人ホームでの個別ケアの実践事例やホームヘルパーの立場からの実践事例が考察されている。ホームヘルパーは、在宅での生活の場で、生活援助や身体介護を通して利用者と向き合うことができ、重要な役割を担っていることが考察されている。さらに、統

合失調症で入院する人への訪問活動を通じて、ただ生存するだけではなく、文化面での支援の必要性についても問題提起されている。第4章では、療育労働と介護労働の共通性（発達保障労働）について、明らかにしている。発達保障労働については、二宮厚美氏の「享受能力」が重要な概念になっている。すなわち、高齢者になるにつれて「衰える能力」があっても、逆に「高まる能力」がある。特に、高齢者介護では、「高まる能力」を意識的に見ようとしている。さらに、享受能力を發揮して「生きる喜びや楽しみ」になるとしている。さらに、発達保障労働は言語的・非言語的コミュニケーションであるため、利用者と支援者が相互に発達する側面があり、発達保障労働が実現可能であるためには、社会制度や環境が必要であると考察されている。

第2部の第1章では、療育・介護労働の歴史が考察されている。療育については、1961年に日本初の重症心身障害児施設として島田療育園が設立され、1967年の児童福祉法改正により重症心身障害児施設（第43条）が規定されることになった。一方、介護については、1963年の老人福祉法制定によって、これまで養老施設で老人の世話をしてきた寮母に、特別養護老人ホームで老人の世話をさせることになり、看護と区別する意味で寮母の労働を介護と命名することになった。また、ホームヘルプ制度については、1950年代後半に自治体の単独事業として家庭奉仕員制度が開始され、1962年には家庭奉仕員派遣事業が国庫補助となり、1963年の老人福祉法制定で「家庭奉仕員による世話」（第12条）と規定された。その後、1967年に心身障害者、1970年に心身障害児にも対象拡大され、1989年のゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略）で家庭奉仕員からホームヘルパーに名称変更するようになった。第2章では、療育・介護に関わる政策・制度と運動的課題について考察されている。療育分野では医療的ケアの問題と今後の課題について、介護分野では地域包括ケアシステムが推進される中で低賃金問題と事業所の経営問題について考察されている。また、1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定され、介護福祉士の養成が始まったが、介護福祉士養成の問題点と今後の課題が考察されている。さらに、介護・療育労働者の健康問題として腰痛予防対策についても考察されている。第3章では、療育・介護労働における福祉文化と今後の課題について、考察されている。当事者の立場からホームヘルパーの課

題と、発達保障労働の担い手が現在の厳しい現場環境を変革し、福祉文化によるまちづくりを実践するための課題を考察している。

若干のコメント

評者は、以前、福祉系大学に勤務しており、社会福祉士と精神保健福祉士だけでなく、介護福祉士や保育士の養成課程もある職場に勤務していた。評者のゼミの卒業生は、大半が障害者支援施設や高齢者介護事業所など療育労働や介護労働の仕事を就職しているが、本書を読みながら彼らが元気に働いているだろうか、利用者と支援者の相互発達で福祉専門職として立派に成長しているだろうかと思いをめぐらせていました。実は、支援される側だけではなく、支援する側もいじめやDVで心の傷を負っていたり、発達障害の疑いのあるグレーゾーンであったり、経済的に困窮している家庭環境だったりしている。その意味で、支援者は利用者に共感し、深く理解し合うことで相互に発達・成長していく可能性を秘めている。しかしながら、在職中に彼らにどれだけのことを伝えることができたであろうかと思うことがしばしばある。藤井伸生氏が本書で指摘しているように、福祉専門職は低賃金労働であるため、福祉系大学は学生が集まらない問題点がある。また、実習の巡回指導や国家試験合格のための補習授業や学生集めのための高校まわりに時間を取られてしまいがちである。さらには、国家試験合格のための受験テクニックに陥ってしまいがちであり、福祉系大学の教員の側にも問題点がある。福祉系大学の教員をしていた頃は、社会福祉の理想と現実のギャップに悩み、「福祉嫌い」になりかけていたが、経済学部の教員になってから、ゆっくり福祉とは何かを考える余裕が出てくるようになったのは皮肉としか言いようがない。いやむしろ、社会福祉の理想と現実のギャップに対して、「おかしいのではないか」と発言することすらできない雰囲気があったことを指摘しておきたい。ゼミの卒業生たちへの罪滅ぼしも兼ねて、経済学部の教員である評者に出来ることは、発達保障労働を実現するための社会的条件や環境について研究し、その改善点を社会へ発信することではないだろうか。本書は、基礎研関係者には必読の書であると断言し、一読することを是非お勧めしたい。

（たかの つよし 所員 立命館大学）

八木紀一郎・有賀祐二・大坂洋・大西広・吉田雅明 編

『経済学と経済教育の未来

——日本学術会議＜参照基準＞を超えて』

桜井書店 2015年 本体価格 3200円

前畠 雪彦

本書の概要

日本学術会議経済学委員会（委員長岩本康志）は、大学教育のユニバーサル化と経済社会の国際化に対応するため2014年8月29日に、「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参考基準 経済学分野」を決定した。ここに至るまでは当初提案された参考基準原案——それは新古典派のミクロ経済学・マクロ経済学である——に対する種々の立場からの反対があった。これを受けて、上記の決定は原案を修正したものになった。しかしそれは「経済学とその教育を現代の社会的視野のもとで発展させていく」という面での内容は乏しく、政治経済学や進化経済学、フェミニスト経済学などの経済学内部の批判的潮流の存在は無視されていることにも変わりがない。したがってこの〔原案のは正を求めて〕署名運動に参加した研究者の多くにとって、成立した「参考基準」が経済学教育、いや経済学そのものの画一化を促進し、その創造性を押さえつけるものになりかねないという懸念は払しょくされていない。

本書は、決定された「参考基準」をこのように認識して、次のように述べる。「本書の狙いは成立した「参考基準」の是非という問題を超えたところにある。私たちは「参考基準」問題によって生じた緊張関係をばねにして、経済学と経済学教育の可能性についてより真摯な議論を呼び起こしたいのである。私たちも、「参考基準」が経済学についての基本理解を経済学教育に結びつけたことの意義を否定するものではない。…「参考基準」はその両者を直接結びつけ、しかも大学に対してそれについての何らかの態度をとることを求めた。これは大学を構成する研究者=教員に対する一つの挑戦である。…本書は論議を生み出すためのものであり、見解を統一するためのものではない。」本書の構成は、編集代表者による、「参考基準」が問題となった経緯とその国際的背景を説明する序論を置いて、狙いに基づく種々の立場からの、「参考基準」の挑戦に対する応戦の主張を各章に配置するものとなっている。

序論 経済学の「参考基準」はなぜ争点になったか
(八木紀一郎)

- 第1章 教育に多様な経済学の在り方が寄与できるこ
と (大坂洋)
- 第2章 経済学はどのような「科学」なのか (吉田雅明)
- 第3章 マルクス経済学の主流派経済学批判 (大西広)
- 第4章 競合するパラダイムという視点 (塩沢由典)
- 第5章 純粹経済学の起源と新スコラ学の発展 (有賀
祐二)
- 第6章 「経済学の多様性」をめぐる覚書 (浅田統一郎)
- 第7章 経済学に女性の居場所はあるのか (足立真理)
- 第8章 経済学の多様な考え方の効用 (遠藤公嗣)
- 第9章 地域の現実から出発する経済学と経済教育
(岩佐和幸)
- 第10章 主流派経済学 (ニュー・クラシカル学派)
警鐘 (岩田年浩)
- 第11章 大学教育の質的転換と主体的な経済の学び
(橋本勝)
- 第12章 働くために必要な経済知識と労働知識 (森
岡孝二)

以下では、「参考基準」の経済学の定義に対する批判を忌憚なく述べることによって、この問題の2回のシンポジウムに参加し署名運動に加わった私も挑戦に応える。

「参考基準」の経済学の定義の批判 ——商品・貨幣・資本の諸概念の欠如——

「参考基準」は、1929年世界恐慌に比肩する、リーマンショックを頂点とする2008年の資本主義の危機に、あたかもそれが起こらなかっただかのように一言も触れずに、経済学を、新古典派のアルフレッド・マーシャルを「下敷き」として、次のように定義する。

「経済学は、社会における経済活動の在り方を研究する学問であり、人の幸福の達成に必要な物資（モノ）や労働（サービス）の利用及びその権利の配分における個

人や社会の活動を分析するとともに、幸福の意味やそれを実現するための制度的仕組みを検討し、望ましい政策対応の在り方を考える学問領域である。これは「参照基準」が対象とする現在の市場に関する、したがって上記の危機に陥った資本主義に関する経済学の定義とはなっていない。何故なら市場経済では、何よりも、「人の幸福の達成に必要な物資（モノ）と労働（サービス）」は、すべて価格という貨幣形態を持つ商品として、そしてこの価格を命がけの飛躍で実現すべき商品として、存在するからである。そしてこの商品こそが富の社会的形態として経済学の第一の考察対象だからである。

「物資（モノ）」は単なる幸福欲望達成の対象としては商品ではない。例えば、トマトは「モノ」としては、自家消費のために家庭菜園で作られるトマトと同じである。しかしこの幸福欲望の対象は商品ではない。あるいはトマトはそれを食材とするのに適切な栄養学的属性を持つ「モノ」としては商品ではない。例えば日本で、トマトが商品であるのは、店頭で、「トマト 3 個 = 148 円」という価格を持つからである。つまり貨幣である円を単位とする 148 の数値がトマトを商品とする。この貨幣数値を持たなければトマトは商品ではない。市場にある、われわれの諸欲望の対象であるすべての異なる種類の「物資（モノ）」は、これらの雑多な諸使用価値の相違にも係らず、それらの額に張り付いている白いラベルと共に不可思議な円（¥）を単位とする観念的貨幣数値を宿命的に書き込まれることによってのみ商品なのである。したがって目の前にある欲望対象の商品体から貨幣数値である価格形態を、スミスやリカードの古典派経済学の根本欠陥を再現して、それをどうでもよいものとして捨象し、それを単に「モノ」そのものに還元することは、欲望対象の「モノ」を商品とする歴史的生産関係を捨象し、こうして経済学の対象をあらゆる形態の人類社会に共通する種々の「モノ」の効用とそれに対する種々の人間欲望の満足度に関するありきたりの関係と、この関係についての非現実的な幸福なるものの解明に向かわせると共に、目の前にある市場経済を歴史性のない、したがって進化することも変化することもない永遠の固定的形態と見ることを、事実上、暗黙に強制することとなる—この定義の役割はここにある。考察対象を「モノ」に印された観念的貨幣数値が指し示す歴史的生産関係から、この神秘的記号 ¥ (\$・£・€ 等) の数値を省いた「モノ」それ自身とそれに対する人間欲望との一般的超歴史的関係のみに転換させるのである—。商品価格は、兌換制度では、恐慌を頂点とする産業循環において激しい上下波動を描きながら趨勢的に下落した。鉄等の工業製品ではこれは顕著である。これに対して不換制度では、一般的には持続的累積的に上昇してきた。すなわち

需給均衡価格水準はこのような対照的な運動を描いてきたのである。このような価格運動は「モノ」の効用とそれに対する人間欲望量との関係だけではおよそ説明できない。同じことは「労働」についててもいえる。「労働」は、経済学の対象としては単なる「労働」ではない。それは、例えば、時給の形態で、「1 時間の労働 = 1000 円」というように、「労働の価格」を持つものとして存在する。これが目の前にある現実である。しかし「労働」はどこでもこののような価格を持つわけではない。黒人は黒人奴隸であることによって生まれながらに奴隸ではない。黒人は一定の歴史的諸関係においてのみ奴隸となる。そしてこの関係では奴隸所有者と奴隸の幸福とは正反対のベクトルを持つ。同様に労働は労働として生まれながらに価格を持つのではない。労働が価格を持って表されるのは、言うまでもなく、一定の歴史的生産関係によってである。そしてこの生産関係では、資本主義成立以来の資本賃労働間の長い「内乱」の歴史が示すように、雇用者と被雇用者との幸福もまた正反対のベクトルを持つ。これは現在のホワイトカラー・エグゼンプションに対する労使の対立する反応が証明している。そして兌換制と不換制におけるその価格運動の対照性は、先に指摘した普通商品と同様である。またこの定義には、商品の価格規定が存在しないことから貨幣は存在しない。しかし貨幣なしの市場経済はあり得ない。貨幣は、外国為替相場に媒介されて国際的に光速度で振り替えられる預金—IT 化したペーパーレスのこのシステムが、29 年恐慌とは違って、今回の危機を一瞬のうちに世界市場全体へ伝播させた—と商品の価格との手で握れぬ観念的形態として、ならびに現在の中央銀行が無制限に発券できる不換紙幣と政府が発行する硬貨との手で握れる実在的形態として、二重に現存している。これらの観念的と実在的との機能の異なる二重の貨幣存在なしに、市場について説明することは最初の一歩から不可能である。そしてドルとのスワップ網を通じた先進諸国中央銀行の無制限発券力に立脚する共同的な「無制限流動性供給宣言」の繰り返しが、今回の危機を、29 年恐慌とは違って、世界的貨幣恐慌に展開するのを防いだ。

「参照基準」の経済学の定義は、われわれが向き合うべき、リスクを内包した現実の市場経済に関する経済学の定義にはなっていない。市場経済を考察するためにはその主要な構成要素である商品・貨幣・資本の概念が分析的に解明されねばならない。これらなしには市場経済をそれ自身に即して客観的に認識できない。新古典派のマーシャルを下敷きにする限り、すなわち「モノ」の価格形態を捨象して、商品を単なる「物資（モノ）」と「労働（サービス）」に還元し、そして「モノ」の効用とそれに対する人間欲望量の満足度との一般的均衡のユー

トピアに思考を限定させる限りでは、商品や貨幣や資本という独自の歴史的諸形態を析出することは出来ない。言い換えれば「参照基準」の経済学の定義では、人類史において歴史的に生成し変態し新しい形態に移行する現

存資本主義的生産有機体を、偏見なく対象そのものの弁証法的性格に即する形では解明できないのである。

(まえはた ゆきひこ 所友 桜美林大学)

編集後記

▼昨年6月より編集局のメンバーに加わることになりました。それに伴い、松本朗・副編集局長がサバティカルのため、編集局から外れることになりました。基礎研と関わりを持つようになったのは、大学生の時からです。大学生の頃、社会科学サークルに所属していましたが、いろいろヤバいサークルであったため、大学3回生の時にサークルを退会しました。その後、大阪市のホームレス調査に調査員として参加したり、一橋大学と神戸大学との三商大ゼミ討論会に参加したり、政治家との討論会を開催したりしていました。大学4回生の時は就職活動をしましたが、受験した朝日新聞社と野村総合研究所が不採用となり、大学院へ進学することに決め、本誌を購読して進学のための勉強をするようになりました。

▼大学院在学中は、大学に本誌が所蔵されていたことと、金銭的に負担に感じるようになってきたことから購読を中止しました。大学院在学中に購読を中止したにも関わらず、大学院修了後に基礎研の読者そして所員になった理由には、本気で大学教員の道を諦めようと考えたからでした。私が大学院を修了した2006年は、大学院重点化により団塊ジュニア世代のポスドクが山積していました。団塊ジュニア世代より年下の私は、「まだ早い、若いし会社勤めをしてこい」と指導教員から言われることがしばしばありました。実際に転職情報サイト（新卒でないため）に登録して、経済団体の事務局や、公益法人の嘱託調査員の面接に通ったりしていました。

その時、基礎研の「働きつつ学ぶ権利を担う」というスローガンを思い出し、大学教員の道を諦めて会社勤めをしても、研究発表したり論文を掲載してもらったりしながら、ほどほど研究活動を続けようと思うようになりました。幸い2年間の浪人生活で、専任教員のポストに就くことができました。

▼また、本誌の大切さが分かり始めたのは、大学院を修了してからです。大学院在学中は、院生が発行している紀要があったのですが、大学院修了後は研究発表する紀要や雑誌がないため、学会誌に投稿しないと発表する場がなくなってしまいました。それまで研究業績として査読論文が3本ありましたが、専任教員として就職するためには、毎年1本以上は論文を発表する必要がありました。毎年、学会誌に掲載されるのは並大抵のことではなく、書評や「NEWSを読み解く」を書かせてもらえる本誌は、私にとって貴重な存在でした。今も本誌は、若手研究者である私に、ときおり執筆の機会を与えてくださっているので、大学院修了後の研究者としての成長は、本誌なしには語ることができません。

▼かなり目が悪いので、編集局のメーリングリストでのやり取りや、縮小された校正原稿のチェックは、私にとってかなり疲れる仕事ですが、微力ながら本誌の編集に貢献できればと考えています。頑張りますので、何卒よろしくお願ひします。

(高野 剛)

『経済科学通信』投稿規程

1. 本誌はレフェリー制にもとづく投稿を受け入れています。
2. 種類と字数
論文、研究ノート、読書ノート：9,000字以内。
研究動向、書評：4,000字以内。
制限字数の上限には、図表、注、参考文献などを含みます。
3. 投稿に際して、つぎの提出物をお送りください。
 - (1) 正本と副本の電子ファイル（テキスト形式またはMS-Wordで読み込み可能なもの）。
 - (2) 論文、研究ノート、読書ノート、研究動向、書評の区別を明記してください。
 - (3) A4判横書き1ページ35字×30行で作成してください。
 - (4) 正本には論題、氏名、所属、郵送先、電話番号、E-mailアドレスを付記してください。
 - (5) 副本は審査用です。投稿者の氏名が特定されるような記載はすべて削除してください。「拙稿」「拙著」などの記述はしない、あるいは伏せ字にしてください。編集局で内容を点検し、執筆者が特定できると判断した場合は削除させていただくことがあります。
4. 送り先
基礎経済科学研究所編集局宛電子メール添付ファイル、
あるいは郵送。（郵送の場合、返却不要なメディアに保存のうえ、基礎経済科学研究所宛にお送りください。その際正本と副本のコピーを各一部添えてください）。
投稿者には編集局受領の時点で電子メールまたは書面により受領の旨の返事を送りますので、からだご自身で確認してください。
提出された電子ファイルや原稿等は返却いたしません。
5. 審査と判定
直近の編集局会議において匿名査読者（レフェリー）を選定し、査読の依頼を行います。
レフェリーの評価にもとづいて、掲載の可否を編集局会議において決定します。
判定結果については、メールまたは書面により投稿者にお知らせします。
掲載可と判断された論文等の掲載号は、『経済科学通信』の構成及び著者校正等の日程を鑑みたうえで編集局において決定します。
6. 審査結果の内容
「そのまま掲載可」もしくは「わずかな手直しで掲載可」と判断された場合は、「改善要望」を送りますので、電子ファイルとハードコピーの原稿の両方を再提出してください。
「継続審査」として「改善要望」と再提出の期限をお知らせする場合があります。この場合は再審査を行ったうえで可否を決定するので、掲載を確約するものではありません。
7. 著作権
掲載が決定した場合、原稿の著作権を基礎経済科学研究所に委譲してください。ただし、原著者による著作権使用の申し出については、所定の基準と手続きにより無償で許可します。
8. 抜き刷り
抜き刷りは実費にて作成可能です。筆者校正時にその旨と希望部数をご連絡ください。
9. 掲載料
所員、所友、研究生の方から掲載料は徴収しません。『経済科学通信』の当該号を2部お送りします。
所員、所友、研究生以外の方には、論文・研究ノート・読書ノートは5,000円、研究動向・書評は2,000円の掲載料をお支払いいただきます。

経済科学通信 第138号 2015年9月30日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号
TEL/FAX (075) 255-2450
e-mail henshu@kisoken.org
URL http://www.kisoken.org
振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 森岡 真史
副編集局長 山西 万三 大西 広
編集局員 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 高野 剛 森本 壮亮
中根 康裕 宮下 武美 大畑 智史 和田 幸子 角田 修一
藤岡 悅 田添 篤史 原田 収 伊藤 明洋

印刷所 モリモト印刷株式会社
〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19
TEL 03-3268-6301 (代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

カタストロフィーの経済思想

震災・原発・フクシマ

3・11が我々に突きつけた「カタストロフィー」。人間復興のために何を見据え、どう乗り越えるべきか、そのヒントを提示する。

後藤宣代

・広原盛明

・森岡孝二

・池田清

・中谷武雄

・藤岡惇

著

時代はまるで資本論

貧困と発達を問う全10講

現古代日本で進行しつつある、「貧困」にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から、現代社会を読み解く鍵をさぐる。

基礎経済科学研究所編

本体2400円

中国環境汚染の政治経済学

現在中国で起きている環境問題を学ぶための入門書。

新刊

本体2200円

社会科学と高貴ならざる未開人

18世紀ヨーロッパにおける四段階理論の出現

前田尚作訳

本体5000円

アメリカの労働組合運動

C・ウェザーズ著

本体3800円

保守化傾向に抗する組合の活性化

変貌するアジアと日本の選択

グローバル化経済のうねりを越えて

和田幸子編著

本体2600円

金融危機のレギュラシオン理論

—日本経済の課題

宇佐宏幸・山田鋭夫・磯谷明徳・植村博恭著

本体3200円

国際平和と「日本の道」

東アジア共同体と憲法九条

望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇

・大西広・浅井基文著

本体2400円

経済統計学

基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著

本体2300円

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

図書出版

昭和堂

郵便振替 01060-5-9347 〈価格税別〉
<http://www.showado-kyoto.jp>

●経済成長や生産性の新たな測定方法を提示

投下労働量計算と基本経済指標

新しい経済統計学の探究

泉弘志著 マルクスが重視した「投下労働量」の概念を応用して、経済成長率、生産性などの新しい測定方法を提示。剩余価値率、利潤率も計測。

A5判・4800円

●不平等は非効率だ

不平等と再分配の新しい経済学

サミュエル・ボウルズ著 最新のゲーム理論・行動科学とさまざまな実証・実験データに基づいて示す、ラディカルな再分配政策の可能性。

A5判・3000円

いくさば とうどう 戦場ぬ止み

辺野古・高江からの祈り

三上智恵著(「標的の村」「戦場ぬ止み」監督)

増刷出来

新基地建設が強行される最前線で綴った撮影記。

46判・1400円

大月書店
戦後70年企画

証言記録

市民たちの戦争

①銃後の動員 ②本土に及ぶ戦禍 ③帝国日本の崩壊

NHK「戦争証言」プロジェクト 編

吉田裕・一ノ瀬俊也・佐々木啓 監修

シリーズ全19番組をテーマ別に構成、150人以上の貴重な証言を収録。

46判・各2600円

大月書店

〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話 03(3813)4651(代表) FAX 03(3813)4656
メールマガジン配信中(C登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/> 税別価格

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 價格税別表示

鶴田満彦・長島誠一編

A5判上製・5000円

マルクス経済学と 現代資本主義

独立研究会50周年記念出版 19氏が「経済学の方法と理論」「現代

資本主義論」「国際経済」「日本経済」について、縦横・闊達に論じる。

第一部○経済学の方法と理論 1『資本論』と現代資本主義論(鶴田満彦)／2

宇野理論とマルクス(小隧道昭)／3置換理論とその展開(佐藤良二)／4抽象的労働説と独立価格論(飯田和人)／5国民所得論と生産的労働——サービス

商品(渡辺雅男)／6恐慌景気循環論(長島誠一)／7独占金融資本の理論(野田弘英)／8國家独占

資本主義の現段階(建部正義)／9不換制下の貨幣資本蓄積と現実資本蓄積(前畠雪彦)／10現代資本主義とアソシエーション(小松善雄)

第三部○国際経済 11グローバリゼーションと多国籍企業(柿崎繁)／12アメリカ資本主義と世界——その全体像を把握する研究課題(瀬戸岡鉄)／13経済統合とヨーロッパ(相沢幸悦)／14発展途上国問題と東・東南アジア(岩田勝雄)

第四部○日本経渋 15戦後日本資本主義——その再生・発展・衰退(柴垣和夫)／16戦後日本の設備投資と過剰生産能力(小林正人)／17バブル経済(古野高根)／18日本資本主義分析と労働時間(森岡孝二)／19消費構造分析の視角(姉歎曉)

未来 日本学術会議[○]参照基準[○]を超えて 経済学と経済教育の

八木紀一郎(代表)ほか編

A5判上製・3200円

鶴田満彦著

四六判上製・3200円

21世紀日本の経済と社会

アベノミクスは日本をどこに導くか。日本資本主義の現在を世界的・長期的な視野で分析し、21世紀における経済・社会システムのオルタナティブを提示。

森田成也著

A5判上製・3700円

季刊 経済理論 第52巻第3号

(2015年10月)

特集○ハイマン・ミンスキーオの経済学

——金融危機をどう乗り越えるか

金融不安定性仮説の意義と限界

——アメリカ・ラディカル派のミンスキーオ論

サブプライム金融危機とミンスキーオ・クラインシス

——流動資産のピラミッド構造の形成とその破綻

2008年の金融危機における

マネーマネージャー資本主義の崩壊と再生

ミンスキーオ理論の国際経済への拡張

マルクス信用論の課題と展開

——『資本論』第3部第5篇草稿に拠つて

労働価値論と資本循環

——体化労働説と抽象的労働説について

「グローバル・インバランス」論議におけるFed viewとBIS view

——マルクス経済学信用論の観点から

ほか

宮田惟史 飯田和人 服部茂幸 石倉雅男 横川太郎 鍋島直樹